

津市地域防災計画

〔震災対策編〕

平成24年度修正（案）

津市防災会議

津市地域防災計画

〔震災対策編〕

目 次

第1編	総 則	1
第1章	計画の方針	1
第1節	計画の目的	1
第2節	計画の基本方針	1
第3節	計画の構成	1
第4節	計画の効果的な推進	2
第5節	計画の修正	2
第2章	防災関係機関	3
第1節	防災関係機関の責務	3
第2節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	4
第3章	市民の責務と事業所の役割	9
第1節	市民の責務	9
第2節	事業所の役割	9
第4章	津市の特性	10
第1節	自然的条件	10
第2節	社会的条件	16
第3節	対象とする災害	18
第4節	地震の被害想定	18
第5節	災害の記録	18
第2編	災害予防計画	19
第1章	災害に強いまちづくり	19
第1節	災害に強いまちづくりの計画的な推進	19
第2節	建築物等災害予防計画	21
第3節	公共施設・ライフライン施設災害予防計画	23
第4節	火災予防計画	28
第5節	危険物等災害予防計画	29
第6節	地盤災害等予防計画	31

第2章 地域防災力の育成	33
第1節 防災意識・防災知識の普及	33
第2節 防災訓練の実施	35
第3節 自主的な防災活動への支援	37
第4節 事業所による自主防災体制の整備	39
第5節 消防団による地域防災体制の整備	40
第6節 ボランティア活動への支援	42
第7節 災害時要援護者対策	44
第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策	47
第1節 避難開始の時期	47
第2節 避難を可能にする情報提供の充実	49
第3節 自主的な避難	51
第4節 避難計画の策定	52
第5節 避難体制の整備	54
第6節 防災拠点の整備	57
第4章 災害に備える体制の確立	58
第1節 災害対策本部	58
第2節 情報の収集・伝達体制	62
第3節 職員の災害対応力向上	64
第4節 広域的な相互応援体制の整備	66
第5章 災害応急対策・復旧への備え	67
第1節 消火・救急・救助対策	67
第2節 災害時医療対策	69
第3節 緊急輸送活動対策	71
第4節 緊急物資確保対策	73
第5節 消毒・保健衛生・廃棄物の処理体制の整備	75
第3編 災害応急対策計画	77
第1章 災害時応急活動	77
第1節 活動体制の確立	77
第2節 災害情報の収集・伝達	80
第3節 通信の確保	86
第4節 応援要請	87
第5節 広報活動	88
第6節 避難対策活動	90
第7節 消防救急救助活動	97

第8節	水防活動	99
第9節	被災宅地危険度判定及び被災建築物応急危険度判定	100
第10節	輸送及び交通応急対策	101
第11節	障害物の除去	105
第12節	飲料水の確保、調達	107
第13節	食料の確保、調達	110
第14節	生活必需品の確保、調達	112
第15節	医療・救護活動	113
第16節	消毒・保健衛生・廃棄物の処理活動	117
第17節	遺体の捜索・処理・埋火葬	121
第18節	犬、猫、特定動物等の保護及び管理	123
第19節	住宅の応急確保対策	124
第20節	公共施設・ライフライン施設等応急対策	125
第21節	危険物による二次災害防止対策	134
第22節	応急教育対策	136
第23節	災害時要援護者への支援	139
第24節	災害ボランティアの受け入れ	141
第25節	災害義援金・義援物資の受け入れ	143
第26節	災害救助法の適用	144
第2章	自衛隊の災害派遣	146
第1節	災害派遣の要請	146
第2節	派遣部隊の受け入れ体制	148
第3節	派遣部隊の業務及び撤収	149
第4編	災害復旧・復興対策	151
第1章	災害復旧・復興の推進	151
第1節	迅速な復旧・復興	151
第2章	災害復旧・復興計画	153
第1節	公共施設災害復旧事業計画	153
第2節	財政金融計画	155
第3節	被災者等の生活再建等の支援	157
第4節	被災者生活再建支援制度	162
第5節	災害弔慰金・災害障害見舞金・災害見舞金・弔慰金	164
第6節	被災中小企業の復興その他経済復興の支援	167
第7節	農林漁業経営の安定策	168
第8節	激甚災害の指定	169

第 1 編 総 則

第 1 章 計画の方針

第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 42 条及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「東南海特措法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、津市防災会議が津市の地域に係る地震災害に関し、予防、応急対策及び復旧・復興等に関する事項を定めています。これに基づいて、市、指定地方行政機関、指定公共機関等が行う防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、地域社会の安全と市民福祉の確保を図ることを目的とします。

第 2 節 計画の基本方針

この計画は、東南海特措法第 6 条第 1 項に規定する東南海・南海地震防災対策推進計画を含むものであり、市及びその他の防災関係機関並びに市民の役割と責任を明らかにし、行政・公共機関・事業者・市民が一丸となって地震災害に対処するための基本的な計画です。

第 3 節 計画の構成

この計画は、風水害等対策編、震災対策編、津波対策編及び資料編で構成します。

震災対策編の内容は次のとおりとします。

第 1 編 総則

計画の目的や構成、県市をはじめとする防災関係機関の防災体制の概要について記述しています。

第 2 編 災害予防計画

地震による災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限度にとどめるための基本的な計画とします。

第 3 編 災害応急対策計画

地震災害が発生するおそれがある場合、又は地震災害が発生した場合に被害を最小限に抑え、災害発生後の応急対策を迅速かつ的確に推進するための基本的な計画とします。

第 4 編 災害復旧・復興対策

市民の生活安定のための緊急措置及び公共施設の災害復旧及び災害復興を行うための基本的な計画とします。

第4節 計画の効果的な推進

防災関係機関は、この計画を効果的に推進するため、他機関との連携を図りつつ、次のことを実行します。

- (1) この計画に基づくアクションプログラムの作成と関係部局・職員への周知徹底
- (2) この計画とアクションプログラムの推進にかかる定期的な点検
- (3) 他の計画との整合性の点検

第5節 計画の修正

本計画は、法第42条の規定に基づき、社会情勢の変化に応じて常に実情に合ったものとするため、毎年検討を加え、必要があるときは修正します。

なお、修正にあたっては、原則として次の手順で行います。

- 1 市防災会議は、関係機関の意見を聞き、防災計画修正案を作成します。
- 2 市防災会議は、作成した防災計画修正案について法第42条第3項の規定により県知事と協議します。
- 3 市防災会議を開催し、防災計画を審議、決定します。
- 4 法第42条第4項の規定に基づき、市民等にその要旨を公表します。

また、この計画は、市職員及び防災関係施設の管理者、その他関係機関に周知するとともに、市民及び事業者の協力のもとその実現を図ります。

[注記]

県	県の部局、県警察及び出先機関、教育委員会等をいいます。
市	市の部局、行政委員会、一部事務組合、消防機関（消防本部、消防署、消防団を含む。）をいいます。
防災関係機関	国、県、市、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいいます。
ライフライン	電力、ガス、上下水道、通信等をいいます。
災害時要援護者	必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障がい者、難病を抱える人、外国人、乳幼児、妊婦等があげられます。

第2章 防災関係機関

第1節 防災関係機関の責務

1 市

市は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施します。

2 県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て県の地域における防災対策を推進するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行います。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、指定地方行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとります。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力します。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から地震及び津波災害予防体制の整備を図り、地震及び津波災害時には応急措置を実施するとともに、市、県その他防災関係機関の防災活動に協力します。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりとします。

1 地方自治体

機関名	処理すべき事務又は業務
市	(1) 市防災会議及び市災害対策本部に関すること。 (2) 防災対策の組織の整備に関すること。 (3) 防災思想の普及、啓発及び訓練の実施に関すること。 (4) 自主防災組織の育成指導、その他市民の防災対策の促進に関すること。 (5) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄整備及び供給に関すること。 (6) 防災のための施設・設備の整備に関すること。 (7) 市が管理する施設の災害予防に関すること。 (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 (9) 地域住民に対する避難勧告又は指示及び避難所の開設に関すること。 (10) 消防、水防その他応急措置に関すること。 (11) 被災者の救出・救助及び救護等の措置に関すること。 (12) ボランティアの活動支援に関すること。 (13) 緊急輸送の確保に関すること。 (14) 食料、医薬品、その他物資の確保に関すること。 (15) 災害時の防疫その他保健衛生に関すること。 (16) 災害時の文教対策に関すること。 (17) その他災害応急対策及び災害復旧の実施 (18) 地震防災応急計画の作成指導及び届出の受理 (19) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施 (20) その他災害発生の防御及び拡大防止のための措置
県	(1) 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務 (2) 防災対策の組織の整備に関すること。 (3) 防災施設の整備に関すること。 (4) 防災行政無線の整備と運用に関すること。 (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備に関すること。 (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練に関すること。 (7) 災害に関する情報の収集、連絡及び訓練に関すること。 (8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民県民に対する広報に関すること。 (9) 被災者の救助に関する措置に関すること。 (10) ボランティアの受入れに関する措置に関すること。 (11) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置に関すること。 (12) 被災県営施設の応急対策に関すること。 (13) 災害時の文教対策に関すること。 (14) 警戒宣言時及び災害時の混乱防止その他公安の維持に関すること。 (15) 災害時の交通及び輸送の確保に関すること。 (16) 自衛隊の災害派遣要請及び関係防災機関等との連絡に関すること。 (17) 災害復旧の実施に関すること。 (18) 市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整に関すること。 (19) 地震防災応急計画の作成指導及び届出等の受理に関すること。 (20) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要

機関名	処理すべき事務又は業務
	な事業に関すること。 (21) その他災害発生の防御及び拡大防止のための措置に関すること。

2 三重県警察本部（津警察署、津南警察署）

機関名	処理すべき事務又は業務
	(1) 災害警備に関する警察通信施設及び資機材の整備充実に関すること。 (2) 災害の実態把握と被災者の救出救護に関すること。 (3) 交通の規制及び治安の確保に関すること。 (4) 管内防災機関との連絡調整に関すること。

3 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務
財務省東海財務局 津財務事務所	(1) 災害復旧事業における職員の査定立会 (2) 災害応急復旧事業等のための災害つなぎ資金の短期貸付措置 (3) 災害復旧事業財源に係る資金運用地方資金の措置 (4) 管理する国有財産の無償貸付等の措置 (5) 金融上の諸措置
東海農政局 三重農政事務所	(1) 米穀販売業者に対する知事、又は知事の指定する者への精米の売却に関する指示（知事の供給要請による。） (2) 知事又は知事の指定する者への政府米売却、又は出荷業者等に対する米穀の売却に関する指示 (3) 国が災害対策用として備蓄している乾パン及び乾燥米飯の被災地に対する緊急輸送措置
第四管区 海上保安本部	(1) 情報の収集、伝達及び災害原因調査 (2) 海難の救助、排出油の防除及び救済を必要とする場合における援助 (3) 航行警報を放送する等災害の発生について船舶への周知及び必要に応じて避難の勧告並びに船舶交通の制限又は禁止措置 (4) 海上における消火及び被災者、被災船舶の救助 (5) 航路障害物に対し、その所有者等に除去を命ずる等必要な措置 (6) 海上火災の発生するおそれのある者に対する火気の使用の制限又は禁止措置 (7) 流出油に対し、措置義務者に除去を命ずる等、必要な措置 (8) 海上における治安を維持するため、関係法令違反等の取締り (9) 自衛隊の災害派遣要請
津地方气象台	(1) 東海地震に関連する情報の通報並びに周知 (2) 気象本庁が行う津波予報警報等の県への通知 (3) 地震、津波に関する観測及びその成果の収集並びに情報の発表
東海総合通信局	(1) 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の統制監視 (2) 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常通信の運用監視 (3) 災害地域における電気通信施設の被害状況の調査 (4) 各種非常通信訓練の実施、又は指導 (5) 非常通信協議会の育成指導 (6) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与
三重労働局	(1) 事業者に対し、二次的災害防止のための指導・監督の実施 (2) 事業場における労働災害発生状況の把握 (3) 労働災害と認められる労働者に対し、迅速、適正な保険給付等の実施

機関名	処理すべき事務又は業務
中部地方整備局 三重河川国道事務所	(1) 災害予防 ア 所管施設の耐震性の確保 イ 応急復旧用資機材の備蓄の推進 ウ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 エ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用 (2) 応急・復旧 ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施 イ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 ウ 所管施設の緊急点検の実施 エ 情報の収集及び連絡 オ 自治体等広域支援
中部地方整備局 四日市港湾事務所	(1) 港湾・海岸 ア 災害から港湾並びに地域住民の生命、財産等を保護するための港湾・海岸保全施設等の整備に関する計画・指導及び事業実施 イ 災害時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁等の整備に関する計画・指導及び事業実施 ウ 港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施 エ 海上の流出油災害に対する防除等の措置

4 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
西日本電信電話 株式会社三重支店	(1) 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡 (2) 警戒宣言、地震予知情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与 (3) 地震防災応急対策に必要な公衆通信施設の整備 (4) 災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行 ア 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 イ 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 ウ 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置
株式会社 N T T ドコモ東海	(1) 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡 (2) 警戒宣言、地震予知情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与 (3) 災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行 (4) 移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 (5) 非常時における携帯電話回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 (6) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法の確保及び移動通信設備の早急な災害復旧措置
日本赤十字社 三重県支部	(1) 警戒宣言の発令に伴う、医療、救護の派遣準備の実施 (2) 災害時における医療、助産及びその他の救助 (3) 災害救助等に関し各種団体又は個人が行う災害救助の連絡調整 (4) 救援物資の配分 (5) 義援金の募集及び分配

機関名	処理すべき事務又は業務
日本放送協会 津放送局	(1) 警戒宣言、地震予知情報等の放送による社会的混乱防止のための市民への周知 (2) 市民に対する防災知識の普及及び各種予警報等の報道による周知 (3) 市民に対する情報、対策通知、ニュース及びお知らせの迅速な報道
中日本高速道路 株式会社	伊勢自動車道の維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施
東海旅客鉄道 株式会社	(1) 警戒宣言発令の情報を受領した時は、予め定めた方法により情報伝達を行います。 (2) 発災時に備えて、災害区間着となり、またこれを通過する旅客の乗車券等の発売、輸送制限、う回線区に対する輸送力増強及びバス等による代替輸送並びに併行会社線との振替輸送等の方法を予め定めておきます。 (3) 駅舎内及び列車内等の旅客公衆の安全確保、秩序の維持を図るため、混雑の状況を勘案のうえ関係社員を適宜配置し、また必要により警察の応援を求めて、盗難等各種犯罪の防止に努めます。
日本貨物鉄道 株式会社	(1) 警戒宣言時の正確・迅速な伝達 (2) 災害により線路が不通となった場合の旅客の連絡他社線への振替輸送手配 (3) 災害により線路が不通となった場合、旅客及び荷物の輸送手配並びに不通区間の自動車による代行輸送 (4) 災害り災害救助用寄贈品等に対する運賃の減免 (5) 災害発生時の鉄道財産の警備及び旅客の保護救出並びに荷物事故の防止及び調査 (6) 災害発生時及び発生するおそれがある場合の列車運転計画並びに災害により線路が不通となった場合の列車の運転調整 (7) 機関車及び気道車、電車、客貨車の確保及び保守管理 (8) 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守管理
中部電力株式会社 津営業所	(1) 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保 (2) 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施 (3) 地方自治体、県警察、関係会社、各電力会社等との連携 (4) 発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案 (5) 電力供給施設の早期復旧の実施 (6) 被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施
郵便事業株式会社	(1) 災害時における郵便業務の確保 ア 郵便物の送達の確保 イ 支店の窓口業務の維持 (2) 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付します。 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施します。 ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施します。 エ 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分します。
郵便局株式会社	災害の発生又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保します。
東邦ガス株式会社 津営業所	(1) ガス施設の災害予防措置及び地震防災応急対策に係る措置の実施 (2) 東海地震注意情報発表時に災害対策本部を設置 (3) 発災後に備えた要員及び資機材の確保
日本通運株式会社 津支店	災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ要請に対する即応体制の整備並びに配車

5 指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務
社団法人津地区医師会、 公益社団法人久居一志地区医師会	(1) 医療救護班の編成及び連絡調整 (2) 医療及び助産等救護活動
報道機関（日本放送協会津放送局を除く）	日本放送協会津放送局に準じる。
一般乗合旅客自動車運送事業会社 （三重交通株式会社等）	(1) 災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分 (2) 災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送 (3) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送
三重県トラック協会	災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ要請に対する即応体制の整備並びに配車
鉄道事業者 （近畿日本鉄道、伊勢鉄道）	(1) 災害により線路が不通となった場合の自動車による代行輸送又は連絡他社線による振替輸送 (2) 線路、トンネル、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守管理
ガス事業者（都市ガス事業者及び三重県津LPガス協議会）	(1) 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施 (2) 供給設備及び工場設備の災害予防および復旧を実施し、需要者に対する早期供給

6 自衛隊

処理すべき事務又は業務
(1) 要請に基づく災害派遣 (2) 関係機関との防災訓練への協力参加

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務又は業務
産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等）	災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施、並びに必要な資機材及び融資あっせんに対する協力
文化、厚生、社会団体 （日赤奉仕団、婦人会、青年団等）	被災者の救助活動及び義援金品の募集等について協力
危険物施設等の管理者	市等の防災機関と密接な連絡及び危険物等の防災管理の実施
各港湾施設の管理機関	港湾施設（水門、護岸、堤防、防潮壁等）の維持管理及び災害復旧の実施
土地改良区	防災上危険と考えられる樋門、水路又は老朽ため池等施設の整備、復旧工事の施工及び防災管理の実施
自主防災組織、自治会等	(1) 地域における災害予防に関すること。 (2) 災害時における地域の初期防災活動に関すること。

第3章 市民の責務と事業所の役割

- 市及び関係機関が実施する防災対策には限界があることから、市民及び事業所は、法第7条「住民等の責務」に基づき積極的に防災に寄与するよう努めなければなりません。

第1節 市民の責務

市民は、「自らの命は自ら守る」という防災の原点に立ち、積極的に防災対策に努めるとともに、地域の一員として「自分たちのまちは、自分たちで守る」という連帯感のもと、地域の防災に寄与しなければなりません。

1 自己管理

災害に備えて食料、飲料水等の備蓄や建築物の補強、家具等の転倒防止措置等を自ら実施するよう努めます。

2 地域への協力

地域住民が協力して救助、初期消火、災害時要援護者の避難支援等の応急対策活動が実施できるよう、地域の実情に即した自主防災組織の拡充と強化に努めます。

3 市及び関係機関への協力

市及び関係機関が実施する防災に関する事業及び災害発生時の救助・救援等の応急対策活動に協力します。

第2節 事業所の役割

事業所は、事業所内の防災体制の充実を図るとともに地域の一員であることを自覚し、積極的に地域の防災に寄与するよう努めなければなりません。

1 自己管理

災害が発生した場合であっても、事業所内の従業員及び利用者の安全確保並びに経済活動の継続ができるよう防災計画やBCP（事業継続計画）の策定に努めます。

2 地域への協力

積極的に地域の防災体制に協力し、地域の防災に寄与するよう努めます。

3 市及び関係機関への協力

市及び関係機関が実施する防災に関する事業並びに災害発生時の救助・救援等の応急対策活動に協力します。

第4章 津市の特性

第1節 自然的条件

1 沿革

本市は、旧藩政時代には、津地域に 77 か町、59 か村、久居地域に 21 か町、17 か村、安芸郡域に 64 か村、一志郡域に 49 か村と 300 近い町や村が存在していたといわれています。

その後、明治 4 年の廃藩置県により、本圏域の旧藩政期の村々は安濃津県又は度会県に分属されましたが、翌明治 5 年、安濃津県が三重県と改称され、明治 9 年には度会県を編入、本圏域は三重県の管轄になりました。

さらに、明治 21 年 4 月交付の市制町村制により、翌明治 22 年 4 月、全国一斉に町村合併が行われ、本圏域で 1 市 2 町 53 村が誕生しました。

その後も合併、編入、改称等が進められるとともに、昭和 28 年 10 月の町村合併促進法の施行に伴って、町村合併が実施されたことなどにより、2 市 6 町 2 村となり、平成 18 年 1 月 1 日に、この 2 市 6 町 2 村が合併し、総人口約 29 万人の津市となりました。

本市では、新市まちづくり計画において 4 つの基本理念として「環境と共生した暮らしやすい都市の実現」及び「活力のある多様性を持った交流都市の実現」、「市民活力に支えられた豊かな文化と心を育む都市の実現」、「安全で安心して暮らせる都市の実現」を定め、「環境と共生し、心豊かで元気あふれる美しい県都」を目指し、市民のみなさんの活動を基本に置いたまちづくりを展開しています。

2 位置・面積・地勢

市は、北に鈴鹿市、亀山市などと、西は名張市、奈良県御杖村・曽爾村などと、南は松阪市などと接し、東は伊勢湾に臨み、三重県の中央部を横断しています。

面積は約 710 k m²で、三重県の市町で最も面積が広く、総面積の 5,776 k m²の約 12%を占めています。

本市域の地勢は、山間地帯、丘陵地帯及び平野部の 3 地帯に分けることができます。

西境沿いの山間地帯は、標高 700～1,000m の山々が連なる布引山地と一志山地からなります。

布引・一志山地の山ろくは、東に向かって高度を減じつつ、標高 30～50m の丘陵地、丘陵地縁辺の台地、伊勢平野の一部を形成する海岸平野へと階段状に広がり、布引・一志山地を源とする安濃川、雲出川が伊勢湾に、また、市域内西端近くに流れる名張川が木津川、淀川を経由して大阪湾に注いでいます。

3 地盤・地質

津市の地盤・地質は中央構造線以北の西南日本内帯に属しています。中央構造線は関東から九州に到るおよそ 1,000km に及ぶ大断層帯で南北の地質分布に大きな違いと特徴があります。(表-1) 構造線以南の外帯は各地質帯が東西方向に並行して分布しているのに対して、内帯では美濃帯の中古生層、領家帯の花崗岩類や片麻岩類また第三紀以降の地質がモザイク状に分布しています。そのほか外

帯には活断層や活断層と推定される断層がほとんど見当たらないのに対して、近畿東海地方では南北系の活断層や推定される断層帯が数多く確認されています。

津市の地盤・地質層序(表Ⅱ)と周辺を含めた地質図(図Ⅰ)をまとめました。その分布は地域の山地、丘陵地、台地そして低地にそれぞれ対応しているようです。以下、地質の古いものから概要を説明します。

[表Ⅰ 三重県の主な地層・岩石と時代]

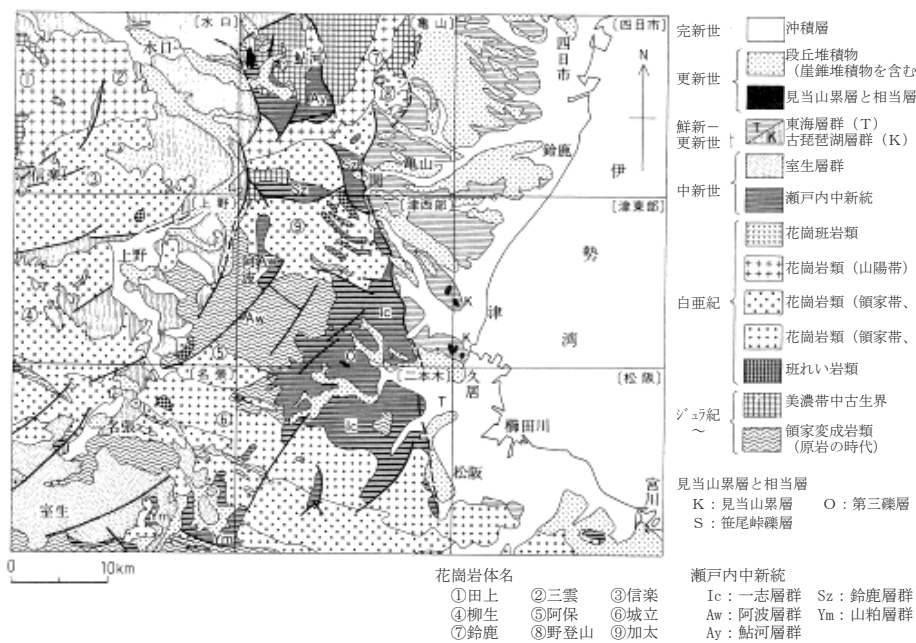
(三重県立博物館編)

絶対年代	地質時代			内帯 (北中部)		外帯 (南部)
1万年	第四紀	完新世		沖積層	?	沖積層
170万年		更新世		段丘堆積層		段丘堆積層
520万年	新生代	鮮新世		奄芸層群	中央構造線の活動	
				古琵琶湖層群		
		中新世		室生火山岩 曾爾層群		熊野酸性岩類
2350万年				一志層群 千種層 高倉層 山粕層群 八手俣系層 鈴鹿層群		熊野層群 尾鷲層群
3550万年	古第三紀	漸新世				
5650万年		始新世				
6500万年		暁新世				四万十帯 砂岩・泥岩
1.45億年	中生代	白亜紀		鈴鹿 花崗岩		三波川 変成岩 類
2.08億年				領家 花崗岩類 領家 変成岩類		秩父帯 砂岩・泥 岩 石灰岩等
2.45億年				和泉層群		チャート 石灰岩
2.9億年	古生代	ジュラ紀		美濃帯 砂岩・泥岩		チャート 石灰岩 緑色岩
3.62億年		三畳紀		チャート 石灰岩 緑色岩		
4.08億年		二畳紀				
4.39億年		石炭紀				
5.1億年		デボン紀				黒瀬川帯
5.4億年		シルル紀				
46億年		先カンブリア紀				

[表Ⅱ 津市地盤地質層]

地質時代		地層名		岩質上の特徴		固結度		
第四紀	完新世	沖積層		砂・礫および粘土で海成層を含む		未固結		
	更新世	段丘堆積層		ルーズな礫質で砂や粘土を挟む		未固結		
		見当山礫層						
		大三礫層						
新第三紀	鮮新世 (東海層群)	亀山累層		砂・泥互層・中細粒火山灰層(みがき砂)		半固結		
		楠原累層		シルト・砂互層亜炭を挟む				
		西行谷累層		厚い砂礫層、砂泥の細粒層を挟む チャート主体、花崗岩類、中新統砂泥岩				
		片田礫層						
		小山累層						
	中新世 (一志層群)	室生火山岩			流紋岩質溶結凝灰岩、柱状節理		固結	
		片田累層	薬王寺シルト砂岩層		厚い砂岩と砂泥互層			
			茶屋砂岩泥岩層		砂岩優勢、シルト質砂岩中のシルト団塊			
		大井累層	三ヶ野層		凝灰質シルト優勢、タマネギ構造			
			井関砂岩泥岩層		青灰色細～粗粒砂岩 泥・シルト岩の互層			基盤岩に接する 砂岩および礫岩 落合相東青山相
		波瀬累層	井生泥岩層		無層理青灰色泥岩			
			古田池砂岩層		無層理青灰色粗粒花崗質砂岩			
			矢下礫岩層		領家花崗岩類の礫と花崗質砂岩			
		先第三紀		基盤岩類(領家コンプレックス)				

[図Ⅰ 津市と付近の地質概略図(津西部地域の地質より)]



資料：地質調査所「津西部地域の地質」

(1) 基盤岩類(領家コンプレックス)

基盤岩類は芸濃地域以南の布引山地、白山地域、美杉地域南部の高見松阪山地を構成しています。布引山地は主峰笠取山(845m)から南へ標高を下げる山地で、等高性を示している高原状の山地です。経ヶ峰(820m)周辺や笠取山以南には標高 700～600mの小起伏面が広がり青山高原と呼ば

れる灌木まじりの草原には発電用風車塔が群立しています。室生・赤目青山国定公園に指定され東海自然歩道のハイキングコースや別荘地、ゴルフ場の開発も進んでいます。

地質は中生代白亜紀の領家コンプレックスと総称される岩石類で、①堆積岩起源の変成岩、②塩基性岩、③花崗岩類 からなっています。堆積岩起源の変成岩には粘板岩帯、片状ホルンフェルス帯、縞状片麻岩帯があり、互いに東西方向をとって交互に配列しています。源岩は秩父帯の砂岩、粘板岩や層状チャートであると考えられます。塩基性岩には斑レイ岩と変輝緑岩があり、いずれも小岩体として分布します。前者は福田山、後者は丹生俣にやや大きい岩体が見られます。花崗岩類には古期と新期花崗岩類があります。古期花崗岩類は城立トータル岩、福田山花崗閃緑岩、君ヶ野花崗閃緑岩等に分けられ、片麻状構造を有し、しばしば変輝緑岩を伴って産します。新期花崗岩類には美杉トータル岩、阿保花崗岩が属し、変成岩や古期花崗岩類と調和的に分布します。

(2) 第三紀層

第三紀層は丘陵地の大部分を構成します。丘陵地の地盤は瀬戸内中新統の海成層（一志層群）と鮮新統の東海層群の陸成層に分けられます。前者は標高 400m以下に背面を有し、奥行きのある深い谷が刻まれています。青山高原の急な東側斜面下に山地と丘陵地の境が国道 165 号線から遠望できます。後者は標高 200m以下で頂高数 10mの平坦な背面をもって広がり幅のある谷底平地が樹枝状に発達しています。市街地に近く、住宅団地などが開発されています。

ア 一志層群

市域内の中新統は一志層群、八手俣累層、山粕層群および曽爾層群であって、中でも一志層群は一志地域、美杉地域、美里地域にわたって広い分布を示しています。丘陵地としてはかなり起伏があり、領家帯の山地に不整合あるいは断層で接しており、岩相変化に富んでいます。地層は全体として低角度で、下位から波瀬累層、大井累層、片田累層に大別されます。

波瀬累層は一志層群の第一回堆積輪廻で基底の矢下礫岩層にはじまり上方へ砂岩泥岩へと漸移して古田池砂岩層、井生泥岩層と呼ばれており、井生泥岩層からは海棲貝化石を産します。主に雲出川以南に分布します。砂岩や泥岩層は基盤に近づくと礫岩相となりこの周縁相を家城累層といいます。

大井累層は、一志地域全域に分布し、第二の堆積輪廻を示して波瀬累層を整合に被っています。この地層の上部には多量の火山灰を含んでおり、井関砂岩泥岩層と三ヶ野頁岩砂岩層に二分されます。なかでも三ヶ野頁岩砂岩層は非常に凝灰質で一志地域から美里地域にかけてもっとも広い分布を示している地層です。

片田累層は大井累層と整合関係にあり、北西－南東の軸をもつ緩やかな向斜構造を示しています。長谷山山麓以南の片田地区から久居善応寺地区に分布し、茶屋砂岩泥岩層と薬王寺シルト砂岩層に二分されます。

以上のほか市域内の中新統分布域は、美杉町下之川の八手俣累層、奈良県室生から美杉町太郎生にかけて分布する山粕層群および同じ地域に分布する曽爾層群などがあります。

倶留尊山、大洞山、尼ヶ岳をつくる室生火山岩は中新世の終わり頃に噴出した大規模な火砕流によって形成されたもので奈良県都祁村から東西 28km、南北 15kmにわたって分布し、400mほどの厚さがある流紋岩質溶結凝灰岩からなり、冷却時に出来た見事な柱状節理は香落溪谷等にみられます。上記の山々はその後、削り残され、特異な山容で知られています。

イ 東海層群（奄芸層群）

一志層群の丘陵地より一段低位の背面を有する丘陵地は、半固結の礫、砂、粘土からなる鮮新

統の丘陵です。この地層は湖成あるいは河川成の堆積物であり、岐阜県から三重県に広く分布を示し、この湖盆を東海湖と呼び、地層名を東海層群といいます。かつて三重県側の同層群を奄芸層群といいました。

東海層群の層厚は最大 1500m に達するとみられ、市域内のもは全体の下部に当たり、下位から小山礫層（片田礫層）、西行谷礫層、楠原累層、亀山累層に分けられています。またこの中には数枚の火山灰層を挟み、よい鍵層となっています。

小山礫層（片田礫層）は一志町小山の土取場や久居風早池北部にみられる礫層です。礫種はチャートが圧倒的で溶結凝灰岩や領家帯起源のホルンフェルス、深成岩類、一志層群の砂岩泥岩などが含まれます。一志断層によって高角度で中新統や領家基盤岩に接しています。

西行谷礫層は芸濃町忍田の安濃川河床や亀山市関町萩原の土取場などにより露頭があります。厚い礫層からはじまって砂礫一砂層を経て泥層となる堆積輪廻を示し、中新統には断層あるいは不整合で接しています。礫種はチャート、中新統起源の砂岩流紋岩、中古生層起源の泥岩砂岩などからなります。

楠原累層は芸濃町楠原西方の西行谷中流が模式地で芸濃地域二重池北の谷、小野平を経て安濃町戸島まで西行谷累層の東に帯状に露出します。厚さ 10 数m の泥層、砂層、含礫砂、礫層からなりしばしば亜炭層を狭在します。全体として泥岩層が優位な地層です。

亀山累層は小山累層楠原累層に漸移整合に重なり、鈴鹿・四日市地域の桜村累層と泊累層に整合に被われます。またこの地層は片田長谷丘陵では片田粘土層を含み、高塚丘陵、見当山丘陵、河芸丘陵などを構成して、広い分布を示しています。

地層は砂層と泥層の単調な繰り返しが多く、全般的には砂層が優勢な地層です。砂層は中一細粒砂で堆積構造の不明確なところが多いですが平行葉理や斜交層理がみられるところもあります。泥層はやや固結度が大きく均質塊状のものが多く、特に片田粘土層などは静かな湖成を示す層相をしています。

津市域内の亀山累層中には連続性のある火山灰層が含まれ下位から垂水、阿漕、大谷池、野村(1)(2)(3)、原田川(1)(2)と命名されています。中でも阿漕火山灰層は青谷地区を最大とし、野田泉ヶ丘を経て芸濃町多門、さらに亀山市北部まで追跡されます。火山砂を多く含み中・細粒珪質灰白色の凝灰岩です。この火山灰層のフィッシュトラック年代は $4.6 \pm 0.2\text{Ma}$ とされています。

市域内の亀山累層からは各地で多くの淡水貝化石、植物片の化石を産出し、かつて芸濃町林や河芸町北黒田からはゾウ化石がまた椋本南部の安濃川河床からはスポン化石も採取されました。

東海層群の構造は、一般的な走向が西北－東南方向であり、10 度以下で北あるいは東北に傾斜していますが、高野尾背斜、一身田背斜が認められ、その間に志登茂向斜、豊野向斜が存在します。また海岸近くの平野の地下には南北性の千里断層、高茶屋断層が推定され、一志断層に接して楠原撓曲、片田撓曲、久居撓曲があつて地層の傾斜が急になっています。近年布引山地東縁断層帯の調査で久居風早池地区、芸濃椋本地区に活断層のずれが確認されました。

(3) 更新統（洪積層）

市域内の更新統には古いものから津駅西方の見当山累層、白山地域の大三礫層、河芸地域の本城松層などの中期更新統、次いで高、中、低位の中－後期更新統の段丘堆積層があります。

見当山累層は一身田大古曾の見当山を模式地とし垂水の高塚丘陵および久居野村高地の頂部に

断片的に分布します。見当山では礫、砂礫層からなり円礫の中礫と砂層やシルト層を挟みます。チャート礫が多くその他ホルンフェルス、深成岩のクサリ礫、第三系の砂岩溶結凝灰岩礫からなります。層相から安濃川雲出川古水系末端の堆積層であると考えられます。片田一神戸ー垂水間の高塚丘陵でも礫と成層構造のある砂・シルト層がみられ深成岩類が多く室生火山岩起源の溶結凝灰岩礫もあります。

大三礫層は白山町大三付近で一志層群三ヶ野層を不整合に被っており、径数 10cm の巨礫が含まれています。層相から見当山累層を堆積した水系の上流部に当たると考えられます。

その他市域の中には中・後期更新統に属する段丘堆積層があります。堆積物の新旧、標高などから数段に分けられますが、一般には高位、中位、低位の三段に大別し、洪積台地と呼ばれるように台地を形成しています。

高位段丘堆積層は芸濃町岩原、安濃町戸島、見当山丘陵北部、久居風早池東部の諸戸山、美里町南長野などの地域にみられます。現在の河床との比高が大きく堆積面が河谷に向かって傾く傾向があります。堆積物は深成岩類のクサリ礫が多く第三系からの泥岩砂岩礫や稀にチャート礫を含みます。風化礫や古赤色土に特徴があります。

中位段丘堆積層は地域内でもっとも広い分布を示す段丘で、高野尾面、久居高茶屋面のほか戸島台地、美里穴倉、長野川流域など現河床あるいは旧流路にそって台地を形成しています。堆積物は締りの悪いガサガサした礫層で花崗質砂を基質としています。深成岩類が多く礫の長径に堆積構造を示すことがあります。高茶屋台地の末端小野辺から海棲貝化石を産したことから部分的に海成段丘であると考えられます。中位段丘の特徴は平坦な段丘面と表層の黒ボク土にあります。高野尾面は古安濃川が谷口の椋本付近から流路を南へ移した結果、古い扇状地が残されその後志登茂川が浅い河谷を形式したと考えられます。また久居高茶屋面も古雲出川の堆積面で河道の南への変遷で残された台地とみることができます。

低位段丘は現河道の両岸に沿って比高数m以下の台地として散在分布します。芸濃町多門面、長谷山東麓今徳面、分部面、神戸半田面、久居榊原川、美里長野川流域などです。全体にルーズで新鮮な礫層で後背山地や丘陵地を供給源としている礫種からなり基質に乏しい特徴があります。

(4) 完新統

安濃川や雲出川などの水系によって形づくられた氾濫原平地や谷底平地の堆積層からできています。自然堤防やかつての海岸を示す浜堤砂堆などの微地形、三角州を含みます。街の建築物密集地や水田地帯となっています。堆積物は建築現場での観察やボーリング資料によって知ることができます。

資料によると、後背山地、丘陵地、台地から供給された砂礫やゆるい粘土層からなり、安濃川低地では第三紀層の上に下部砂礫層、上部粘土層、上部砂礫層が重なっています。砂礫層は陸成層、粘土層は海成層です。また臨海部では下部砂礫層の下に下部粘土層がみられ貝殻を混入していて、これらの下部層は更新統に属し、これより上部層が完新統に属します。そのほか上部砂礫層の最上部に薄い粘土層があり海岸湿地や自然堤防内側の後背湿地を示すことがあります。

一般に地盤は軟弱で相対的強度を示すN値も上部層で砂礫層 10～30、粘土層 10 以下、下部層の砂礫層 30 以上、粘土層 10～20 です。過去の資料として、沿岸部では地震による噴砂現象が見られたところもあります。

(執筆 北村治郎)

第2節 社会的条件

1 人口・世帯

(1) 総人口と世帯

平成 22 年の国勢調査による市の人口は、285,746 人となっており、三重県の総人口の 1,854,724 人の 15.4% を占め、県内では四日市市 (307,766 人、三重県の総人口の 16.5%) に次いで 2 番目に人口の多い市になります。

世帯については、平成 22 年の国勢調査によると、113,092 世帯となっており、1 世帯当たりの人員は 2.52 人で、三重県全体の平均 2.63 人をわずかに下回っています。

(平成 22 年国勢調査より)

(2) 年齢別人口

年齢別人口は、下表のとおりであり、少子高齢化は今後急速に進んでいく状況にあります。65 歳以上の高齢者人口の比率は、平成 17 年には 22.0% であったものが平成 22 年には 24.4% と高齢化が着実に進んでいます。

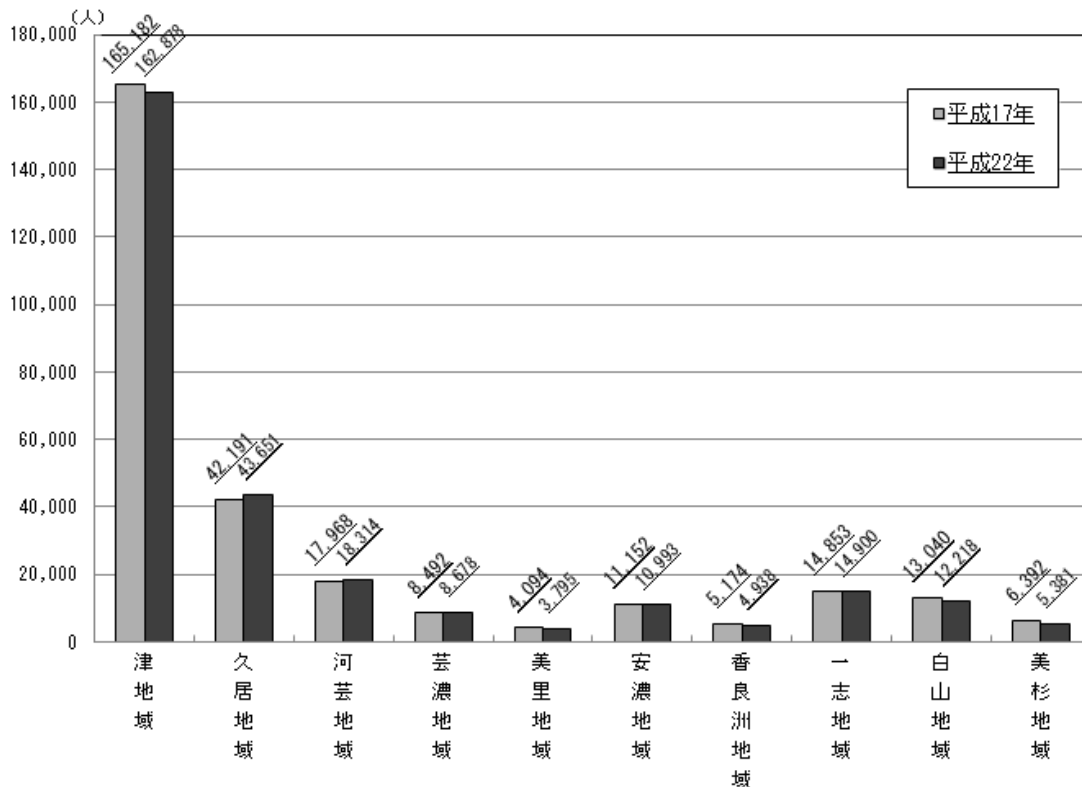
■ 年齢別人口集計

	男	女	総 数
0～9 歳	<u>12,389</u>	<u>11,912</u>	<u>24,301</u>
10～19 歳	<u>13,726</u>	<u>13,335</u>	<u>27,061</u>
20～29 歳	<u>15,087</u>	<u>14,717</u>	<u>29,804</u>
30～39 歳	<u>19,272</u>	<u>18,694</u>	<u>37,966</u>
40～49 歳	<u>18,164</u>	<u>18,145</u>	<u>36,309</u>
50～59 歳	<u>17,581</u>	<u>18,074</u>	<u>35,655</u>
60～69 歳	<u>19,344</u>	<u>20,942</u>	<u>40,286</u>
70～79 歳	<u>14,205</u>	<u>16,970</u>	<u>31,175</u>
80～89 歳	<u>6,289</u>	<u>10,624</u>	<u>16,913</u>
90 歳以上	<u>725</u>	<u>2,681</u>	<u>3,406</u>
合 計	<u>138,643</u>	<u>147,103</u>	<u>285,746</u>

注) 合計には、年齢不詳を含んでいます。

(平成 22 年国勢調査より)

(3) 地域別人口の推移



(平成 22 年国勢調査より)

2 地域特性

(1) 豊かな自然環境と広大な市域

市は、東部には白砂青松の面影を伝える海岸、中央部には緑あふれる田園と里山、西部には山林、湖、溪流など、多様で豊かな自然環境に恵まれ、また、全国的にみても広大な市域を有しています。

こうした豊かな地域の中に、伊勢の海県立自然公園、室生赤目青山国定公園、赤目一志峡県立自然公園などが位置し、海水浴、潮干狩り、温泉、ゴルフ、キャンプ、ハイキングなどに、県内外から多くの入込客があります。

(2) 地理的な優位性

市は、三重県の中央部にあって、中部圏と近畿圏との結節点に位置しており、名古屋市、大阪市にも容易にアクセスが可能です。

このことから、北勢、伊賀、南勢志摩、奥伊勢、東紀州などを結ぶ交通ネットワークの拠点に位置し、また、奈良県を通しての近畿圏からの「玄関口」として、さらに中部国際空港への海上アクセスを通じて国内・国外の諸都市からの「玄関口」ともなる地域といえます。

(3) 多様な歴史・文化資源

市は、古くは海上交易の港町として、また、藤堂藩政下における城下町としての歴史を広く地域に刻む一方、伊勢神宮に向かういくつかの街道が形成されてきたことによって、東西の文化に接し、全国の情報が集まる地域となっていました。そのため、本圏域には、様々な貴重な史跡や文化財など地域固有の歴史・文化が伝承され、これらが今日の日常生活の中にも息づいています。

(4) 都市機能の集積

市は、県庁所在地として国、県の行政機関が数多く立地しているほか、企業の本社、支店、営業所が多数開設され、三重県の経済活動の拠点となっています。

また、国立大学法人三重大学、三重県立看護大学、津市立三重短期大学などの高等教育機関が立地しているほか、国立大学法人三重大学医学部附属病院、独立行政法人国立病院機構三重中央医療センター、独立行政法人国立病院機構三重病院、独立行政法人農業・生産系特定産業技術研究機構野菜茶業研究所など高度で専門的な医療機関や研究機関も設置されています。

さらには、みえ市民活動ボランティアセンターをはじめ、合併市町村にも市民活動の場が提供されていますし、県全体の文化振興の拠点でもある三重県総合文化センター、三重県立博物館、三重県立美術館、市の地域の文化交流拠点となる文化施設も整備されるなど、都市機能が集積した恵まれた地域といえます。

(5) 多様な産業活動

市は、県都という都市の特徴から都市機能が集積し、行政機関から金融機関、各種サービス機関まで幅広く立地しているほか、多くの観光・レクリエーション資源も有する地域でもあることから、第3次産業の構成比が高い産業構造になっています。

また、市の恵まれた自然環境を生かして、第1次産業としては、米、野菜、茶、花き・花木、果樹などの農産物をはじめ、杉などの優良木材が生み出されているほか、伊勢の海や雲出川などでの漁業も盛んです。

第2次産業としては、市の各地域において工業団地や工場適地への製造業を中心とした立地によって、電気機械器具、輸送用機械器具などの製造品出荷額が多く、活発で多様な産業活動が行われてきています。

第3節 対象とする災害

この計画の作成にあたっては、市における地勢、地質構造等の自然条件に加え、人口等の社会的条件及び過去において発生した災害の経験を勘案し、発生するおそれのある地震、津波災害を対象としました。

第4節 地震の被害想定

津市における地震の被害想定は資料編のとおりです。

第5節 災害の記録

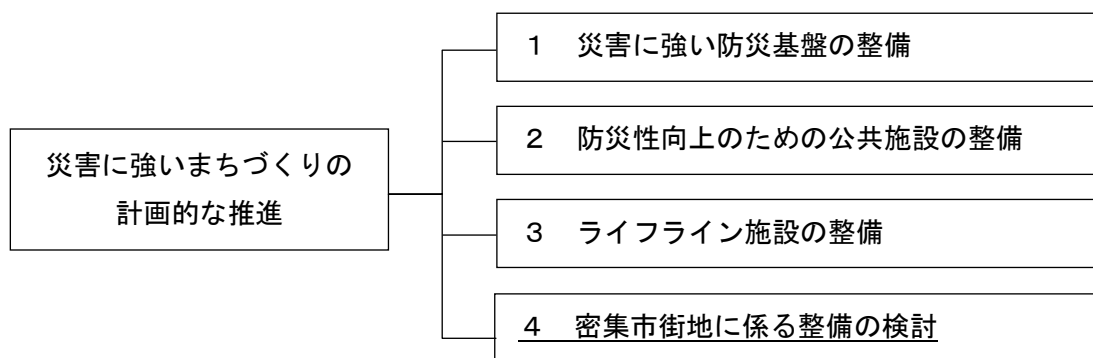
津市における地震災害の主なものは資料編のとおりです。

第2編 災害予防計画

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 災害に強いまちづくりの計画的な推進

- 市民と行政が一体となって平常時から防災について取り組み、東海地震、東南海・南海地震等が発生しても災害に強いまちづくりを進めます。



1 災害に強い防災基盤の整備（危機管理部、建設部、都市計画部、下水道部、政策財務部、農林水産部、環境部）

まちづくりを推進していくには安全性の確保が必要であり、都市構造の防災性を高めていくことが重要です。

このため、一時避難場所となるオープンスペースの確保、避難路となる幹線道路の整備、防災拠点の整備など、道路、河川、ライフライン等の社会基盤の整備の計画的推進を図ります。

また、災害時要援護者の方々が安全にかつ安心して暮らせるまちづくりを進めることが災害に強い安心・安全なまちにつながることから、ユニバーサルデザインのまちづくりと合わせて、環境への負荷をできる限り抑えた持続可能な社会の形成を住民参画のもとで推進します。

市民においても、災害に強いまちづくりについて「自分たちのまちは自分たちで守る。」という自覚をもち、住民の主体的な防災組織・まちづくり組織の拡充と強化を図ることが重要です。

(1) 防災空間の確保

一時避難場所としての公園・緑地の整備や農地の保全、緊急輸送道路としての幹線道路の整備を推進します。

(2) 防災拠点の整備

地域のコミュニティ施設は日常的な防災活動の拠点として、また、災害時の避難所は救援物資や各種情報を入手でき、復旧・復興に向けての取り組みを進める地域の拠点として機能することから、

この整備・確保を推進します。

(3) 山地災害等への対応

治山事業や砂防事業等を促進し山地災害防止に努めます。

(4) 津波対策

海岸部の老朽化した護岸堤防の改良など津波対策を図ります。

(5) 防災意識の高揚と自主防災組織の強化

市民の防災に対する意識を高めるとともに、自主防災組織の拡充と強化を図ります。

2 防災性向上のための公共施設の整備（建設部、下水道部、水道局、都市計画部）

道路、河川、上下水道等各種公共施設は、防災上の役割や住民にとって必要不可欠なライフラインとしての性格を有しており、防災を意識した整備促進を図ります。

また、日常の管理が災害時の被害の減少につながることからその点検整備を推進します。

3 ライフライン施設の整備（指定公共機関、指定地方公共機関）

電気、ガス、電話、公共交通機関等は災害時に備え日常の保守管理を充分に行うとともに、必要に応じ施設の補修、補強、更新等を速やかに実施します。

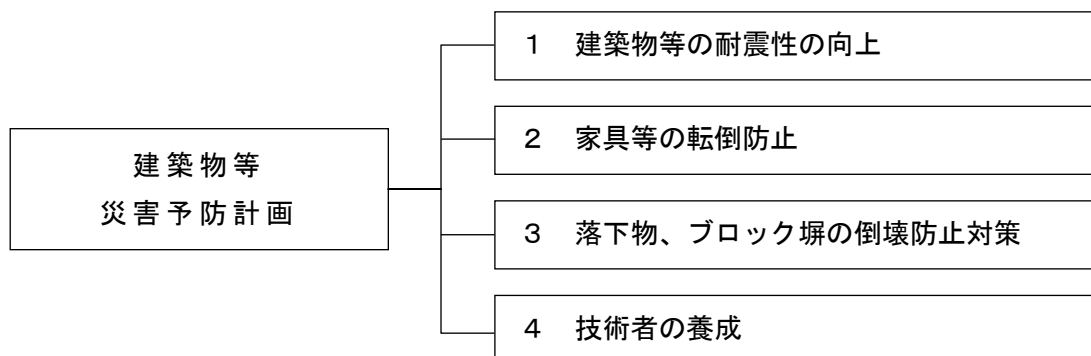
また、災害時に備え防災関係マニュアルの整備や復旧訓練を実施し、災害に対する能力向上を図ります。

4 密集市街地に係る整備の検討（都市計画部）

老朽住宅等が密集している市街地においては、地震発生時の建物倒壊や火災により、大きな被害の発生が想定されることから、地域住民の意向把握に努めながら面的整備等を検討します。

第2節 建築物等災害予防計画

○ 地震の強い揺れから身を守るために、耐震対策を進めます。



1 建築物等の耐震性の向上（危機管理部、都市計画部、各施設管理者）

本市に大きな影響を及ぼす巨大地震による震度について、「強震断層モデル編 一強震断層モデルと震度分布について― 計算結果集（震度一覧表）【第二次報告】（平成24年8月、内閣府南海トラフ巨大地震モデル検討会作成）」において、これまでを上回る最大震度7とされました。その強い揺れに対しても、耐震性能を向上させるためにとるべき対策は同じでありますので、引き続き、次のとおり耐震対策を進めます。

- (1) 建築物の耐震化の促進は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの課題として取り組むことを基本とします。
- (2) 昭和56年以前の旧耐震基準で建築された耐震性能を満たさない既存建築物に対し、耐震診断、必要に応じて耐震改修等を促進します。
- (3) 公共建築物の耐震化の促進
平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能が求められることから、速やかな耐震診断と整備計画の策定を行い、計画的かつ重点的な耐震化を進めます。
- (4) 特定建築物の耐震化の促進
「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、病院、社会福祉施設、学校、劇場等多数の住民が出入りする建築物及び、地震によって倒壊した場合に道路を閉塞させる建築物等、特定建築物の耐震化の促進に向けて指導・助言及び必要に応じて指示・立入検査等適切な措置を講じるよう努めます。
- (5) 個人住宅の耐震化については、耐震診断の受診、耐震改修等を促し、耐震化の促進を図ります。
- (6) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき策定した「津市耐震改修促進計画」により、優先的に耐震化に着手すべき建築物や重点的に耐震化すべき区域の設定のほか、詳細な地震防災マップの作成及び公表、地域住民等との連携による啓発活動を含め、計画的に住宅・建築物の耐震化を促進します。

2 家具等の転倒防止（危機管理部、各施設管理者）

地震時におけるタンスや食器棚などの家具等転倒防止に関する効果的な対策の普及啓発を図ります。

3 落下物、ブロック塀の倒壊防止対策（危機管理部、各施設管理者）

- (1) 窓ガラス、看板等落下の恐れのあるものの飛散・落下防止及び自動販売機等の転倒防止について啓発を進めます。
- (2) 自治会、自主防災組織等との連携により、地域における危険箇所の点検等を通じて、耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去・生け垣化等を進めます。

4 技術者の養成（都市計画部）

(1) 被災建築物応急危険度判定士の養成

建築物の余震による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、県が実施する建築士等を対象とした被災建築物応急危険度判定士養成講習会への派遣を促し被災建築物応急危険度判定士の養成に努めます。

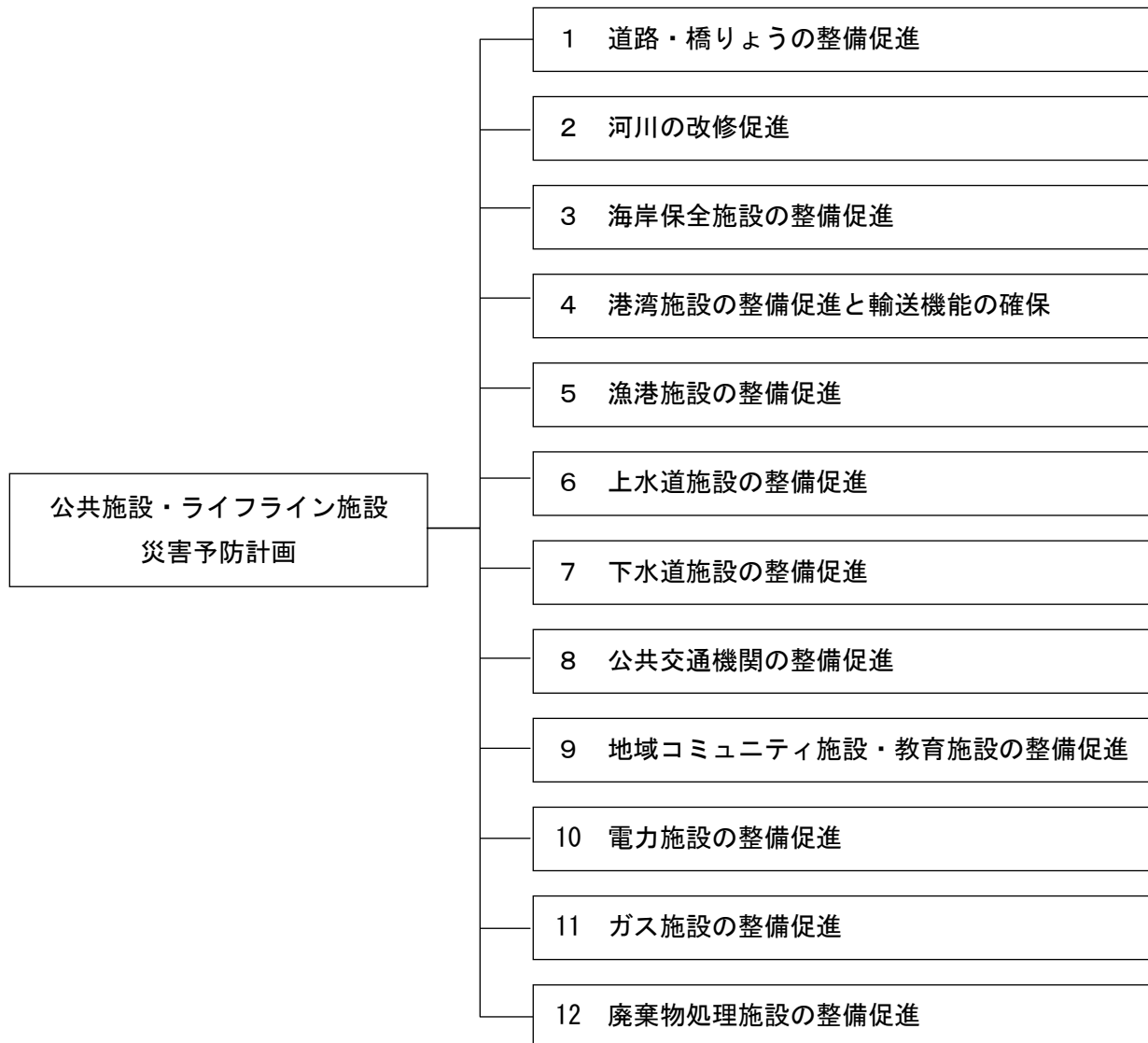
また、市が被災建築物応急危険度判定実施本部として活動する際に、被災建築物応急危険度判定支援本部（県）及び市災害対策本部と判定士との連絡調整等を行う応急危険度判定コーディネーターの養成に努めます。

(2) 被災宅地危険度判定士の養成

余震による宅盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、県が実施する建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会への派遣を促し、被災宅地危険度判定士の養成に努めます。

第3節 公共施設・ライフライン施設災害予防計画

- 道路、海岸、港湾、漁港、河川、鉄道、電気、上下水道、ガス等の公共施設の被害は、避難、救護、復旧対策に大きな障害となるため、災害に強い公共施設を整備します。



1 道路・橋りょうの整備促進（建設部）

(1) 道路・橋りょうの安全確保

道路・橋りょうは、市民の日常生活の面で重要な役割を担っていますが、さらに、震災時には火災の延焼防止機能を持つとともに、市民の避難路や応急対策活動、応急復旧活動の動脈として欠くことのできない都市施設であることから、道路管理者は、道路網とその安全性の確保を計画的に推進します。

(2) 幹線道路の整備

災害発生時の避難及び救助活動の迅速化を図るため、道路管理者は、緊急輸送道路をはじめとする幹線道路や地域の生活の基盤となる重要な生活道路の整備を計画的に推進します。

(3) 橋りょうの整備

道路管理者は、橋りょうの耐震化、長寿命化を推進します。

(4) 孤立集落の安全確保

孤立集落に接続する道路は、落石・法面崩壊の対策を必要とする箇所にあることから、これらの災害防除事業の推進に努めます。

2 河川の改修促進（建設部）

本市の管理する河川は、準用河川をはじめとして支線水路まで至りますが、損壊等に起因する浸水を未然に防止するため、河川管理者は、改修効果の大きい箇所または緊急度の高い箇所から改修を図ります。

3 海岸保全施設の整備促進（建設部）

海岸保全施設は、昭和34年の伊勢湾台風等により甚大な被害を被り、その災害復旧として、伊勢湾等高潮対策事業により整備されましたが、年月の経過により、海岸護岸の老朽化、地盤沈下、海浜の浸食等により機能低下が生じているものもあります。

このため、東海・東南海・南海地震等の大規模地震を想定し、耐震性の向上対策、津波や液状化対策等による安全性の確保について、施設管理者に要望し、海岸保全施設の整備促進に努めます。

4 港湾施設の整備促進と輸送機能の確保（都市計画部）

中部国際空港海上アクセス基地（津なぎさまち）は、災害発生後の業務継続活動に資するため、海上輸送機能の安全確保に努めます。

5 漁港施設の整備促進（農林水産部）

漁港は、市民の多様なニーズに対応した水産物の安定的な供給を行うため、漁獲物の陸揚げと流通の拠点として重要な役割を果たしていることから、施設の安全性の確保に努めます。

また、災害時の被災状況によって海上の緊急輸送が必要な事態が生じ、港湾施設で対応ができない場合は緊急の輸送基地としての活用を図ります。

6 上水道施設の整備促進（水道局）

災害による配水管等の破損に伴う水道水の断水を最小限にとどめるために、配水区域の多系統化による危険回避に努めるとともに、水道施設及び管路の耐震化等を計画的に進めます。

また、被災時における応急給水を円滑に行うため、応急給水施設や資機材の整備、充実を図るとともに、円滑な応急復旧を行うため、管理図書の整備・保管等を適切に行います。

7 下水道施設の整備促進（下水道部）

下水道の老朽化施設については、計画的な改築を進めます。

新たな施設については、地質、構造等の状況を配慮して災害対応の強化に努めます。

災害時においても住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、下水道の機能を最低限維持するとともに、施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、次の措置を講じます。

- (1) 施設の損壊等による下水の滞留に備え、施設の複数化や雨水管渠の活用等のバックアップ機能の導入に努めます。
- (2) 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努めます。
- (3) 災害時に必要な応急復旧資材の確保に努めます。
- (4) 迅速かつ円滑な応急復旧を行うため、管理図書の整備・保管を図ります。
- (5) 処理場、ポンプ場の耐震対策を図ります。

8 公共交通機関の整備促進

(1) 鉄道（鉄道事業者）

列車運転の安全確保に必要な路線及び諸設備の実態と周囲の諸条件を把握し、管区内施設の維持改良に努めるとともに、災害に対処し得る次の体制を整備しておきます。

ア 東海旅客鉄道株式会社

(ア) 鉄道施設の地震に対する安全性の強化、発災時の長期間不通防止等の観点から、関係施設の耐震化等を推進します。

(イ) 気象設備等の整備

気象観測設備、気象情報の伝達現場、警報装置を整備します。

(ウ) 応急復旧資機材の現況把握及び運用

社内外の関係機関における応急復旧資機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、発災時には緊急使用できるよう、その方法及び運用法について予め定めます。

(エ) 防災上必要な教育・訓練

a 社員に対する教育・訓練の実施

社員に対して防災知識の普及に努めるとともに、災害応急業務又は災害復旧業務に従事する社員に対しては、必要な技術、技量を高度に発揮できる教育・訓練を実施します。また、社員に対してより実践的で効果的な合同訓練を実施します。

b 関係機関の訓練への参加

イ 近畿日本鉄道株式会社

地震発生時における鉄道の被害を軽減するとともに、被害が発生した場合に迅速な復旧を図り、輸送機能を確保するため、次の対策を講じます。

(ア) 施設の耐震性の強化

新設建造物は、関係基準に従い設計し、その他については、関係官庁から新しい基準が出され、強化対策が必要となれば、計画的に強化を図ります。

(イ) 地震計の設置

沿線の主要箇所に地震計を設置して、運転指令室に警報表示を行い、指令無線により運転中の列車に対して指示を行います。

(ウ) 情報連絡施設の整備

迅速に各種情報を周知徹底させるため、通信施設の整備拡充を図ります。

(エ) 復旧体制の整備

a 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制

- b 応急復旧用資機材の配置及び整備
- c 列車及び旅客の取り扱い方の徹底
- d 消防及び救護体制
- e 防災知識の普及

ウ その他の鉄道事業者

日本貨物鉄道株式会社、伊勢鉄道株式会社についても同様の体制を整備します。

(2) バス（一般乗合旅客自動車運送事業者）

地震災害に対処できるよう、次の体制の整備を図ります。

ア 三重交通株式会社

(ア) 復旧体制の整備

- a 災害復旧に基づく派遣車両並びに乗務員の確保と車庫及び輸送に直接関係する建物、保安施設、無線局の管理
- b 訓練の実施と知識の普及及びマニュアルの充実

(イ) 情報連絡施設の整備強化

バス車両無線の全車搭載への計画的取り組み

イ その他の一般乗合旅客自動車運送事業者

その他の一般乗合旅客自動車運送事業者についても同様の体制を整備します。

9 地域コミュニティ施設・教育施設の整備促進（各施設管理者）

避難場所となる小・中学校等の教育施設や、地域の防災の拠点となるコミュニティ施設について、計画的に順次耐震改修等の措置を図ります。

10 電力施設の整備促進（中部電力株式会社）

災害時における電力供給を確保し、社会生活の維持を図るため、電力設備の防護対策等、日常の防災に努めます。

- (1) 送電設備、変電設備、配電設備等については、平常時から災害を考慮した対策を講じます。
- (2) 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努めます。
- (3) 災害復旧用資機材（移動用変圧器、発電機車等）を確保するとともに、緊急時の輸送体制を整備します。
- (4) 避難施設、公共機関、病院等への優先復旧について計画を策定します。
- (5) 迅速かつ円滑な応急復旧を行うため、管理図書の整備を図ります。

11 ガス施設の整備促進

(1) 都市ガス（都市ガス事業者）

災害時の都市ガス施設の災害及び二次災害を防止するとともに、災害が発生した場合の被害拡大防止のため次の対策を実施します。

ア 新規に埋設する管は、耐震性に優れ耐食性の高い材質とします。また、経年管についても計画的に更新します。

- イ 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努めます。
- ウ 災害復旧用資機材・車両等の確保や緊急時の輸送体制を確保します。
- エ 重要施設への供給を早期に確保するため、臨時供給方法についてあらかじめ計画を策定します。
- オ 迅速かつ円滑な応急復旧を行うため、管理図書の整備を図ります。

(2) L P ガス（L P ガス事業者）

- ア L P ガス容器について、流失及び転倒防止措置を実施します。
- イ 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努めます。

12 廃棄物処理施設の整備促進（環境部）

(1) 管理体制

廃棄物処理施設が被災した場合には、施設運営が困難となり、生活環境に影響を及ぼすことになるので、平常時から施設の管理を十分に行います。また、被害が生じた場合には、迅速に応急対策を図り、そのために必要な手順や必要最低限の機材、予備部品等を確保します。

(2) 応援体制の整備

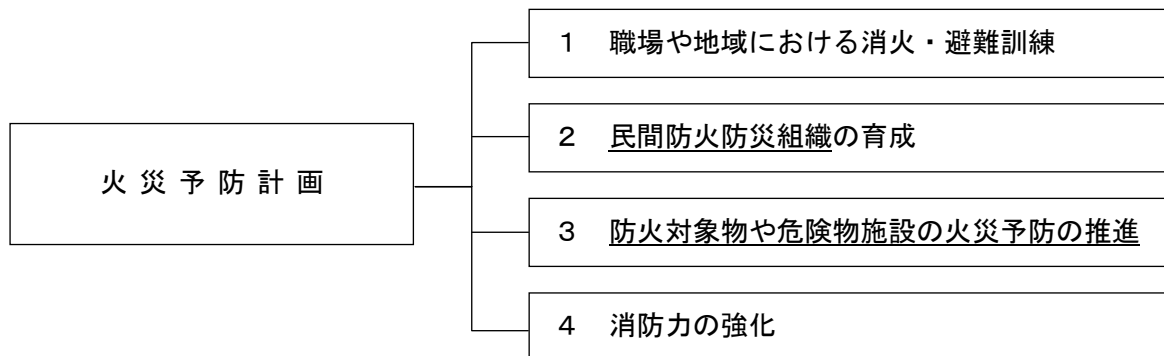
震災による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町はもとより他府県や民間企業についても応援体制の整備を推進します。

(3) 仮置場の候補地の選定

災害により発生した廃棄物等を一時的に集積しておくための仮置場の候補地を選定しておきます。

第4節 火災予防計画

- 職場や地域における消火・避難訓練を推進するとともに民間防火防災組織の育成を図ります。
- 防火対象物や危険物施設の火災予防を推進します。
- 消防力の強化を図ります。
- 地震発生時における出火防止、初期消火、火災の延焼防止を図ります。



1 職場や地域における消火・避難訓練（消防本部）

職場や地域における火災の予防、初期消火及び避難誘導について講習会や訓練を実施します。

2 民間防火防災組織の育成（消防本部）

- (1) 事業所の自衛消防組織、地域の自主防災組織及び婦人防火推進委員等の育成を図ります。
- (2) 消防法に規定する防火対象物については、防火管理者、防災管理者等の選任及び消防計画の作成とこれに基づく消火・通報、避難誘導訓練及び救出・救護訓練、消防用設備等の点検整備の実施等、減災体制の徹底を図ります。

3 防火対象物や危険物施設の火災予防の推進（消防本部）

計画的に防火対象物や危険物施設の予防査察を実施し、火災発生の危険要因を是正し火災の未然防止を図るとともに、火災による被害の軽減を図ります。

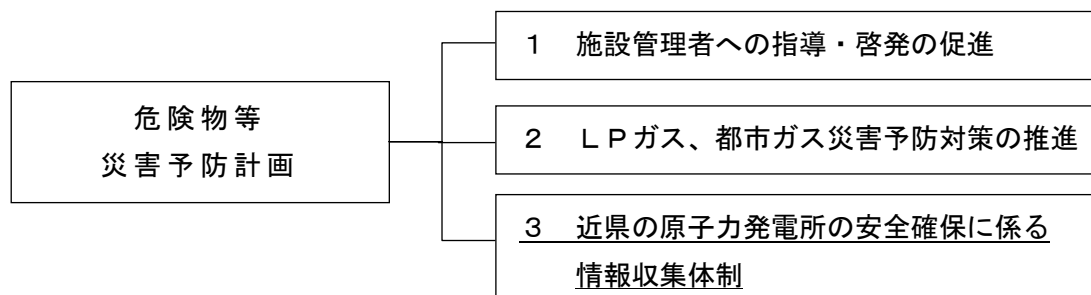
4 消防力の強化（消防本部）

消火栓の断水時などにも使用でき、かつ地震に強い耐震性防火水槽や、高度な消火・救急・救助資機材などを整備し、複雑多様化する各種災害に対応できるよう消防力の強化に努めます。

また、消防力を最大限に発揮できるよう、各種計画などの策定・見直しを行います。

第5節 危険物等災害予防計画

- 地震による、危険物施設、高圧ガス施設、毒劇物等の被害を軽減し、二次災害を防止するため、危険物施設における施設管理者への指導・啓発を促進するとともに、公共の安全を確保するため、保安体制の整備に努めます。



1 施設管理者への指導・啓発の促進（消防本部）

消防法をはじめ関係法令の周知徹底、規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の整備、保安意識の高揚に努めます。

(1) 危険物製造所等に対する指導

消防法に規定する製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対し、立入検査、保安査察等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともにその都度災害予防上必要な指導を行います。

(2) 危険物運搬車両に対する指導

消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び容器運搬車両の管理者及び運転者に対し、移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行について指導を行います。

(3) 保安教育の実施

危険物事業所における保安管理の向上を図るため、関係機関と協力して講習会、研修会等を実施します。

(4) 自主保安体制の強化

防災資機材の増強を図るとともに自主保安体制の整備・強化に努めます。

2 LPガス、都市ガス災害予防対策の推進

LPガス及び都市ガス（以下「ガス」という。）による災害を防止し、公共の安全を確保するため、保安体制を確立するとともに、二次災害の予防に努めます。

(1) 保安、防災体制の確立（ガス事業者）

ガスによる災害を防止するため、防災関係機関及びガス事業者は、相互の連絡、又は津地区広域

ガス安全対策連絡協議会を通じて地域毎の保安防災体制を確立し、事故発生の未然防止と住民の安全対策の推進を図ります。

(2) 土木工事におけるガス埋設管の安全対策（道路管理者）

道路管理者は、ガス管等の埋設されている道路について道路法に基づく道路の占用許可を与える場合には、当該申請者に対し安全対策上の措置について指示又は条件を付します。

(3) ガス消費者に対する啓発（ガス事業者）

ガス消費者に対し、保安意識の高揚を図るため必要な啓発を行います。

3 近県の原子力発電所の安全確保に係る情報収集体制（危機管理部）

近県の原子力発電所の安全確保に関する情報収集について、市民の不安を解消することを目的として、以下の事項について、三重県との連絡体制を整備します。

(1) 地震、津波、火災などにより、原子力施設に非常事態が発生したとき

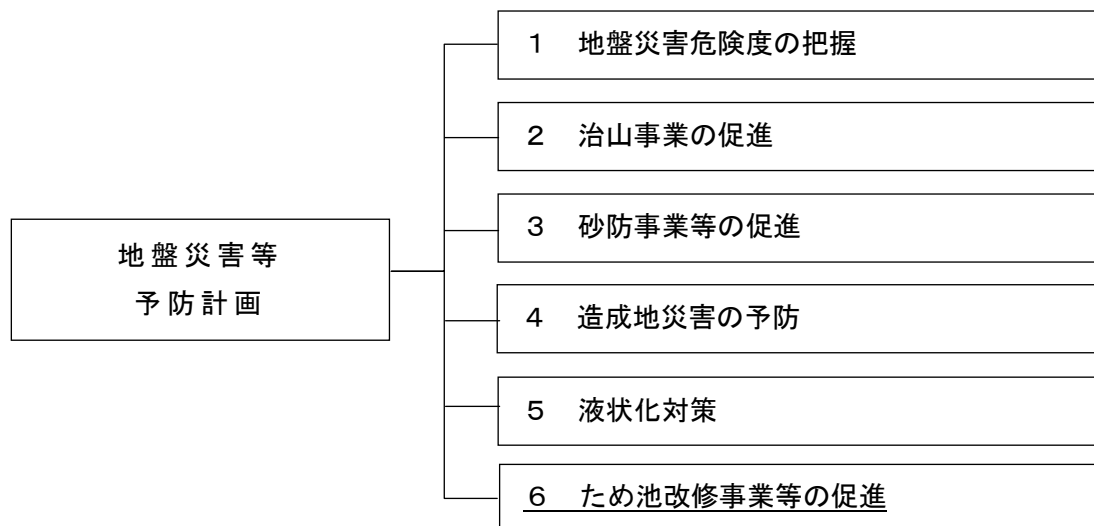
(2) 放射性物質によって、発電所の周辺環境に異常が発生したとき

(3) 非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき

(4) その他上記各項に準ずる異常が発生したとき

第6節 地盤災害等予防計画

- 地震による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に把握し、その土地の災害に対する強さに適した土地利用を行う必要があります。災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を講じて、住民の生命、財産の保全に努めます。



1 地盤災害危険度の把握（危機管理部）

- (1) 市は、市内の地形、地質、土質、地下水位等に関する情報を収集し、データベース化することにより、地盤災害の危険度の把握に努めます。
- (2) 市は、液状化を含む地盤災害に関する情報を、地域の災害危険度を示す防災地図等にまとめ市民への周知を図ります。

2 治山事業の促進（農林水産部）

森林は、地震による山地の崩壊防止、土砂の流出防止のほかに洪水防止、水資源の涵養等、環境保全及び防災上大きな役割を果たしています。

このため、崩壊危険地及び崩壊地、未植栽地並びに浸食された溪流などの災害の未然防止及び軽減を図るための治山事業の促進を図ります。

3 砂防事業等の促進（建設部、農林水産部）

(1) 砂防対策

荒廃した山地、溪流の土砂流出から、市民の生命、財産を守るため、土石流危険溪流を把握するとともに、砂防えん堤の築造と浸食による土砂流出防止の護岸工事等の砂防事業を促進します。

併せて、砂防指定地における標識の設置を含めて防災意識の普及を推進します。

(2) 急傾斜地対策

地震によるがけ崩れ災害に対処するため、傾斜度 30 度以上、高さ 5 m 以上で急傾斜地の崩壊により危害の生ずるおそれのある人家が 5 戸以上、又は 5 戸未満であっても、官公署、学校、病院に危害が生ずるおそれのある区域は、「急傾斜地崩壊危険区域」としての指定と崩壊防止工事の促進を図ります。

また、急傾斜地崩壊危険区域における標識の設置を含めて防災意識の普及を推進します。

(3) 地すべり対策

地すべりは、特殊な地質のところで土地の一部が地震動や地下水等に起因して移動する現象ですが、地すべりによる危険箇所の把握に努め、「地すべり防止区域」の指定と防止工事の促進を図ります。

4 造成地災害の予防（都市計画部、建設部）

- (1) 宅地造成地では、地震動によるがけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊が想定されます。したがって、こうした被害を未然に防止するため、都市計画法に規定された災害防止に重点を置いた技術基準に基づき指導します。
- (2) 土砂災害特別警戒区域内、災害危険区域内又は建築法第 40 条の適用区域内に存する危険な不適格住宅を移転して安全な住環境の整備に努めます。

5 液状化対策（危機管理部）

市は、地震時に発生する地盤の液状化による被害等を最小限にするため、地震防災マップ等を活用し、住民等に対する液状化危険度の周知・啓発を図ります。

6 ため池改修事業等の促進（農林水産部）

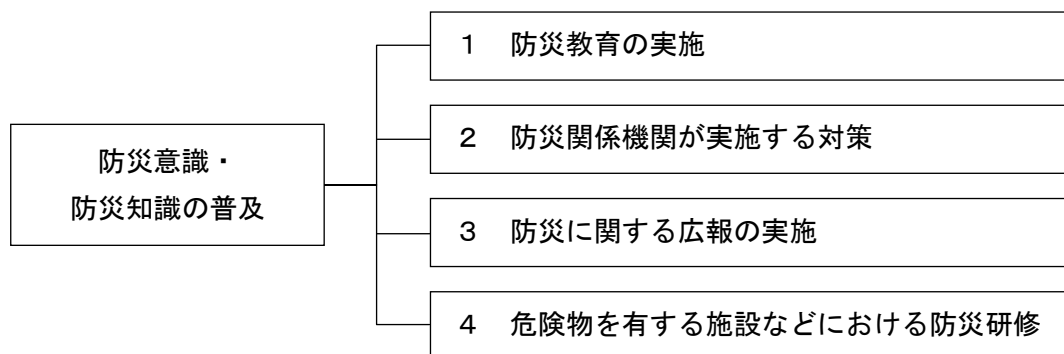
ため池の決壊等の災害を防止するため、ため池管理者と連携し、日常管理の中で異常等の早期発見に努めるなど監視を強化するとともに、今後のため池整備については、ため池の規模、老朽度及び下流域への影響等から危険度の高いため池を中心に、県の「第 4 次三重県地震防災緊急事業 5 カ年計画」に基づく県営土地改良事業等の手法により計画的に改修を進めます。

第2章 地域防災力の育成

- 防災教育などを通じた防災知識の普及と実践的な防災訓練を通して、「自らの身の安全は自ら守る」人づくりに努めます。
- 自主防災組織を育成し、消防団を含めた地域防災力の向上を図ります。特に、災害時要援護者に配慮した地域づくりを進めます。
- ボランティアなど自発的な活動を支援します。

第1節 防災意識・防災知識の普及

- 大規模地震発生時には、市が甚大な被害にみまわれることが想定されるため、全ての市民が、防災に関する意識と知識を持つための取り組みを進めます。



1 防災教育の実施（危機管理部、教育委員会事務局、市民部、健康福祉部）

(1) 市民に対する防災啓発

災害に対する日頃の備えと災害発生時の的確な行動等について、地域での学習会、広報等を通じて、防災に対する正しい知識の普及と防災意識の高揚を図るとともに、地域防災を支える人材の育成に努めます。

また、防災知識の普及にあたっては、高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者や被災時の男女のニーズの違いがあること等にも触れ、様々な視点に配慮する必要があることを啓発します。

(2) 学校教育における防災教育

ア 学校教育において、児童・生徒が、防災に対する正しい知識と行動を身につけるための防災教育を推進します。

イ 学校現場での取り組みを家庭、地域へと広げ、市全体の防災力の向上を図ります。

ウ 発達段階に応じた学習カリキュラム、教材の研究・開発を推進します。

エ 学校、家庭、地域が一体となった防災への取り組みを推進します。

オ 教職員の防災研修を推進します。

(3) 社会教育における防災教育

公民館活動等における講座、研修などの学習内容に防災教育を組み入れ、正しい知識の普及と防災意識の高揚を図ります。

2 防災関係機関が実施する対策

防災関係機関は自らの取り組みの中で防災教育活動を推進するとともに、住民の意識を高めるための広報を様々な媒体を活用して実施します。

3 防災に関する広報の実施（危機管理部）

市は、防災マップの活用を図るとともに、広報紙等の様々な媒体を通して、市民の防災意識の普及を図ります。

《 広報内容 》

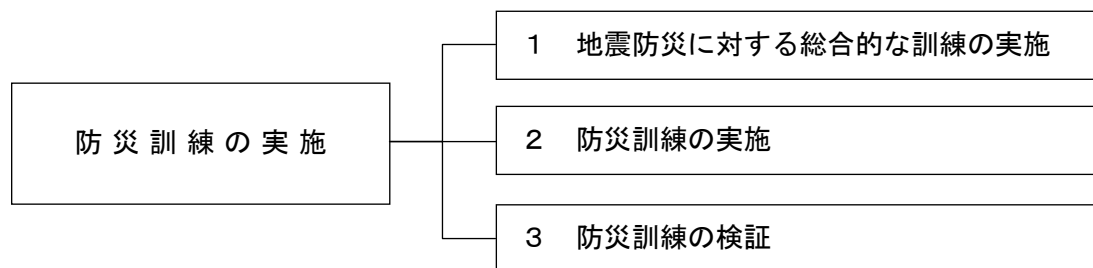
- | | |
|----------|---|
| (知識) | <ul style="list-style-type: none">・ 東海地震、東南海・南海地震等の発生のメカニズム・ 予想される地震動・津波・ 避難場所・ 過去の地震災害事例・ 地域の地震特性、危険場所・ 各機関の実施する防災対策・ その他一般的な地震の基礎知識 |
| (災害への備え) | <ul style="list-style-type: none">・ 避難場所や避難経路の確認・ 家具等の固定、家屋・塀・擁壁の安全対策・ 耐震診断・耐震補強の実施・ 防災訓練、地域の自主防災活動への参加・ 3日間程度の食料、飲料水、物資の備蓄・ 非常持ち出し品（食料、飲料水、懐中電灯、ラジオ等）の準備等 |
| (災害時の行動) | <ul style="list-style-type: none">・ 身の安全確保の方法、救助、応急手当の方法・ <u>避難時の火元確認、初期消火</u>・ <u>非常持ち出し品（食料、飲料水、懐中電灯、ラジオ等）の携行</u>・ 災害時要援護者への支援・ 情報の収集方法等 |

4 危険物を有する施設などにおける防災研修（消防本部）

危険物を有する施設、病院、ホテル、旅館、大規模小売店舗等の安全管理や緊急時の対応に関する防災研修を促進します。

第2節 防災訓練の実施

- 災害時において、市、県、防災関係機関及び市民等は連携した防災活動が行えるよう、東海地震、東南海・南海地震等大規模地震を想定して平素から計画的、継続的に防災訓練を実施します。
- 防災関係機関相互の連携体制を確認し、住民の防災意識の向上を図るため各種の防災訓練を実施します。
- 現場訓練は、地域の災害特性を考慮し、可能な限り被害を想定する現地で実施するなど実情に即した実践的な内容とします。



1 地震防災に対する総合的な訓練の実施（危機管理部）

(1) 総合防災訓練の実施

防災関係機関の協力体制の確立及び市民の防災意識の高揚を図るため、大規模地震を想定した消防訓練、水防訓練、震災訓練、避難訓練、通信訓練、給食給水訓練等の総合防災訓練を実施します。

(2) 初動体制の確立訓練の実施

災害発生時の各種の被害を想定し、初動体制を確立するための訓練を実施します。

2 防災訓練の実施

(1) 現場訓練実施にあたっての留意事項

- ア 地域の災害特性を考慮し、実践的な訓練種目を選定します。
- イ 可能な限り、被害を想定する現地において実施し、各防災関係機関の応急対策計画が実践的なものか検証します。
- ウ 訓練を実施する際には、高齢者、障がい者等の災害時要援護者に十分配慮するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。

(2) 訓練の種類

ア 国及び県が主体

(ア) 国、県その他関係機関が実施する訓練

国、県その他関係機関が実施する訓練には積極的に参加し、相互の連絡を密にするとともに、大災害発生の際の混乱と被害を最小限に抑えるように努めます。

(イ) 広域合同防災訓練

市は、県との協力のもとに広域合同防災訓練を実施します。

イ 市及び市内防災関係機関が主体（危機管理部、消防本部）

（ア）総合防災訓練

市は県、自衛隊等防災関係機関、民間企業、自主防災組織、ボランティア団体及び地域住民等と連携して総合防災訓練を実施します。

（イ）消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、消防訓練を実施します。

（ウ）水防訓練

水防関係機関は、水防活動の円滑な遂行を図るため、水防訓練を実施します。

（エ）地震防災訓練

防災活動の円滑な遂行を図るため、地震防災訓練を実施します。

（オ）避難訓練（津波・避難の三類型）

津波に対して迅速に対応するため、津波避難訓練を実施します。

新たに設けた避難の三類型を考慮した避難訓練を実施します。

（カ）情報収集伝達訓練

緊急時における情報の収集、伝達を的確に行うため、平常時から無線通信機器の操作習熟に努めるとともに、市民、各機関ごと及び複数の他機関との間において情報の収集、伝達の要領、並びに通信設備の応急復旧等について訓練を実施します。

（キ）図上訓練

組織の内での情報伝達や指揮命令系統の確認と防災関係機関相互の連携が図られるよう図上訓練を行います。

また、応急対策能力を高めるための図上訓練を実施します。

ウ 幼稚園、保育園、小・中学校が主体（教育委員会事務局、健康福祉部）

教育委員会などの指導のもとに、職員、保護者を含めて訓練を行います。

児童生徒等を対象とした訓練では、地域生活圏に存在する危険の確認と対処方法、災害に対して沈着、冷静、敏速に行動するなど、身の安全を守る動作と方法を訓練します。

教職員・保護者は、それぞれの役割を確認します。

エ 地域が主体

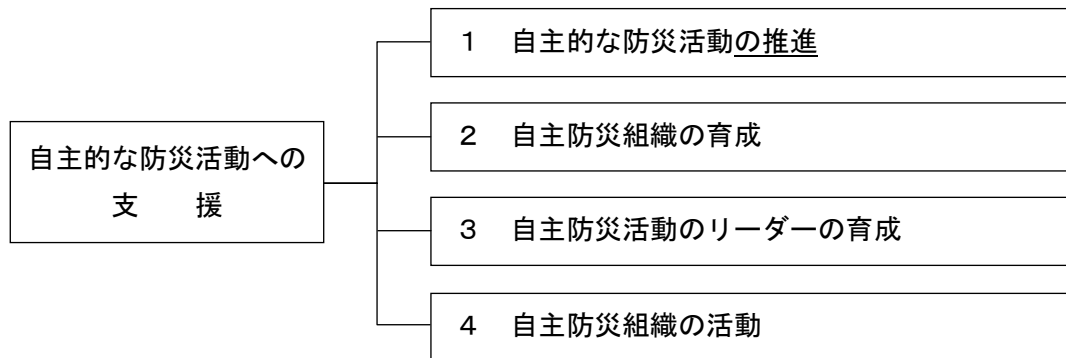
自主防災組織を中心とする市民は、市の防災訓練等を参考にして地域性を考慮した訓練を実施します。

3 防災訓練の検証

訓練終了後、訓練結果の検証を行い、課題を明らかにするとともに、必要に応じて防災対策の改善に努めます。

第3節 自主的な防災活動への支援

- 東海地震、東南海・南海地震等大規模な地震から命を守るためには、「自らの身の安全は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」行動が重要となるため、地域が実施する自主的な防災活動への支援を行います。



1 自主的な防災活動の推進（危機管理部、各総合支所）

大規模災害が発生した際に、地域の被害を軽減するためには、「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神のもと、地域住民が互いに協力し防災活動に取り組むことが重要です。

このことから、市は、「自助・共助・公助」の基本理念に基づき、地域において自主的な防災活動を行う自主防災組織の結成を促進するとともに、その育成を推進します。

2 自主防災組織の育成（危機管理部、各総合支所）

地域ごとの自主防災組織の結成促進及び育成のため、次の支援を行います。

- (1) 地域の危険性に関する情報(被害想定、危険箇所等)の提供
- (2) 自主防災組織の必要性についての広報・啓発資料の作成
- (3) 防災訓練、研修会等の実施への支援
- (4) 自主防災活動に必要な防災資機材等の整備支援
- (5) 自主防災組織の避難計画等の策定支援
- (6) 市内自主防災組織間の連携の支援
- (7) 地域の多様な組織との連携の支援

3 自主防災活動のリーダーの育成（危機管理部、各総合支所）

自主防災組織の構成員を対象とした研修を実施し、地域での自主的な防災活動のリーダーの育成に努めます。

4 自主防災組織の活動（危機管理部、各総合支所）

自主防災組織は、平常時において、①防災知識の普及、②地域内の安全点検、③防災訓練の実施、

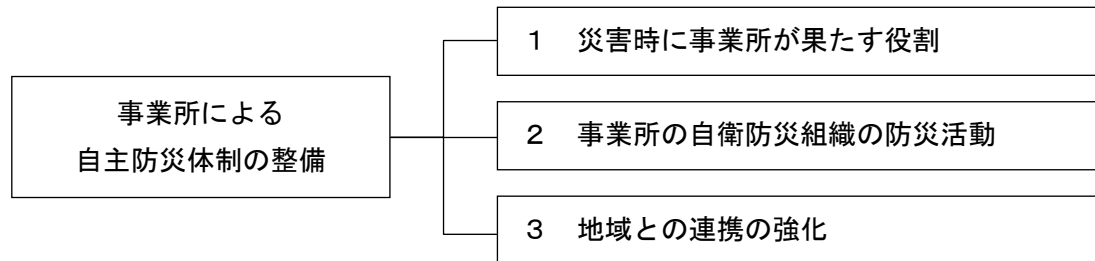
④防災資機材の点検整備など、地域防災力の向上に努めるほか、災害時には、①情報の収集と伝達、②出火防止と初期消火、③避難誘導、④救出・救護、⑤給食・給水などを行います。

なお、自主防災組織の具体的な活動内容は、地域の特性等を踏まえ、自主防災組織で話し合って定めます。

また、自主防災組織の体制づくりや活動の実施にあたっては、女性の参画の促進に努めます。

第4節 事業所による自主防災体制の整備

- 事業所は、災害時に従業員、顧客の安全を確保するとともに、業務継続に向けての社会的責任を果たすため、防災施設の整備、自衛防災組織の育成強化等に努めます。
- 事業所は地域の一員として事業所内の地震防災体制を強化するとともに、地域の自主防災組織との連携に努めます。



1 災害時に事業所が果たす役割

- (1) 従業員、顧客の安全確保
- (2) 業務の維持、継続
- (3) 地域の防災活動、防災関係機関の応急対策活動への協力

2 事業所の自衛防災組織の防災活動

- (1) 平常時の活動
 - ア 地震防災訓練の実施
 - イ 防災施設及び設備等の整備
 - ウ 従業員等の防災に関する教育の実施
 - エ 地震防災マニュアル(災害時行動の手引き)の作成
 - オ 地域の防災訓練への参加、地域の自主防災組織との協力
 - カ 防災資機材の備蓄
- (2) 災害時の活動
 - ア 情報の収集伝達
 - イ 避難誘導
 - ウ 救出救護
 - エ 地域の防災活動及び防災関係機関の行う応急活動への協力

3 地域との連携の強化

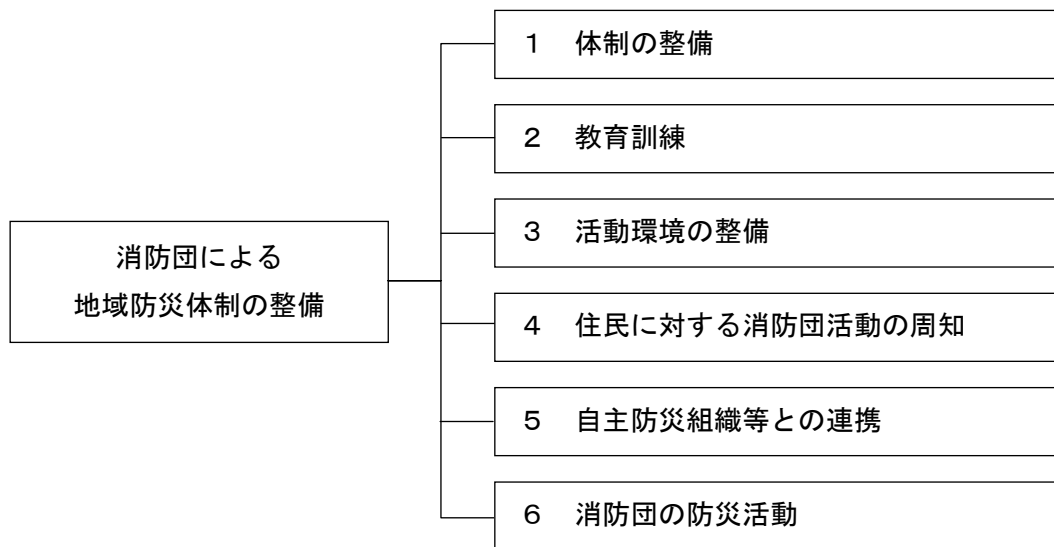
- (1) 地域の自主防災組織との連携強化

地域の自主防災組織との会議や防災訓練への参加により、連携を強化します。
- (2) 地域内事業所との連携強化

地域の他の事業所との相互協力等を深めるための連携を図ります。

第5節 消防団による地域防災体制の整備

- 消防団の活動能力の向上を図るため、団員確保等の体制整備、教育訓練及び活動環境の整備を行います。また、自主防災組織とともに消防団を中心とした地域の防災体制づくりを進めます。



1 体制の整備（消防本部、各総合支所）

青年層・女性層の消防団への参加を促進し、消防団員の確保に努めます。

2 教育訓練（消防本部、各総合支所）

消防団の消防活動技術の向上を図るとともに、平常時の住民に対する防災啓発や訓練指導を促進します。

3 活動環境の整備（消防本部、各総合支所）

消防団の施設・装備を充実し、活動環境の整備に努めます。

4 住民に対する消防団活動の周知（消防本部、各総合支所）

広報紙、各種イベント等を活用し、消防団活動の周知を図ります。

5 自主防災組織等との連携（消防本部、各総合支所）

消防団は地域の防災リーダーとして、地域の自主防災組織の育成、避難訓練の実施等について指導的役割を果たします。

6 消防団の防災活動（消防本部、各総合支所）

(1) 平常時の活動

- ア 災害についての知識の普及
- イ 地域における危険箇所の把握と周知
- ウ 地域における防災施設（消防水利、避難所等）の把握と周知
- エ 防災訓練の実施
- オ 災害時要援護者の把握
- カ 情報収集・伝達体制の確認
- キ 地域内の他組織との連携

(2) 災害時の活動

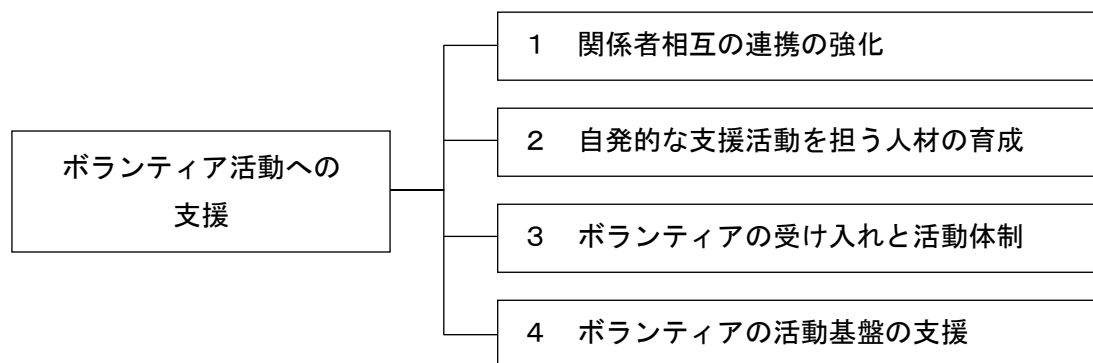
- ア 集団避難、災害時要援護者への避難誘導
- イ 地域住民の安否確認
- ウ 初期消火活動
- エ 情報の収集・伝達
- オ 給食・給水の実施及び支援
- カ 避難所の運営に対する支援
- キ その他防災関係機関、災害ボランティア等への応急活動に対する協力

第6節 ボランティア活動への支援

- 災害という非常事態の中で、市が行う災害応急活動では市民の要求に対応できなくなる場合が想定されます。

そうした場合には、被災していない方やボランティアなどの自発的な支援が被災した方々の大きな助けとなります。

こうした自発的な活動への支援を促進します。



1 関係者相互の連携の強化（市民部、健康福祉部）

NPO、ボランティア団体、社会福祉協議会、日本赤十字社、行政機関など、災害発生時に連携する必要のある関係者で、定期的に災害発生時の連絡体制や相互支援、役割分担に関して協議を行うなど、平常時から連携を密にしておくとともに協力体制の整備を図ります。

また、ボランティア団体のネットワークづくりを支援します。

2 自発的な支援活動を担う人材の育成（市民部、危機管理部、教育委員会事務局、健康福祉部）

- (1) ボランティアリーダーやボランティアコーディネーターなど自発的な支援活動を担う人材の育成を行います。
- (2) 災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、交流会や講演会の開催など、市民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行います。
- (3) 児童・生徒が福祉や社会貢献について関心を持ち、理解を深められるよう、地域や学校教育の中でボランティア活動を推進します。
- (4) 災害時におけるボランティア活動が効果的に行えるよう、市及び関係機関が協力し、知識や経験、資格等を持ったボランティアの登録を促進します。

3 ボランティアの受け入れと活動体制（市民部）

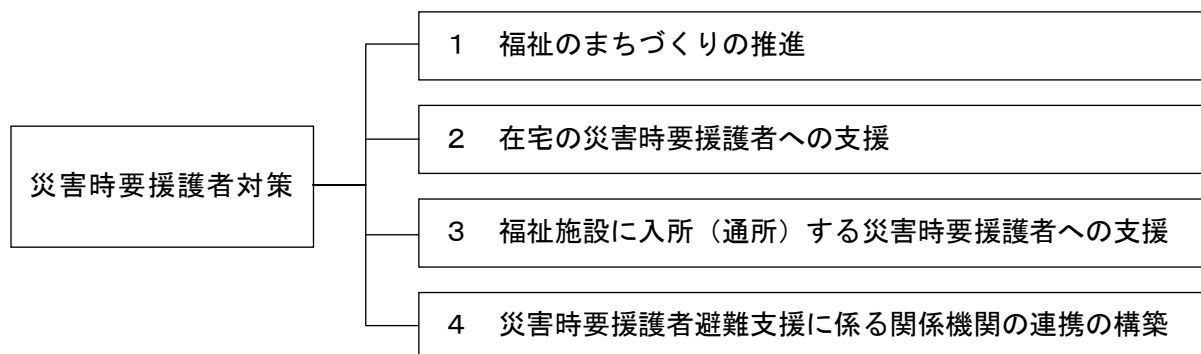
市は、関係機関等と連携し、平常時から災害発生時におけるボランティアの受け入れ、被災者ニーズの把握、ボランティア活動の調整、行政との連絡調整等を行う「災害ボランティアセンター」の体制づくりを推進します。

4 ボランティアの活動基盤の支援（市民部）

- (1) 災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の管理に努めるとともに、必要な資機材の整備を進めます。
- (2) ボランティア活動の実施にあたっては、ボランティア活動保険への加入を促進します。

第7節 災害時要援護者対策

- 高齢者や児童、外国人、障がい者等は、災害時には自らが適切な行動がとりにくく被害を受けやすい条件にあるため、「災害時要援護者」といえます。そのため、市及び関係機関は、災害時要援護者への配慮を行った施設や環境の整備を行うとともに、地域ぐるみの支援体制づくりを推進します。



1 福祉のまちづくりの推進（健康福祉部、危機管理部、政策財務部、建設部、都市計画部）

- (1) 地域ぐるみの支援体制づくりを進めるため、消防団や自主防災組織、社会福祉関係組織等の相互の連携を進めます。
- (2) 支援体制づくりを進めるに当たっては、災害時要援護者自らの積極的な取り組みが不可欠であるため、市や消防団、自主防災組織等は、各種活動を通じて人と人とのつながりを深めるとともに、災害時要援護者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりに努めます。
- (3) だれもが安心して暮らしやすいまちづくりを進めるため、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等公共施設の整備、改善を進めます。
- (4) 民間施設についても、市民、企業、関係機関との連携を図り、人にやさしい都市環境の整備を促進します。

2 在宅の災害時要援護者への支援（健康福祉部、危機管理部、市民部）

(1) 地域住民による支援

災害時要援護者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とします。

(2) 支援体制の確立

ア 災害時要援護者等の把握

災害時要援護者の把握に当たっては、民生委員・児童委員等の協力を得ながら情報収集に努めるとともに、災害時要援護者の同意による情報の共有を進めます。

イ 住宅の安全対策

住宅の耐震化、耐震シェルターの設置、家具・書棚等の転倒防止対策等を進めます。

ウ 災害発生時の避難誘導、救出対策

(ア) 自主防災組織、消防団、隣近所の連携により、災害時要援護者の安否確認及び災害時要援護者と一緒に避難する避難誘導計画を作成します。

(イ) 災害時要援護者を含めた地域ぐるみの防災訓練を行います。

エ 平常時及び災害発生時の情報伝達体制の確立

(ア) 自主防災組織、消防団、隣近所から情報提供を行います。また平常時からその連絡体制を確立しておくものとします。

(イ) 市は、同報系防災行政無線、メール配信、ファクス、ケーブルテレビ、広報車など複数の情報伝達方法を用いた情報提供に努めます。

オ 避難所における支援

(ア) 市は、災害時要援護者等の避難状況の確認や相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供、避難所の設備の整備や応急仮設住宅への入居などについて、災害時要援護者に配慮した避難所運営が行われるよう避難所運営委員会設立に向けた取組みを支援します。

(イ) 避難所での生活が困難な高齢者や障がい者等に対しては、あらかじめ社会福祉施設と協定を結んで福祉避難所として確保するよう努めます。

カ 災害時における福祉サービスの継続

災害時にあっても高齢者、障がい者等への介護保険制度関係業務の継続が図られることは重要であるので、市及び関係機関は、福祉サービス提供者と連絡を密に取り、福祉サービスの継続に努めます。

キ 外国人市民等への支援

(ア) 災害関連情報の広報

通訳・翻訳ボランティアと連携を図り、外国語による情報を提供します。

(イ) 誘導標識や案内看板等の整備

道路標識、避難所等の外国語等の表示について検討します。

(ウ) 地域社会との連携

災害時に近隣との協力・連携が図れるよう啓発や地域交流に努めます。

(エ) 外国人を雇用する事業所への支援

災害についての避難の心得等について事業所内での教育や訓練の支援に努めます。

3 福祉施設に入所（通所）する災害時要援護者への支援（健康福祉部）

施設管理者は、施設入所者等の安全確保を図るため、次の対策を進めます。また、市及び関係機関は、必要に応じ、指導・助言を行う等、その促進に努めます。

(1) 施設・設備の安全確保対策

ア 施設の耐震化を進めます。

イ 安全確保に必要な消防設備を整備します。

ウ 危険物の適正管理や家具・書棚等の転倒防止対策など安全管理に努めます。

(2) 施設入所者等の避難対策

ア 地域の災害特性の把握

施設の立地する地域の災害について、正しい知識及び対応の方法について習得に努めます。

イ 施設入所者等の避難計画の作成

(ア) 災害発生時の職員の役割分担、動員体制等の防災組織の確立、家族等への緊急連絡体制を整備します。

(イ) 夜間・休日における災害の発生を想定するなど、現実的な避難誘導計画を作成します。

(ウ) 夜間の勤務者数での訓練など実践的な避難訓練を実施します。

(エ) 消防団・自主防災組織など地域と連携した避難体制づくりを進めます。

(3) 防災関係機関との連携

施設の安全確保対策及び避難対策について、防災関係機関に指導・助言を求める等、積極的な連携を図ります。

4 災害時要援護者避難支援に係る関係機関の連携の構築（健康福祉部）

避難所等における災害時要援護者の支援の充実に向けて、関係機関、ボランティアセンター等と情報共有や支援活動の連携を図ります。

第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策

- 防災施設管理者、住民、行政の役割を明らかにして避難対策の基本的な方向を示します。

第1節 避難開始の時期

- 東海地震、東南海・南海地震等大規模地震が発生したときに、住民等が安全に避難できる基準づくりを進めます。



1 避難開始の基準の設定（危機管理部）

(1) 避難準備情報の種類

「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」の三類型により、避難対策を実施します。

(2) 避難の三類型の発令状況と住民に求める行動

〔三類型の避難勧告等一覧〕

	発令時の状況	居住者等に求められる行動
避難準備（災害時要援護者避難）情報	災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもあります。

(3) 避難情報の周知

避難三類型による市民の避難行動については、広報紙等を通じ周知します。

2 判断基準等及び避難対象地区等（危機管理部）

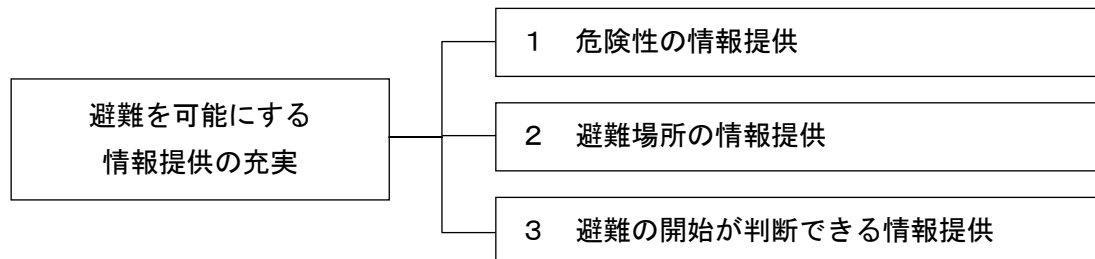
(1) 避難勧告等の発令の判断基準等

避難の勧告、指示等を行う場合、地震、津波の状況に応じて、次の基準を基に判断するものとします。

避難準備 （災害時要援護者避難）情報	・東海地震の強化地域（※１）に「警戒宣言」（※２）が発令された場合とし、津市は東海地震の強化地域ではないが、強い揺れや東南海地震を併発するおそれがあるため、避難準備情報を検討する。 ・市内で震度５弱以上の揺れを観測し、気象庁より余震のおそれがあると発表された場合、避難準備情報を検討する。 ・伊勢・三河湾津波予報区に津波注意報が発表されたとき。 ・その他市長が必要と判断したとき。 ※１ 大規模地震対策特別措置法により定められた東海地震の強化地域（東海地震の発生時に特に注意を必要とする地域で、震度６弱以上又は２０分以内に高い津波（沿岸で３ｍ以上、地上で２ｍ以上）が来襲するおそれのある地域）。 ※２ 東海地震の強化地域に対して、内閣総理大臣が住民に対して警戒体制をとるよう呼び掛け、発令する宣言。
避難勧告	・強い地震（震度４以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じ、かつ、<u>伊勢・三河湾予報区に津波警報（津波）が発表されたとき。</u> ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。
避難指示	・伊勢・三河湾津波予報区に津波警報（大津波）が<u>発表されたとき。</u> ・その他災害対策本部長が必要と判断したとき。

第2節 避難を可能にする情報提供の充実

- 避難開始時期などを知らせる標識等の情報提供の整備、充実に努めます。



1 危険性の情報提供（危機管理部）

(1) 情報提供の手段

- ア 危険性のある区域を示す標識
- イ ハザードマップ（危険度地図）などの啓発資料
- ウ 市ホームページ

(2) 情報提供の内容

- ア 危険性があることの警告
- イ 災害に関する知識
- ウ 避難開始の時期
- エ 被害の及ぶ範囲

2 避難場所の情報提供（危機管理部）

(1) 情報提供の手段

- ア 市の広報紙による周知
- イ 避難場所を示す標識
- ウ 避難誘導標識
- エ 市ホームページ

(2) 情報提供の内容

- ア 避難所の所在地・名称
- イ 一時避難場所の所在地・名称

3 避難の開始が判断できる情報提供（危機管理部）

(1) 情報提供の手段

- ア 同報系防災行政無線を始め、その他情報配信システム等の避難開始を知らせる設備
- イ 市ホームページ

(2) 情報提供の内容

ア 避難開始時期

イ 安全な避難の実施に必要な事項

第3節 自主的な避難

- 住民は、災害から安全に避難できるよう避難開始の基準づくりや避難方法の検討に取り組みます。



1 避難方法についての話し合い（危機管理部、各総合支所）

住民は、自主防災組織の活動を通じ、次の取り組みを進めます。

- (1) 地域の災害についての正しい知識の取得
- (2) 地域の危険箇所の確認
- (3) 緊急避難場所の検討
- (4) 避難経路の検討
- (5) 災害時要援護者と一緒に避難する計画づくり

2 避難開始の基準づくり（危機管理部、各総合支所）

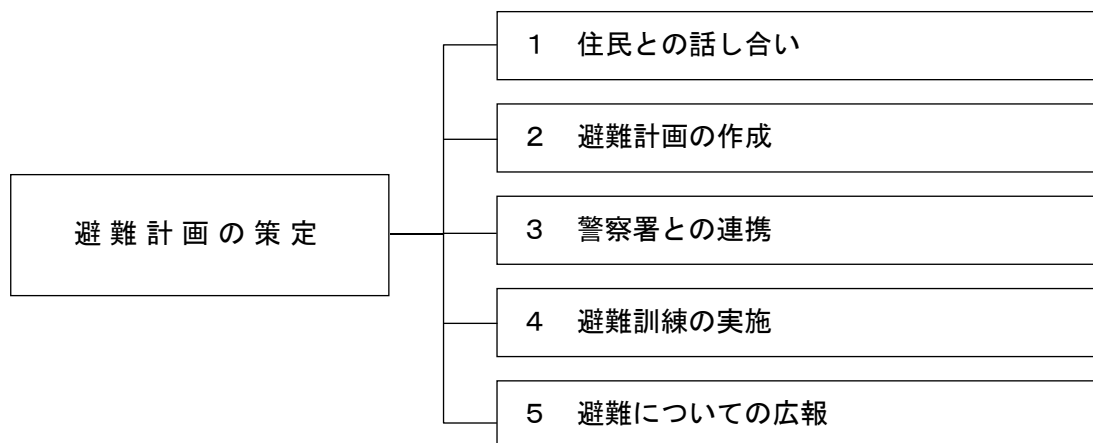
市は、地震や津波による災害の発生を事前に予測できるよう努めていますが、地域毎に異なる状況は、地震や津波が発生し又はそのおそれがある地域の住民の方がより早く正確に危険を察知することが可能です。このことから、住民が自らの経験などから決める「避難開始の目安」を避難開始の基準とし、災害が発生し又はそのおそれがある地域の住民が、自らの判断で災害時要援護者と一緒に避難する取り組みを進めようとするものです。

避難開始の基準は、災害時要援護者と一緒に避難する体制が求められていることから、「避難準備情報」段階と「避難勧告」段階に分けて設定（第3章 第1節 1 避難開始の基準の設定参照）するとともに、「沿岸部」と「内陸部」等のように地域の特性に応じて適切に判断するものとします。

住民は、自主防災組織の取り組みなどを通じ、避難開始の基準を作り、地域で共有します。過去に実際に起きた地震や津波の体験などから住民同士で話し合って避難開始の基準をつくります。災害の体験とは、過去の東南海地震による浸水域や震度及び被害、津波が来た位置を示す表示等です。

第4節 避難計画の策定

○ 市は、避難計画を予め策定します。



1 住民との話し合い（危機管理部、各総合支所）

(1) 地域の危険性の周知

防災マップ等を活用し、地域住民に災害の特性を説明します。

《災害の特性》

- ア 予想される震度
- イ 土砂災害危険箇所
- ウ 津波浸水予測等

(2) 緊急避難場所の選定など

住民の意見を反映して緊急避難場所の選定などを行います。

- ア 緊急避難場所の選定
- イ 避難経路
- ウ 住民等への連絡方法
- エ その他必要な事項

2 避難計画の作成（危機管理部、各総合支所）

(1) 災害発生時の地域の状況についての情報収集体制

市は、被災地の状況を早期に把握する体制づくりに努めます。

(2) 警戒を呼びかける広報活動

災害の種類ごとに警戒を呼びかける基準又は条件の設定に努めます。

(3) 避難開始の基準

- ア 市は、避難開始の基準又は条件の設定に努めます。
- イ 防災施設の管理者は、市の避難開始の基準の設定に対し助言します。

(4) 自主防災組織、自治会による避難誘導の計画

市は、地域住民による避難計画の作成を推進し、市民が迅速かつ安全に避難する体制づくりを進めます。避難計画には災害時要援護者と一緒に避難する体制整備を含めます。

3 警察署との連携（危機管理部、各総合支所）

市は、避難計画の実効性を確保するため、警察署と必要な連携を行います。

4 避難訓練の実施（危機管理部、各総合支所）

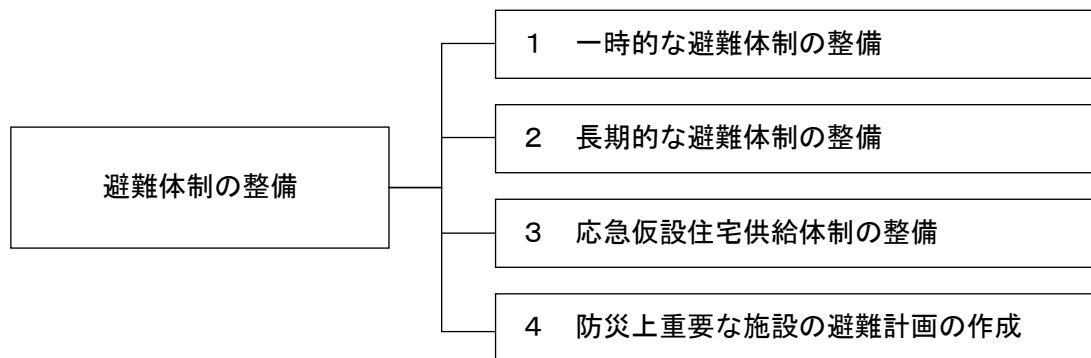
市は、自主防災組織や自治会等が行う災害の種別や地域性に応じた避難訓練に対して支援します。

5 避難についての広報（危機管理部、各総合支所）

自主防災組織、自治会等は作成した避難計画を地域住民に周知します。また市は地域の取組に支援を行います。

第5節 避難体制の整備

- 市は、緊急一時的な避難や長期間の避難に対応できる避難場所の整備などを進めます。
- 市は、迅速な避難活動ができるよう避難場所を住民等に周知します。



1 一時的な避難体制の整備（危機管理部）

(1) 避難場所の選定基準

- ア 一時避難場所は、集合した人の安全がある程度確保されるスペースをもったグラウンド、公園、等であること。
- イ 避難者一人当たりの面積が、概ね1㎡以上であること。
- ウ 危険な地域を避けること。
 - (ア) 土砂災害、津波等が予測される区域
 - (イ) 危険物等が備蓄されている施設の周囲
 - (ウ) 耐震性が確保されていない建物の周囲
- エ 市街地大火による放射熱から安全な有効面積を確保できること。

(2) 避難路の選定基準

- ア 危険のないところ
 - (ア) 土砂災害、津波等が予測される区域以外
 - (イ) 地下に危険な埋設物がないこと。
 - (ウ) 耐震性が確保されていない構造物が沿線にないこと。
- イ 自動車の交通量がなるべく少ないこと。
- ウ 避難場所まで複数の道路を確保すること。
- エ 避難路は相互に交差しないこと。

(3) 地域住民の参画

避難場所や避難路の選定は、地域の自主防災組織、住民の参画を得て行います。

(4) 避難誘導体制の整備

- ア 市は、自主防災組織等と協力し、危険箇所・火災の発生状況等を把握し、住民等の安全な避難誘導が行えるよう体制づくりを行います。
- イ 避難にあたっては、災害時要援護者の安全を優先して確保するため、消防団、自主防災組織を

中心に自治会、福祉関係機関等と連携を図り、地域の特性に応じた、災害時要援護者と一緒に避難する避難誘導體制を整備します。

ウ 駅、学校、保育所、福祉施設、病院、図書館など多くの人に利用される施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練に努めます。

エ 避難所及び避難場所を示す標識、案内板を設置します。

オ 避難所及び避難場所へ誘導する標識、案内板を設置します。

カ 夜間においても確認できる標識、案内板を設置します。

キ 市の広報紙や地域における自主防災組織等の避難訓練により避難所及び避難場所について住民への周知を図ります。

2 長期的な避難体制の整備（危機管理部、市民部、各総合支所、各施設管理者）

(1) 一定期間の避難生活ができる施設を避難所に指定します。

《長期的な避難所の選定基準》

ア 耐震構造を有するなど安全な建物であること。

イ 避難者一人当たりの面積が、概ね2㎡以上であること。

ウ 水や食料の供給が容易で、トイレの利用ができること。

エ 出入口へのスロープ、男女別トイレ、多目的トイレ、更衣室、FAXの位置など、女性や高齢者、障がい者等に配慮されていること。

(2) 避難所の運営方法について予め定めておきます。

ア 避難所の管理運営に関すること。

(ア) 避難所の管理者不在時の開設体制の整備

(イ) 施設管理者、災害対策本部要員、自主防災組織等の協力による避難所運営委員会の体制整備

(ウ) 災害対策本部との連絡体制の整備

(エ) 避難者の把握、情報の収集・伝達、各種相談業務等応急対策の体制整備

(オ) 災害時要援護者、男女の違いなど多様なニーズに配慮した運営体制

イ 避難住民への支援に関すること。

(ア) 避難者への給水、給食の体制整備

(イ) 避難者への毛布、衣料、日用必需品等の支給の体制整備

(ウ) 負傷者に対する応急医療の体制整備

(3) 避難所には、食料及び資機材等をあらかじめ備蓄し、又は必要なときに直ちに配備できるよう準備しておきます。

《備蓄及び配備に準備する主なもの》

ア 食料・飲料水

キ 給水用機材

イ 生活必需品

ク 救護所及び医療資機材

ウ 通信機材

ケ 仮設トイレ

エ 放送設備

コ 仮設テント

オ 照明設備

サ 防疫用資機材

カ 炊き出しに必要な機材及び燃料

シ 工具類

(4) 避難所の安全性の確保

避難所の安全性に問題がないかどうかを定期的に点検し、必要な措置を行います。

3 応急仮設住宅供給体制の整備（建設部、市民部）

- (1) 建設可能な用地とそれぞれの建設可能戸数を把握しておきます。
- (2) 関係団体との連携による建設資機材の調達方法や供給可能量を把握します。
- (3) 災害時要援護者に配慮した建設が行えるよう調整します。

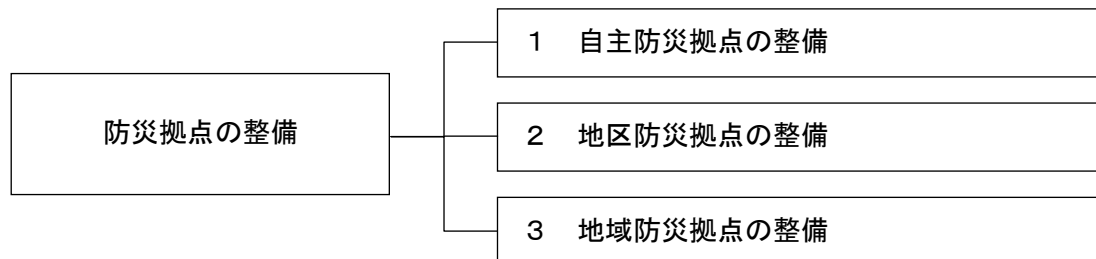
4 防災上重要な施設の避難計画の作成（各施設管理者）

防災上重要な施設の管理者は、次に示す避難計画を作成し、関係職員に周知するとともに訓練を実施するよう努めます。

- (1) 学校、幼稚園、その他教育施設及び保育所
 - ア 地域の特性等を考慮します。
避難の場所、避難経路、避難誘導、指示伝達の方法
 - イ 生徒、児童、幼児を集団的に避難させる場合を想定します。
避難路の選定、収容施設の確保並びに保健、衛生及び給食等の方法
- (2) 病院、その他の医療施設及び特別養護老人ホーム等
患者等を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定します。（収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生、入院患者に対する実施方法等）
- (3) 興業場、駅、その他不特定多数の者の利用する施設
多数の避難者の集中や混乱に配慮した避難誘導計画

第6節 防災拠点の整備

- 地域のコミュニティ施設を日常的な自主防災活動の拠点として運用します。
- 災害時の避難所は救援物資や各種情報を入手でき、復旧・復興に向けての取り組みを進める地域の拠点として機能することから、防災拠点としての整備・確保を推進します。



1 自主防災拠点の整備（危機管理部）

市は、地域のコミュニティを単位とした集会所等を自主防災活動の拠点として位置づけし、地域における日常的な自主防災活動や災害時の応急活動、避難等の拠点として、救出・救護、情報連絡、給食・給水等の防災資機材の整備を促進します。

2 地区防災拠点の整備（危機管理部）

市は、市民センター、学校等を地区防災拠点として位置づけ、物資の備蓄、放送設備等の防災設備の整備を進めます。

3 地域防災拠点の整備（危機管理部、各総合支所）

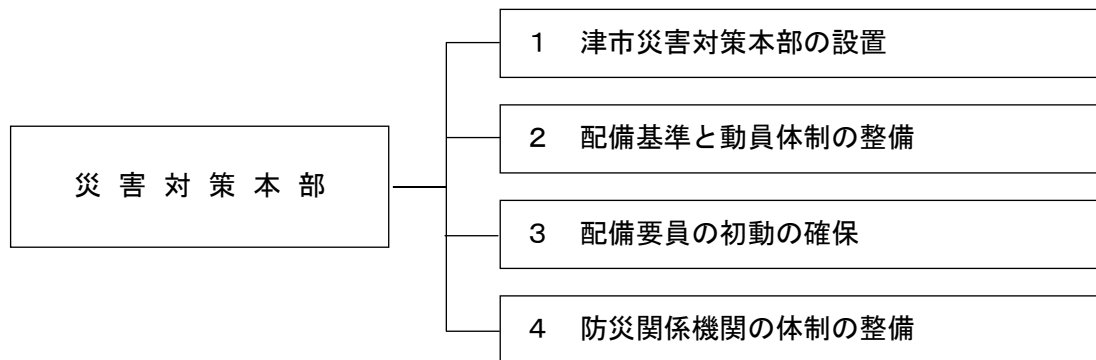
市は、総合支所を地域防災拠点として位置づけ、防災設備の整備を進めます。

第4章 災害に備える体制の確立

- 市その他防災関係機関は、災害の発生が予測されるとき、又は災害が発生したときにおいて、迅速な初動体制の確立や効率的な災害応急対策、復旧活動の推進が図られるよう、平常時から防災活動体制の整備、充実に努めます。

第1節 災害対策本部

- 災害対策本部について必要な事項を定めます。



1 津市災害対策本部の設置（危機管理部）

(1) 災害対策本部設置の決定

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において市長が必要と認めるときは、津市災害対策本部を設置し、災害のおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときはこれを廃止します。

(2) 市長（本部長）の代行

市長が不在、又は連絡不能の場合は、副本部長である副市長が代行します。

(3) 災害対策本部の設置及び廃止等の基準

ア 設置

- (ア) 市内において震度5弱以上の地震が発生したとき。
- (イ) 「津波警報（大津波、津波）」が伊勢・三河湾津波予報区に発表されたとき。
- (ウ) 東海地震注意情報が発表されたとき。
- (エ) 東海地震の強化地域内に「警戒宣言」が発せられたとき。
- (オ) 県内の他の地域に震度5強以上の地震が発生したとき。

イ 廃止

- (ア) 市内において震度5弱以上の地震が発生し災害対策本部の業務が概ね完了したとき。
- (イ) 伊勢・三河湾津波予報区に発表された「津波警報（大津波、津波）」が解除されたとき。
- (ウ) 東海地震注意情報が解除されたとき。

- (エ) 東海地震の強化地域内の「警戒宣言」が解除されたとき。
- (オ) 県内の他の地域に震度 5 強以上の地震が発生し、余震の可能性が低減したとき。
- (カ) その他市長が認めたとき。

ウ 災害対策本部が設置されない場合

災害の状況により災害対策本部が設置されない場合は、津市事務分掌規則等の定めるところによって関係各部局が災害対策にあたります。

(4) 災害対策本部の組織及び所掌事務

災害対策本部の組織及び所掌事務は、「津市災害対策本部に関する条例」並びに「津市災害対策本部に関する条例施行規則」の定めるところによります。

(5) 現地災害対策本部

被害が局地的に重大である場合は、必要に応じて現地災害対策本部を設置します。現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員は、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから市長（本部長）が指名する者をあて、組織及び所掌事務については災害対策本部に関する規定を準用します。

(6) 災害対策本部の代替機能

本庁舎が被災した場合など、災害対策本部を本庁舎内に設置できない場合に備え、次のとおり災害対策本部の予備施設を指定します。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位を変更します。

第 1 位 安濃庁舎

第 2 位 美里庁舎

第 3 位 河芸庁舎

2 配備基準と動員体制の整備

(1) 配備基準（危機管理部）

災害の程度に応じ配備基準を定めます。（別表）

(2) 動員体制（各部、各総合支所）

各部室及び出先機関は、次の手順により動員体制を整備します。

ア 配備体制ごとに必要な実施事項を整理します。

イ 配備体制ごとの実施事項を円滑に行うために必要な動員体制を決定します。

ウ 決定された動員体制をもとに、該当職員に職務分掌を周知します。

3 配備要員の初動の確保（各部、各総合支所）

(1) 災害対策本部員は、職員参集メール、電話等により招集します。

(2) 夜間、休日等の勤務時間外における連絡体制を整備します。

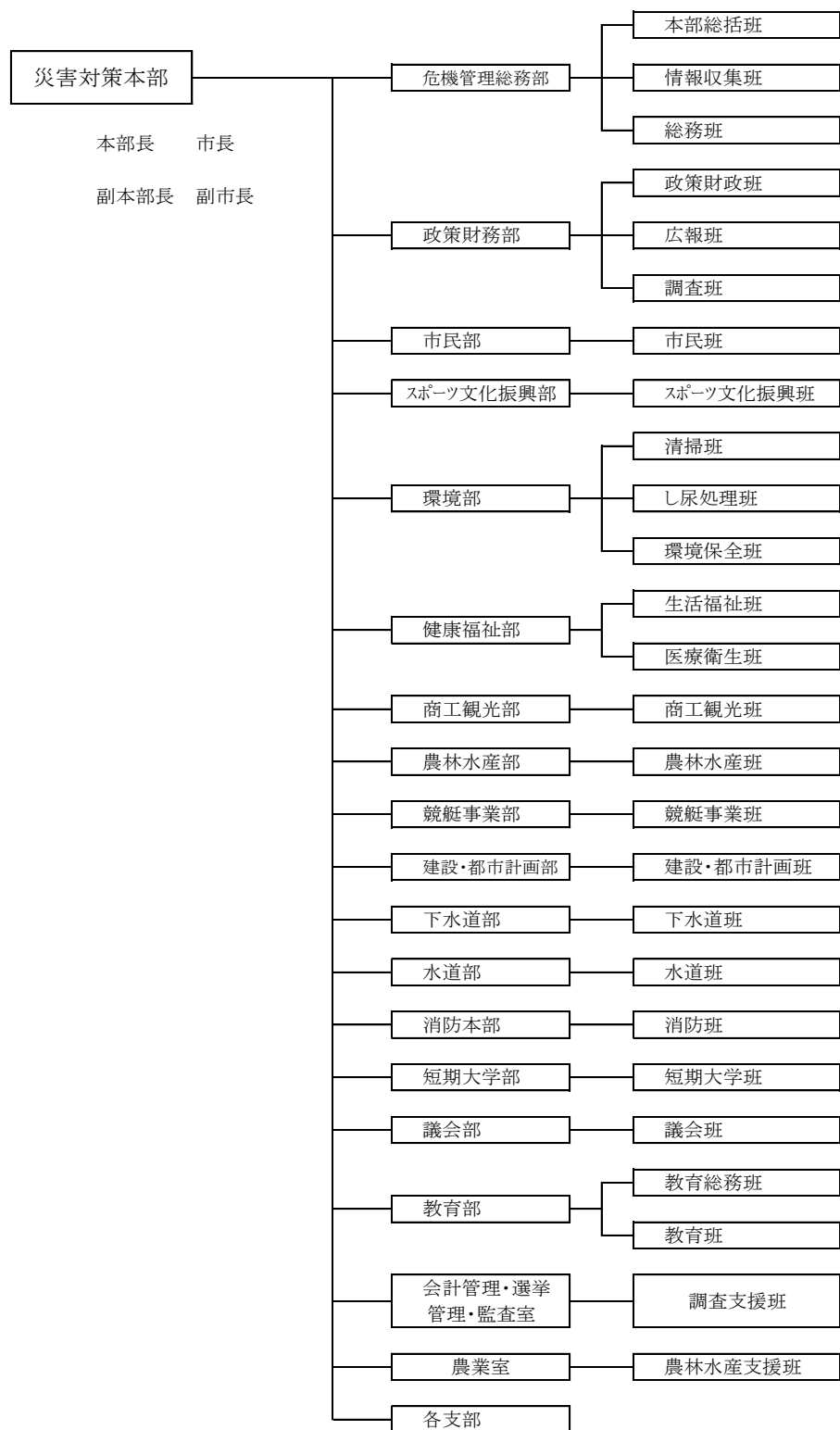
(3) 夜間、休日等の勤務時間外において配備基準に該当する災害の発生を覚知したときは、招集の連絡がない場合であっても直ちに参集します。

(4) 甚大な被害が発生し、勤務場所に参集することが困難な場合は、最寄りの機関等に参集します。

〔地震災害時の配備体制表〕

	配備体制	配備人員	配 備 基 準
第1 （準備 体制） 配備	配備体制により定められた職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ警戒体制に移れる体制とします。	各部・支部の配備計画による人員	1 市内において震度4の地震が発生した場合で、市長（本部長）が必要と認めたとき。 2 「津波注意報」が伊勢・三河湾津波予報区に発表された場合で、市長（本部長）が必要と認めたとき。 3 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき。
第2 （警戒 体制） 配備	相当の被害が近く発生するおそれがあり、又は発生した場合で、所掌する応急対策を迅速・的確に行うことができる体制とします。	各部・支部の配備計画による人員	1 市内において震度5弱の地震が発生したとき。 2 「津波警報（津波、大津波）」が伊勢・三河湾津波予報区に発表されたとき。 3 東海地震注意情報が発表されたとき。 4 県内の本市以外の市町において震度5強以上の地震が発生したとき。
第3 （非常 体制） 配備	甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動にあたることのできる体制とします。	全職員	1 市内において震度5強以上の地震が発生したとき。 2 津波による甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市長（本部長）が必要と認めたとき。 3 東海地震の強化地域内に「警戒宣言」が発せられたとき。

〔津市災害対策本部の組織〕



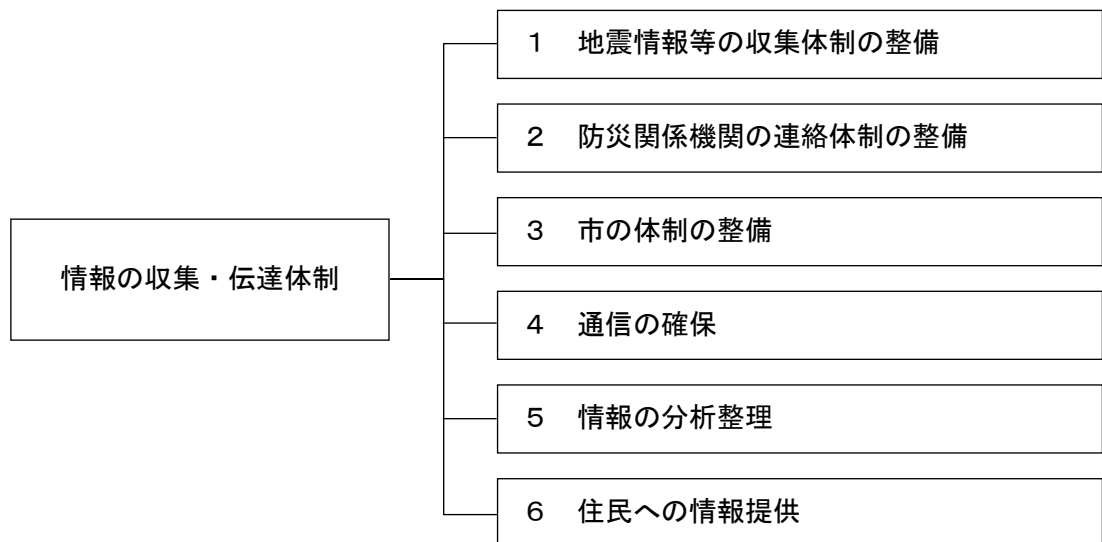
4 防災関係機関の体制の整備

防災関係機関相互において緊密な連携の確保に努めるとともに、ライフライン事業者については必要に応じて応急対策に関し広域的な応援体制をとるよう努めます。

災害時に応急対策を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関の職員の配備体制、勤務時間外における参集体制の整備を図ります。

第2節 情報の収集・伝達体制

- 地震の発生する可能性がある場合の避難情報を迅速に収集するとともに、防災関係機関相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から情報の収集・伝達体制の確立や施設の整備に努めます。



1 地震情報等の収集体制の整備（危機管理部）

市は緊急地震速報システムや震度情報ネットワークシステムなどにより、地震情報などの収集体制を整備します。

2 防災関係機関の連絡体制の整備

- (1) 防災関係機関は、相互の情報伝達ルート多重化及び情報交換のための連絡体制を明確にします。
- (2) 防災関係機関は、情報の整理と発信を一元的に取り扱う部署・担当者を定め、対外的な情報発信の窓口を一本化しておきます。
- (3) 夜間、休日においても対応できる体制を整備します。

3 市の体制の整備（危機管理部、消防本部）

- (1) 地域防災情報通信システムの整備
防災行政無線を始め、その他情報配信システムの整備、充実により情報通信体制の構築を図ります。
- (2) 住民への情報伝達
同報系防災行政無線及びその他情報配信システム等を活用し、地域住民へ迅速かつ正確な情報提供を行います。

(3) 初動配備の伝達

災害発生時に職員を参集させるための職員参集メール、電話等を活用し、迅速な初動配備の伝達を図ります。

(4) 防災関係機関との情報の共有化

地域防災情報通信システム及び防災行政無線情報ネットワーク等の活用により、防災関係機関との情報の共有化を図ります。

(5) 消防救急無線の充実

(6) 防災監視カメラ及び画像伝送システムの整備充実

(7) 緊急地震速報の整備、充実

地震による人的被害の防止・軽減のため、公共施設への緊急地震速報の整備充実に努めます。

4 通信の確保（危機管理部、政策財務部、総務部）

(1) 通信手段の防災対策

災害時の通信手段の確保に努めます。

耐震性の強化、停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線のデジタル化、CATVの整備

(2) 非常通信の確保

市及び防災関係機関は、有線通信や防災行政無線等が使用できない場合には、電波法の規定に基づき、三重地区非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設を利用した非常通信（非常無線）を行います。

5 情報の分析整理（危機管理部、総務部）

(1) 分析者の確保

収集した情報を的確に分析整理するため、情報処理担当者の育成を図ります。

(2) 分析システムの整理

平常時から、地形、地質、急傾斜地、がけ崩れ危険箇所等の自然情報、土地利用、建築物、土木構造物及び人口動態などの社会情報を収集、蓄積し、総合的な防災情報を掲載したマップを作成し、よりの確な応急活動を支援します。

また、災害時要援護者、救助に必要な民間保有資機材、井戸の分布、活用可能な人材等の情報について整理します。

これらをGIS（地理情報システム）等を用いてデータベース化し、防災関係機関の相互利用が可能となるよう努めます。

6 住民への情報提供（政策財務部、危機管理部）

(1) インターネットの活用など多様な広報手段の整備を図ります。

(2) 放送事業者による被災者等への情報伝達

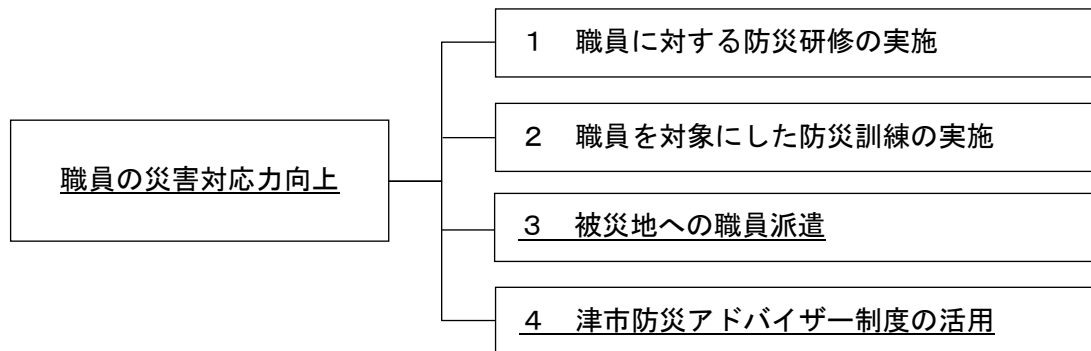
ア 災害時における放送要請について体制を整備します。

イ 放送事業者を通じ被災者等に提供すべき情報を整理します。

ウ 住民からの問い合わせ等に対する広聴体制を整理します。

第3節 職員の災害対応力向上

- 地震災害への災害対応力を向上するため、職員への防災研修・訓練を実施するとともに、専門的な見地を踏まえた防災対策を推進します。



1 職員に対する防災研修の実施（危機管理部）

職員一人ひとりが自分の役割を自覚し、自主的にかつ的確に対応することが極めて重要です。そのため、研修を実施し、基本的事項について職員に周知徹底します。

(1) 研修の内容

- ア 津市地域防災計画
- イ 災害対策本部の設置基準及び非常配備基準
- ウ 非常参集の方法と個々の職員の役割の明確化と役割意識の自覚
- エ 活動要領
- オ 気象、東海地震、東南海・南海地震その他災害の特性についての知識
- カ 過去の災害の事例
- キ その他必要な事項

2 職員を対象にした防災訓練の実施（危機管理部、消防本部）

(1) 訓練の内容

職員が災害発生時に速やかな行動が取れるように、シミュレーションや初期消火、救助・救急など即応性のある訓練を実施します。

- ア 図上訓練
- イ 初期消火、救助・救急等
- ウ その他必要な訓練

3 被災地への職員派遣（危機管理部、各部）

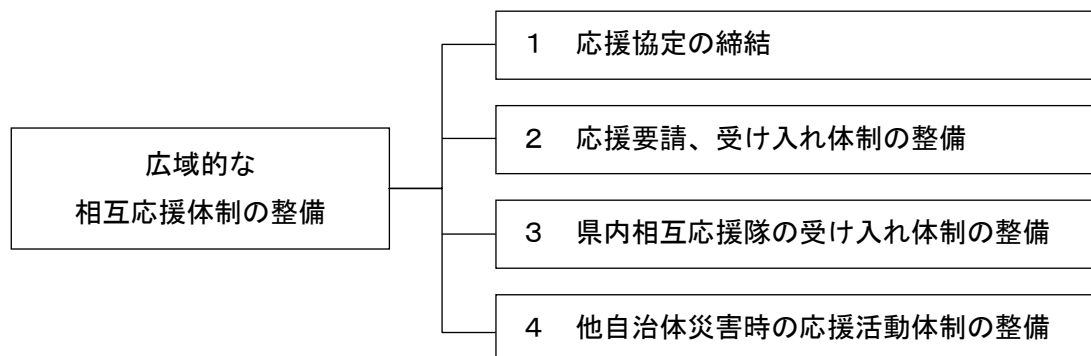
大規模災害の被災地に対しては、災害の応急期や復旧・復興期に職員を派遣するなどして、被災地で実際に業務に従事した経験を今後の本市の防災対策に活かせるよう努めます。

4 津市防災アドバイザー制度の活用（危機管理部）

学識経験を有する者を津市防災アドバイザーに委嘱し、災害への事前対策や災害発生時の対応等について、専門的な見地からの助言を受け、災害対応力の向上を図ります。

第4節 広域的な相互応援体制の整備

- 市内において災害が発生し、自力による対応が困難な場合に備え、他市町や防災関係機関等との相互応援協定の締結など、他機関相互の連携を強化して広域的な協力体制を整備します。



1 応援協定の締結（各部）

市は、他市町や防災関係機関等との間で次の内容について相互応援協定の締結を推進します。

また、各協定に基づく対応について、その成果と課題等の把握に努め、より円滑かつ効果的な運用ができるよう、各協定の更なる充実を図ります。

- (1) 飲料、食糧、生活必需物資の提供及びあっせん
- (2) 救出、医療、施設の応急復旧に必要な資機材等の提供及びあっせん
- (3) 応急活動に必要な車両等の派遣及びあっせん
- (4) 医療職、技術職、技能職等の職員派遣
- (5) 収容施設の提供及びあっせん

2 応援要請、受け入れ体制の整備（危機管理部、総務部）

市は、災害時の応援要請・受け入れが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続き、受入窓口や指揮系統、情報伝達方法等を整備するとともに職員への周知徹底を図ります。

また、平常時から協定を締結している他市町及び防災関係機関等との間で訓練、情報交換等を実施します。

3 県内相互応援隊の受け入れ体制の整備（危機管理部、総務部、消防本部）

「県内相互応援隊」による人命救助活動等の受け入れ体制の整備を図ります。

4 他自治体災害時の応援活動体制の整備（危機管理部、総務部）

市は、被災市町村より応援要請を受け、又は緊急を要し、応援要請を待ついとまがなく派遣をしようとする場合は、日常業務に支障をきたさないよう、支援体制の整備を図ります。

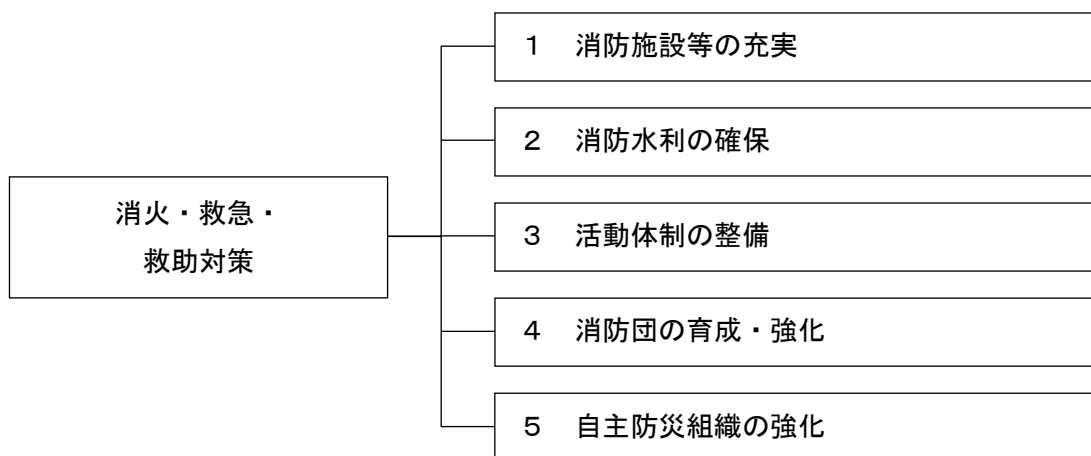
派遣職員は、被災地において被災市町村から援助を受ける事のないよう食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とします。

第5章 災害応急対策・復旧への備え

- 災害発生時に迅速に対応するため、必要な計画、体制、施設設備等の整備などを図るとともに、訓練を実施することにより実効性を検証します。

第1節 消火・救急・救助対策

- 被害を最小限にとどめるため、消火・救助・救急体制の整備に努めます。



1 消防施設等の充実（消防本部）

「消防力の整備指針」(平成12年1月20日消防庁告示第1号)や地域の実情などを考慮し、人員、車両、資機材などを充実させるとともに、老朽化した消防庁舎を整備することにより、災害時の活動拠点施設としての機能向上を図ります。

2 消防水利の確保（消防本部）

- (1) 「消防水利の基準」(昭和39年12月10日消防庁告示第7号)に基づき、消火栓を配置します。
- (2) 河川、ため池、農業用水路などの自然水利やプールの活用、耐震性防火水槽の整備など、地域の実情に応じて消防水利の多様化を図ります。

3 活動体制の整備（消防本部）

- (1) 迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防御活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの整備に努めます。
- (2) 大規模災害時における適切な状況判断力と消火・救助技術の向上を図るための教育訓練に努めます。

4 消防団の育成・強化（消防本部、各総合支所）

消防団の育成・強化に向けて、資機材の整備、出動体制の確保、団員の訓練等を総合的に推進します。

5 自主防災組織の強化（消防本部、危機管理部、各総合支所）

(1) 地域の初期消火体制の向上

火災は初期段階であれば、地域住民の手で消し止められる可能性もあります。そのため地域においては、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、取扱訓練を実施します。

また、市は、自主防災組織の結成、育成を促進します。

(2) 事業所の初期消火体制の向上

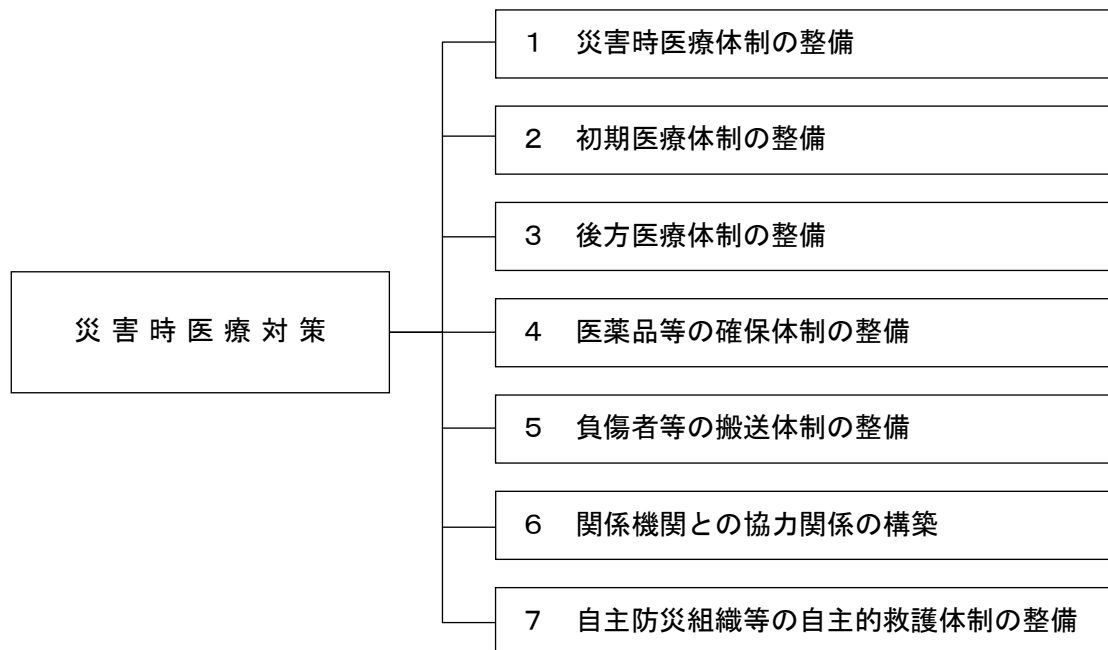
事業所においては、法令に基づく消火器等の取扱訓練を反復して実施します。また、地域の自主防災組織との連携を進めます。

(3) 救助体制の向上

災害時要援護者の名簿や居住者マップ等の作成が、当事者の同意を得て進むよう、地域の自主防災組織に対して支援を行い、救助・救出活動の備えを進めます。また、自主防災組織が災害時に十分な活動が行えるよう、資機材の整備、訓練等を総合的に推進します。

第2節 災害時医療対策

- 東海地震、東南海・南海地震等の大規模な地震発生時には医療救護需要が極めて多く、広域的に発生することが想定され、かつ即応体制が要求されるため、医療機関と連携して、これに対応する医療活動が実施できるよう研修会、防災訓練、資機材の整備を進めます。



1 災害時医療体制の整備（健康福祉部）

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失った者に対して、医療等を提供できるよう、市及び医療機関等は、災害時医療体制の整備に努めます。

2 初期医療体制の整備（健康福祉部）

(1) 医療救護班の整備

災害時に備えて、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の協力を得て編成する医療救護班の体制、県及びその他関係機関に協力を要請した場合の体制の整備に努めるとともにマニュアルの作成に努めます。

(2) 救護所の設置

救護所の設置場所は、原則として避難所及び災害現地と定め、災害の状況に応じて、適切な場所に設置できる体制の整備に努めます。また、必要に応じ、津市応急診療所についても、活用を図ります。

3 後方医療体制の整備（健康福祉部）

(1) 医療機関相互の連携体制及び役割分担の整備

救護所では対応困難な重傷者等については、後方医療施設に搬送し治療を行うことになります。

そのため、多数の人命救助と医療救護を可能にするため、救護所におけるトリアージやその度合いに応じた医療機関への搬送等を迅速に行える連携体制及び医療機関の役割分担の整備を進めます。

(2) 医療情報の収集・伝達体制の整備

災害時における医療機関の診療の可否、受入可能患者数、患者転送要請数、医薬品等の備蓄状況、ライフラインの状況等、医療情報の迅速かつ的確な収集、伝達を行うため、医療情報システムの整備充実に努めます。

4 医薬品等の確保体制の整備（健康福祉部、危機管理部）

(1) 医薬品等の備蓄

備蓄すべき医薬品等の品目等を定めるとともに、医療関係機関等と協力し、避難所(備蓄場所)への災害対策用救急箱の配備を含めた、医薬品、医療用資機材の確保体制を整備します。

(2) 医薬品の調達

医薬品の調達のため、県及び医療関係機関等との協力関係の構築に努めます。

(3) 輸血用血液製剤の確保

輸血用血液製剤については、三重県赤十字血液センター及び県等と連携し、確保に努めます。

(4) 医療用水の確保

救護所で必要となる医療用水の確保に努めます。

5 負傷者等の搬送体制の整備（健康福祉部、消防本部）

災害時における患者及び医療救護班の搬送体制と搬送手段の確保について整備します。

6 関係機関との協力関係の構築（健康福祉部、危機管理部）

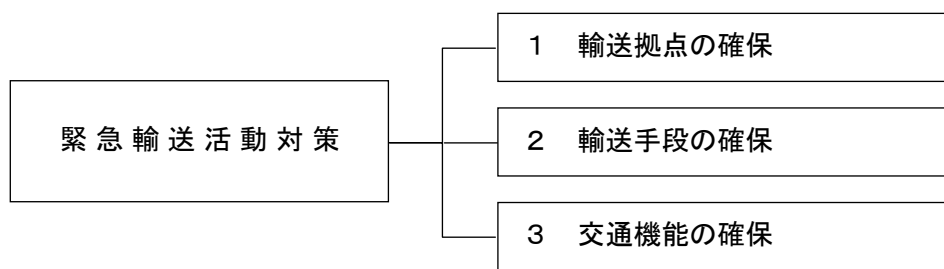
災害の規模及び患者の発生状況によっては、県をはじめ自衛隊、日本赤十字社三重県支部、医師会等の関係機関に応援を要請する事態が想定されるため、これらの関係機関との間で緊密な協力関係を構築します。

7 自主防災組織等の自主的救護体制の整備（危機管理部）

大規模災害時には、救急車等搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により、医療活動、救急搬送活動が困難となることが予想されます。そのため、自主防災組織等は、応急救護活動や医療機関への搬送活動などについて自主的に対応する必要があることを認識し、自主的救護体制の整備を推進します。

第3節 緊急輸送活動対策

- 災害発生時の消火、救助、救急、医療等の活動及び緊急物資の供給を実施するため、緊急輸送体制の整備に努めます。
- 重要な防災拠点を選定し、それらを結ぶ緊急輸送道路ネットワーク計画を多重化や代替性を考慮して策定し、計画的な道路の整備を推進します。



1 輸送拠点の確保

(1) 広域輸送拠点（危機管理部）

他地域からの緊急物資等の受入一時保管等のために、広域輸送拠点の確保は重要です。このため、伊倉津地区公共ふ頭及び伊勢湾ヘリポートの機能を活用し、緊急物資等の円滑な受入や配送が可能となる広域輸送拠点の整備を検討します。

(2) 海上輸送の拠点（都市計画部、農林水産部）

港湾管理者及び漁港管理者は、選定した港湾及び漁港を物流拠点として必要な施設の整備に努めます。

(3) 航空輸送の拠点（都市計画部）

災害発生時におけるヘリポートの役割は、人命に関わる緊急輸送基地として重要です。ヘリポートの管理者は、緊急輸送等各種応急対策が効果的に実施できるよう整備に努めます。

2 輸送手段の確保（政策財務部、危機管理部）

災害時に緊急輸送車両、船舶等を迅速に確保できるよう、市保有車両を把握するとともに輸送関係機関等との協定の締結等により、協力体制の整備を図ります。

ヘリコプターについても、関係機関と予め運用上の取り決めを定めるよう努めます。

また、市は、三重県等と連携し、グラウンドや公園等を臨時ヘリポート候補地として確保しておくとともに、関係機関や地元住民等に対し、周知を図ります。

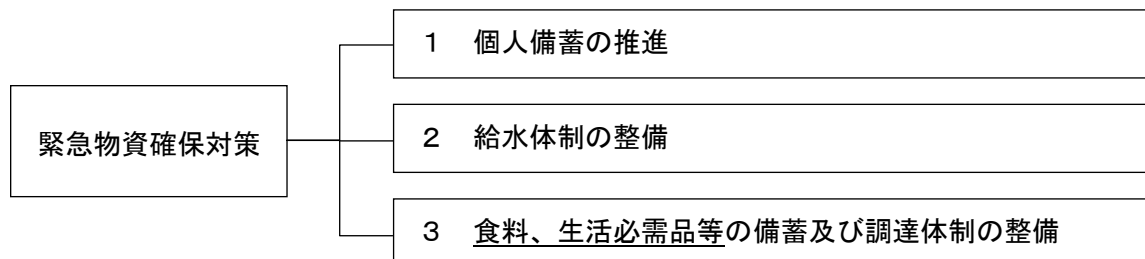
3 交通機能の確保（各施設管理者）

- (1) 道路、鉄道、港湾、漁港、空港施設の管理者は、災害発生時における施設の機能確保のための体制整備を図るものとします。

- (2) 災害発生時において、被害の状況、緊急輸送需要等を総合的に評価し、適切な交通規制を速やかに実施し、緊急交通路の確保を図る体制の整備を進めます。
- (3) 災害発生時には、道路に障害物が散乱するなど、救援救護活動や緊急物資の輸送に支障が生じるおそれがあります。このため、道路啓開作業に必要な資機材及び車両等を災害時に迅速に確保できるよう、資機材、車両の種類及び数量等を明らかにし、関係団体との協定の締結等により協力体制を整備します。

第4節 緊急物資確保対策

- 災害発生直後に必要な緊急物資の確保体制を整備します。



1 個人備蓄の推進（危機管理部）

自主防災組織及び市民への啓発に努め、災害発生後3日分の飲料水・食料及び生活必需品の個人備蓄を推進します。

2 給水体制の整備（水道局、危機管理部）

(1) 給水拠点の整備

水道施設の耐震化、ポンプ設備の停電対策など、給水拠点の整備を進めます。

(2) 応急給水の確保

配水池、非常用貯水槽等、応急給水に利用する備蓄水量の確保に努めます。

(3) 応急給水資機材の確保

応急給水資機材について、必要量の調達体制の整備を進めます。

(4) 飲料水の備蓄

応急給水が実施できない場合に備えて、保存用飲料水を備蓄するものとします。

(5) 災害時協力井戸の確保

災害時協力井戸を登録し、災害時における生活用水の確保に努めます。

3 食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備（危機管理部、商工観光部）

(1) 食料、生活必需品等の備蓄計画の策定

食料、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、その他必要事項等を定めた備蓄計画を策定します。

備蓄品目については、女性、乳幼児、障がい者、災害時要援護者など様々なニーズを取り入れた品目を加え、備蓄数量については、既存の備蓄計画の充実強化、津波避難対策、孤立対策を考慮した数量を計画します。

(2) 食料、生活必需品等の備蓄

食料、生活必需品等の備蓄計画に基づき、被災者のための食料、生活必需品等の備蓄を行います。

(3) 食料、生活必需品等の調達体制の整備

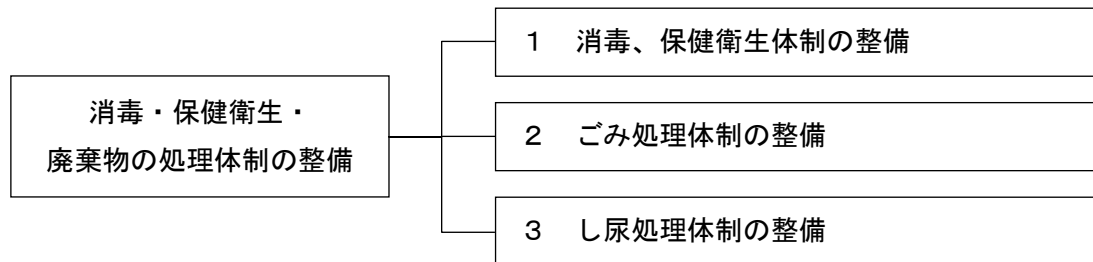
災害時の食料、生活必需品等の調達のため、生産者及び販売業者との協議により、業者と物資の調達及び輸送に関する協定の締結を進めます。

災害時に必要となる食料・飲料水・衣料等に加え、特に備蓄しにくい粉ミルク、生理用品・下着等を調達できるよう、市内の販売業者と予め協定を結んでおくこととします。

また、他の地方自治体等と広域応援協定を結び、大規模災害時には相互に食料、飲料水、生活必需品等の受け入れ及び応援を行うものとします。

第5節 消毒・保健衛生・廃棄物の処理体制の整備

- 地震発生後に、必要とされる消毒・保健衛生活動と、災害ゴミ及びし尿の処理体制について整備します。



1 消毒、保健衛生体制の整備（健康福祉部、危機管理部）

(1) 防疫班等の整備

災害時被災地においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疫病の発生が多分に予想されます。これを防止するため、被災地の感染症対策、衛生活動を迅速かつ的確に実施するための防疫班等を編成する必要があります。

この編成を円滑に行うため、平常時から、防疫班等の編成について検討しておくものとします。

(2) 薬剤及び器具の備蓄

消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具などについて、緊急時には速やかに調達できるように、調達可能業者と予め協定を結んでおくなど協力体制を整備します。

なお、市においても常時備蓄に努めるものとします。

2 ごみ処理体制の整備（環境部）

(1) ごみ処理計画の策定

ア 被害状況に応じたごみの発生量の推計を行います。

イ 災害により排出されるものと日常生活により発生するものとに区分し、各々について排出量を推計するものとします。

(2) ごみの迅速な収集と処理の計画

ア 生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物については、被災地における防疫上、収集可能な状態になった時点から出来る限り早急に収集を行います。

イ 建物の解体及び撤去等による災害廃棄物の処理については、原則として所有者自らが行うこととします。

ウ 災害廃棄物については、平常時から公共施設等の仮置き場の選定を行い、仮置き場を拠点にした収集・処理体制を整えます。

エ 民間の廃棄物処理施設の活用も含め、処分先を確保します。

(3) 協力体制の確保

ア 平常時から、災害ボランティアとの協力体制の構築に努めます。

イ 県、近隣の市町、民間の廃棄物処理業者、土木・運送事業者等に対して、災害時に人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制の整備を進めます。

3 し尿処理体制の整備（環境部、下水道部、危機管理部）

(1) し尿処理計画の策定

被害状況に応じたし尿処理量を推定し、作業計画を策定します。

(2) 緊急汲み取りの実施計画

被害状況に応じて、便槽等が使用不能になった地域に対し、し尿処理業者の協力を得ながら、応急的に部分汲み取りを実施します。

(3) 仮設トイレ等の配置計画

ア 災害時に避難所、住宅地内で下水道施設の使用が出来ない地域に、災害用組立トイレの配備を進めます。

イ 災害時要援護者に配慮した計画とします。

ウ 津市下水道総合地震対策計画に基づき、マンホールトイレの設置を進めます。

エ 避難所に仮設トイレ等が配置された場合は、学校のプールの水等を水洗用に確保することとします。

オ 市民は、水道の被災により水洗トイレが使用できない場合に備え、浴槽等への水の溜置きに努めるものとします。

(4) 協力体制の確保

県、近隣の市町、民間のし尿処理関連業者及び仮設トイレを扱う民間のリース業者等に対して、災害時に人員、資機材等の確保について応援が得られるよう協力体制の整備を進めます。

第3編 災害応急対策計画

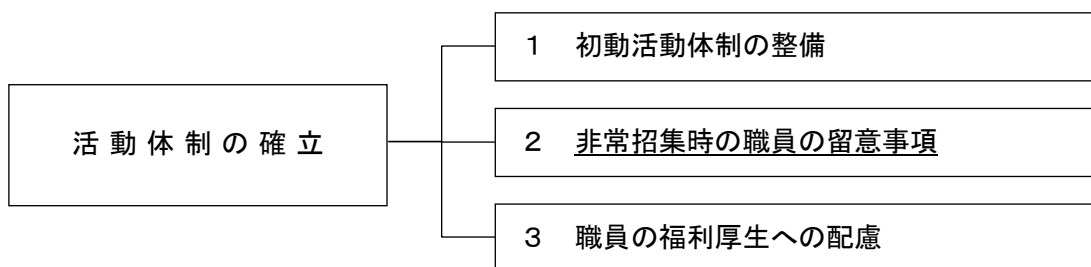
- 東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震が発生した場合の被害の拡大防止措置及び被害者に対する応急救助措置について基本的な計画を定めます。
- 実施する項目については、行動計画等を作成し、毎年必ず訓練などにより検証を行います。

第1章 災害時応急活動

- 体制の確立、応急活動として実施すべき事項について明らかにします。

第1節 活動体制の確立

- 地震発生時に的確な応急活動を実施するため、迅速な初動体制の確立を図ります。

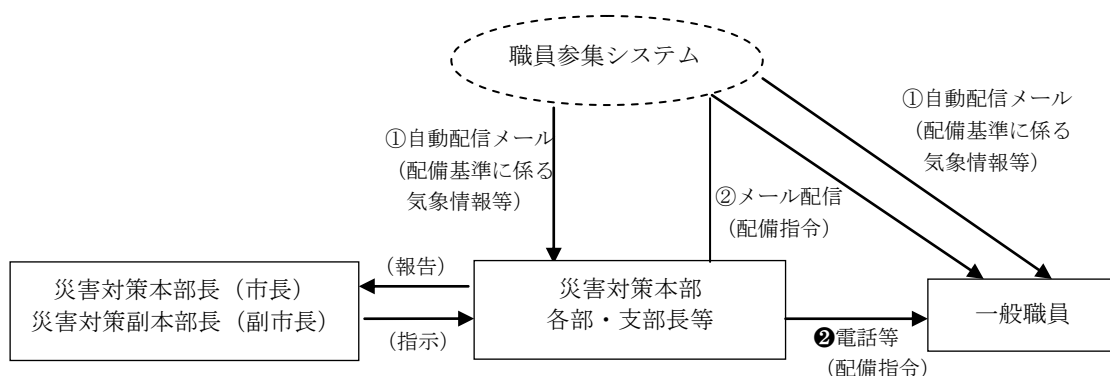


1 初動活動体制の整備

(1) 配備の伝達（危機管理部）

地震が発生した場合、災害対策本部各部があらかじめ定めた配備計画に基づき、下記の連絡系統で、職員参集メール、電話等により迅速に職員を非常招集し、初動活動体制を整えます。

《初動活動体制の連絡系統図》



(2) 職員の動員・参集（各部、各総合支所）

ア 勤務時間外における職員の招集

(ア) 勤務時間外における職員の招集のための連絡通知は、職員参集メール等によるものとし、各部・支部は、あらかじめ各職員の参集場所及び配備体制を確立しておきます。

(イ) 参集不能幹部職員が出ることが予想されるため、業務代行者を設定します。

イ 本部員は常に予報及び警報やその他の状況に注意するとともに、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、自己の所在を明らかにしておき、直ちにその任務に応ぜられるよう準備します。

ウ 全職員は、勤務時間外、休日等において、非常体制に対応する災害の発生又は発生するおそれがあることを知った場合は、本部から招集のない場合であっても自ら所属機関へ参集します。

エ 交通の途絶により所属機関への参集が不可能な場合には、最寄りの機関に自主的に参集し、当該機関の長の指示を受け、災害応急対策に従事します。

オ 緊急事態において、参集不能職員の安否を把握することは重要なため、各部・支部長は、職員参集システム等を活用し、職員の安否等を確認します。

カ 災害により家族が死亡又は傷害を受けた場合は、必要な措置を講じた後に本部に参集します。
また居住地域の被害が甚大で、地域の救護活動に従事する必要がある場合は必要な措置を講じた後に本部に参集します。

キ 夜間、休日等において第二配備体制に準ずる緊急事態が発生した場合、これに対処するため、あらかじめ本部長が指名した本庁あるいは支所至近距離に居住する職員を緊急要員として配備します。

(3) 動員状況の報告（各部、各総合支所）

各部長・支部長は職員の動員状況を速やかに把握し、以下の事項を危機管理総務部に報告します。

- ・部・支部、班名
- ・動員連絡済人員数
- ・動員連絡不能人員数及び地域
- ・登庁人員数
- ・登庁不能のため最寄りの出先機関に非常参集した人員
- ・その他

2 非常招集時の職員の留意事項（危機管理部）

夜間、休日等に非常招集を受けた職員が迅速に勤務職場（あらかじめ参集場所を指定されたものを除く。）に参集し、災害対策業務に従事できるよう、次の事項について留意します。

(1) 出勤時の持ち物・服装等

出勤時には飲料水・食料などを持参し、防災活動に支障のない安全な服装等とします。

(2) 参集手段

災害時は、原則として徒歩、自転車等で参集することとし、気象状況や交通機関の運行状況・道路状況等を考慮して参集手段を判断する。

(3) 出勤途上の緊急措置

職員は、出勤途上において火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇したときは、最寄りの消防機関又は警察等へ連絡通報するとともに、人命救助等適切な措置をとります。

(4) 出勤途上の情報収集と報告

職員は、出勤途上において災害発生状況や被害状況等の情報収集を行い、危機管理総務部へ報告します。

施設を管理する部局にあつては、それぞれの管理する施設の被害状況について情報収集を行い、危機管理総務部へ報告します。

(5) 第一・第二配備体制以外の職員の行動

非常体制以外で、配備に就く必要がないとされる職員であっても、自己の住所地付近の状況把握に努め、被害等について、災害対策本部へ通報します。

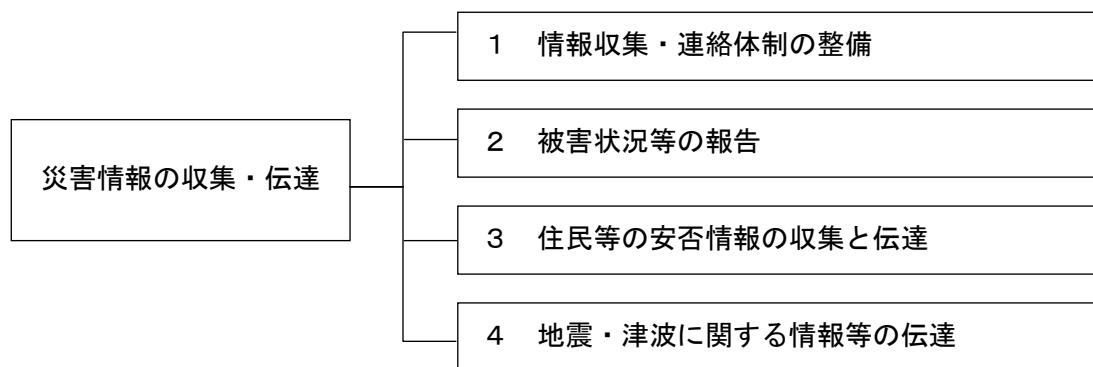
また、いつでも配備に就けるよう待機します。

3 職員の福利厚生への配慮（総務部）

- (1) 各部・支部は、災害対策に従事する職員の健康管理、勤務条件等を考慮するとともに、他市町等の職員の応援受入に際しても福利厚生について配慮します。
- (2) 各部・支部は、災害対策に従事する職員の勤務時間等を把握、管理し、適宜要員の交代等を行うことにより、従事する職員の健康管理に努めます。

第2節 災害情報の収集・伝達

- 市及び防災関係機関は、地震発生時に相互に連携し、被害状況を早期に収集して被害規模を把握します。また、応急対策実施に必要な情報を他の防災関係機関に伝達します。



1 情報収集・連絡体制の整備（各部、各総合支所）

災害の発生に伴い、速やかに被害の状況を掌握し、併せて応急対策の迅速かつ適切な推進を図るため、各部・支部において津市災害対策本部に関する条例施行規則に基づき被害状況の調査を実施します。

(1) 情報収集・連絡

市は、消防機関、警察署、自治会、自主防災組織その他防災関係機関からの情報入手、災害現地への職員派遣、職員の登庁途上での目視等により被災地や被害規模等の把握に努めます。

防災関係機関は、可能な限りの手段を講じてそれぞれの所掌する災害情報の収集に努めます。

また、収集した情報は迅速に災害対策本部に連絡します。

(2) 情報の連絡手段

市及び防災関係機関等は、三重県防災行政無線、津市移動系防災行政無線、インターネット、電話、ファクス、携帯電話、衛星携帯電話等の通信手段の中から状況に応じ最も有効な手段を用いて情報を連絡します。

(3) 情報の共有化

防災関係機関は、各種連絡手段を活用して情報の共有化を図ります。

(4) 必要な情報の種類

ア 災害の概況

(ア) 発生場所

(イ) 発生日時

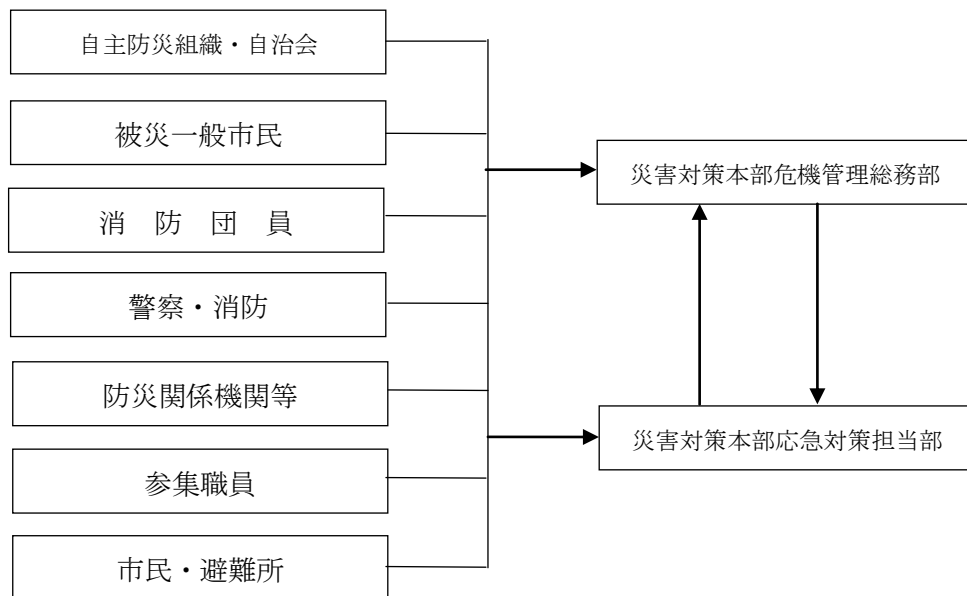
(ウ) 災害種別

イ 被害の状況

(ア) 人的被害、住居被害など

- (イ) ライフラインの被害状況
- ウ 応急対策の状況
 - (ア) 応援の必要性
 - (イ) 災害対策本部各部・支部の活動状況
 - (ウ) 消防、水防、救急救助等消防機関の活動状況
 - (エ) 避難準備に必要な情報
 - (オ) 避難所の設置状況（自主避難の状況を含む）
 - (カ) 実施した応急対策

〔情報収集の流れ〕



大規模な地震発生時で情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線家、インターネットの利用者といった通信ボランティアの協力を募ります。

（参考）主要交通機関の災害速報

災害時における主要交通機関の運行状況等は、必要に応じ次の機関により収集します。

(1) 東海旅客鉄道株式会社

ア 昼間

広報室（Tel 052-564-2330）

イ 夜間

東海総合指令所（Tel 052-564-3686）

(2) 近畿日本鉄道株式会社

ア 平日の昼間

近畿日本鉄道株式会社鉄道事業本部名古屋輸送統括部運輸部運行課（Tel 059-354-7021）

イ 平日の夜間及び土、日、祝日

近畿日本鉄道株式会社鉄道事業本部名古屋輸送統括部運輸部運行課運転指令

（Tel 059-354-7022）

鉄道路線全線

(3) 三重交通株式会社

ア 昼間

三重交通株式会社運転保安部運転指導課 (TEL 059-229-5537)

イ 夜間

三重交通株式会社中勢営業所 (TEL 059-233-3501)

バス路線全線

(4) 伊勢鉄道株式会社

伊勢鉄道株式会社本社 (TEL 059-383-2112)

(5) 津エアポートライン株式会社

津エアポートライン株式会社 (TEL 059-213-6582)

2 被害状況等の報告（危機管理部、消防本部）

(1) 災害の報告

災害に伴う被害状況は、災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日消防防第 246 号）及び火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防防第 267 号）に基づき県に報告します。

ただし、県に報告できないとき又は直接報告する必要がある場合は消防庁に連絡します。

※ 三重県（防災対策部）

FAX 059-224-2199

地域衛星 FAX 0-P-7-P-101-8-2199

TEL 059-224-2108

地域衛星電話 TEL 7-101-8-2108

※ 消防庁

○平日・昼間（応急対策室）

FAX 03-5253-7537

地域衛星 FAX 0-P-7-P-048-500-90-49033

TEL 03-5253-7527

地域衛星電話 TEL 7-048-500-90-49013

○休日・夜間（応急対策室）

FAX 03-5253-7553

地域衛星電話 FAX 0-P-7-P-048-500-90-49036

TEL 03-5253-7777

地域衛星電話 TEL 7-048-500-90-49101

○消防庁災害対策本部（情報集約班）

FAX 03-5253-7553

地域衛星電話 FAX 0-P-7-P-048-500-90-49036

TEL 03-5253-7510

地域衛星電話 TEL 7-048-500-90-49175

(2) 報告責任者

ア 災害情報及び被害報告は災害対策の基本となるものです。そのため、あらかじめ指名された報告責任者は、各部・支部の災害情報及び被害状況等を災害対策連絡調整会議へ報告します。

イ 危機管理総務部情報収集班長は報告を取りまとめ、遅延なく津県民センターに報告します。

(3) 報告の内容及び要領

ア 概況報告

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を旨とし、資料編別表（１）に基づく内容とします。

特に、以下の(ア)～(オ)に該当する災害が発生した場合には、速やかに報告します。

(ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの。

(イ) 市が災害対策本部を設置したもの。

(ウ) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの。

(エ) 災害による被害が軽微であっても、今後上記(ア)～(ウ)の要件に該当する災害に発展するおそれのあるもの。

(オ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの。

イ 災害速報

被害状況が判明次第逐次報告するもので、資料編別表（２）及び別表（３）に基づく内容とします。

ウ 被害報告

(ア) 中間報告

前記ア・イの速報の段階において報告を求められたときは、その都度所定の様式又は項目により県関係機関に報告します。

(イ) 確定報告

被害状況の最終報告であり、法令、その他所定の様式、方法（時期）に基づき報告します。

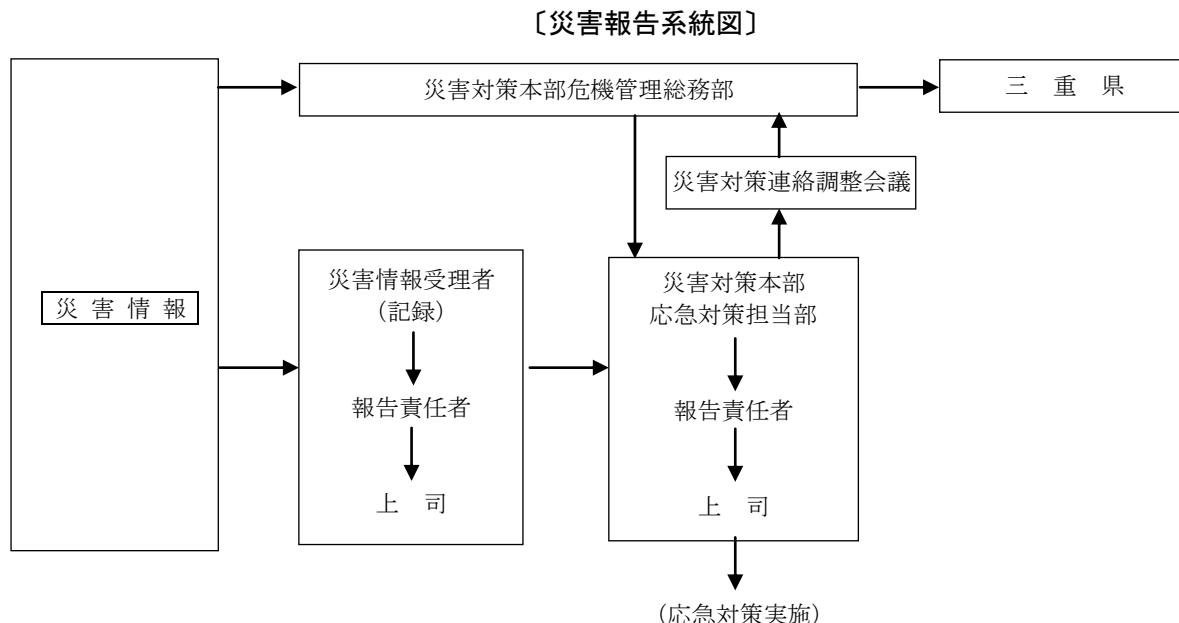
報告要領は、(ア) 中間報告のとおりとします。

エ 報告基準

被害状況報告基準は、資料編のとおりとします。

(4) 災害報告系統

災害報告系統は、下図のとおりとします。



3 住民等の安否情報の収集と伝達（市民部、各総合支所）

災害対策本部、その他防災関係機関並びに自治会及び自主防災組織は、お互いに協力し、災害時に住民等の安否情報の収集又は伝達に努めます。

(1) 災害対策本部

災害対策本部は、多数の者を収容する施設等における住民等の安否情報を集約します。

(2) 住 民

住民は、大規模な災害に備え、家族との連絡方法や避難場所等をあらかじめ定めておきます。また、災害伝言ダイヤルを活用し電話の輻輳の緩和に努めます。

(3) 自主防災組織

自主防災組織は、地域内住民の正確な安否情報を把握するため、大規模災害が発生した場合の集合場所（一時避難場所等）をあらかじめ定めておき、地域内住民に周知します。

また、自主防災組織は、収集した地域内住民の安否について自主防災組織の長を通じ災害対策本部へ報告します。

4 地震・津波に関する情報等の伝達

(1) 地震及び津波に関する情報

ア 地震情報

地震現象及びこれらに密接に関連する現象（津波現象を除く）の観測成果及び状況を内容とするものです。

イ 津波情報

津波現象及びこれらに密接に関連する現象の観測成果及び状況を内容とするものです。

津波警報・注意報の種類は資料編のとおりです。

(2) 大規模地震対策特別措置法に基づく地震予知情報等

ア 東海地震に関連する調査情報

イ 東海地震注意情報

ウ 東海地震予知情報

(3) 津波警報等の伝達

ア 津波警報等伝達系統

津波警報等の伝達系統は、「津波対策編 第4章 第2節 津波に関する情報等の収集・伝達」のとおりです。

イ 津波警報等を周知する場合の標識

津波警報等をサイレン等によって周知する場合の標識は、「津波対策編 資料集 津波警報等の標識」のとおりです。

第3節 通信の確保

- 市及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行い、通信の確保に努めます。
- また、防災関係機関相互の施設を利用し、協力して通信体制を確保します。



1 通信機能の確認と応急復旧対策（危機管理部、政策財務部）

- (1) 市及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行います。
- (2) 西日本電信電話株式会社は、電気通信施設が被災した場合、防災関係機関等の災害対策用の通信の確保を優先して、応急復旧に努めます。

2 非常時の通信手段の確保（危機管理部、政策財務部）

(1) 有線電話の優先利用

西日本電信電話株式会社にあらかじめ登録した「災害時優先電話」を活用し、通信手段を確保します。

(2) 有線通信途絶の場合

ア 三重県防災行政無線、津市移動系防災行政無線、消防救急無線、水道事業無線を活用します。

イ 携帯電話、衛星携帯電話等の移動通信回線を活用します。

ウ 他の防災関係機関の有する無線通信設備を活用します。

エ その他、非常通信協議会による無線通信設備の貸与制度や職員派遣による情報連絡等あらゆる手段を尽くして通信手段の確保に努めます。

第4節 応援要請

- 東海地震、東南海・南海地震等の大規模な地震において、自力による対応が困難な場合には、災害対策基本法に基づき、関係機関等に速やかに応援を要請します。



1 関係機関への応援の要請（危機管理部、総務部）

市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県、他市町、指定地方行政機関等に対し、資料編に掲げる事項を明記した文書をもって、応援を要請します。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等によって要請し、事後速やかに文書を送付します。応援要請の種別、要請に必要な付記事項、経費負担等の詳細は、資料編のとおりです。

2 受け入れ体制の確保（危機管理部、総務部、消防本部、商工観光部）

(1) 連絡体制の確保

市は、連絡窓口を設置し、要請先である県、他市町、その他関係機関等との情報交換を緊密に行います。

(2) 受入計画の策定

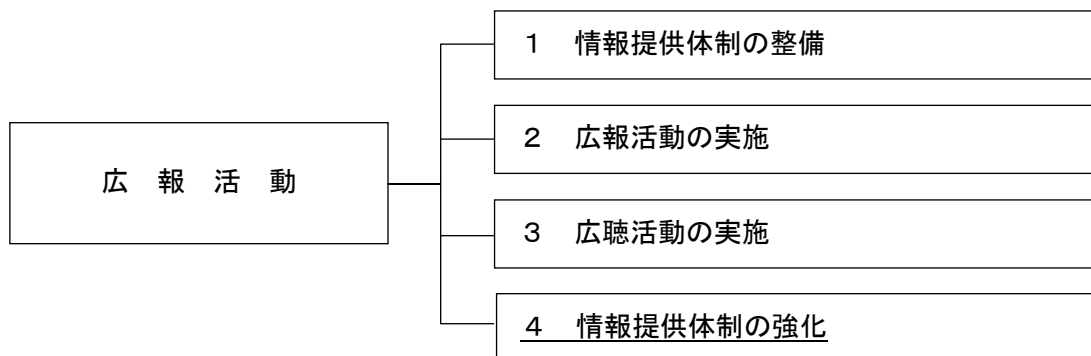
市は、物資等の応援を速やかに受け入れるための施設を確保します。

また、応援部隊が到着後に迅速かつ円滑に活動ができるよう、あらかじめ部隊の受入施設や必要となる資機材・物資等の確保について定めた受入計画を策定します。

なお、被災地側での交通手段・宿泊・食事等の手配に難を生じる場合は、派遣側で準備を行うことを明確に伝えます。

第5節 広報活動

- 災害発生後の被害状況、生活関連情報や復旧状況などの災害関連情報を、報道機関の協力も得ながら災害時要援護者にも配慮し様々な手段で広報します。



1 情報提供体制の整備（危機管理部、政策財務部）

災害時には情報が輻輳するため、広報内容の一元化を図ります。

防災関係機関は、連絡を密にし、各機関相互に錯綜のないよう万全を期します。

災害対策本部各部・支部は、知り得た情報はすべて危機管理総務部に連絡するとともに、広報を必要とする事項は政策財務部広報班を通じて行います。

2 広報活動の実施（政策財務部、危機管理部）

(1) 広報の内容

広報の内容は、下表のとおりとします。

情報の種類	主 な 内 容
被害状況	・ 人的、物的被害 ・ 公共施設被害など
気象関連情報	・ 予報及び警報など気象庁の発表する情報 ・ 二次災害の危険性に関する情報
安否情報	・ 死亡者の情報
応急対策情報	・ 河川、港湾、橋りょう等応急対策の実施状況
生活情報	・ 電気、電話、ガス、水道等ライフライン施設の復旧状況 ・ 避難所情報 ・ 給食、給水、衣料、生活必需品等の供給状況
住宅情報	・ 仮設住宅 ・ 住宅復興制度
医療情報	・ 診療可能施設 ・ 心のケア相談
福祉情報	・ 救援物資 ・ 義援金 ・ 貸付制度
交通関連情報	・ 道路規制 ・ バス、鉄道、船舶、航空機の状況
環境情報	・ 災害ごみ
ボランティア情報	・ ボランティア活動情報
その他	・ 融資制度 ・ 各種支援制度 ・ 各種相談窓口

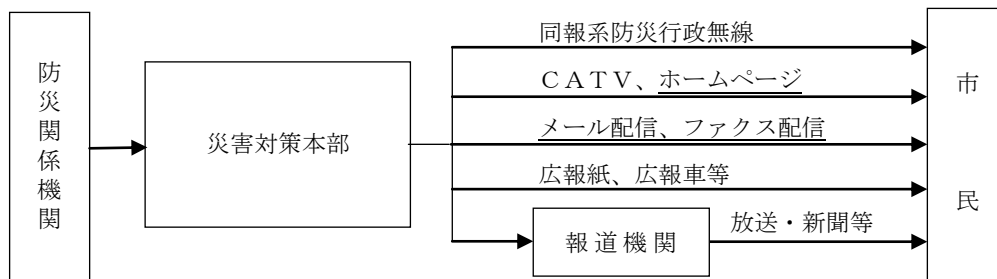
(2) 広報手段

- ア 報道機関（テレビ・ラジオ・通信社・新聞社）への情報提供
- イ 同報系防災行政無線（戸別受信機含む）
- ウ ケーブルテレビ（行政チャンネル）
- エ ホームページ掲載
- オ 携帯電話、パソコンへのメール配信（津市防災情報メール（多言語版含む）、エリアメール等）
- カ ファクス配信
- キ 電話応答システム
- ク 広報紙等の配布
- ケ 広報車の巡回
- コ その他

(3) 広報の伝達系統

広報の伝達系統は、下図のとおりです。

〔市の同報系防災行政無線・広報紙・広報車等を使用した広報伝達系統図〕



3 広聴活動の実施（市民部）

- (1) 広報活動と同時に地域における広聴活動を行い、応急、復旧活動に市民の要望等を反映させます。
- (2) 相談窓口を開設し、市民等からの相談、問い合わせに対応します。
- (3) 生活維持等に関するニーズの把握に努め、要望事項は速やかに関係機関に連絡します。

4 情報提供体制の強化（危機管理部、政策財務部）

(1) 情報発信の代行

サーバの破損、通信回路の断絶等により、自力でホームページ等での情報発信が行えなくなった場合に、災害時の情報発信に関する相互応援協定の締結先である上富良野町に、津市の被害情報、避難所開設情報、ライフライン情報等を、ブログサイトを活用して代行して情報発信をすることを要請します。また、上富良野町が大規模災害等の発生により被災した場合は、津市が代行して情報発信を行います。

(2) ホームページのアクセスの負荷の分散

災害発生時等において、津市ホームページへのアクセスが集中してつながりにくくなった際に、災害に係る情報発信等に関する協定に基づきヤフー株式会社が同社のウェブサーバ上に津市のホームページと同じ内容の複製（キャッシュサイト）を設置し、ヤフーポータルサイト上でキャッシュサイトへの誘導を行います。これにより、津市ホームページへのアクセス負荷を分散し、津市ホームページへの接続障害やシステムダウンを防ぎます。

第6節 避難対策活動

- 東海地震、東南海・南海地震等大規模地震発生時には多数の被災者が生じることが想定されます。市は、生命又は身体を災害から保護し、その他の災害の拡大を防止するため特に必要があると認めたときは、避難勧告及び避難指示を速やかに実施し、誘導を行います。また、避難の必要がなくなったときは速やかにその旨を伝えます。
- 多くの住宅の全壊が想定されるため、避難者の一時的な生活を確保するとともに、避難生活を適切に支援します。



○ 避難指示等の根拠法と実施責任者

- ・ 災害対策基本法第 60 条（市、県）
- ・ 災害対策基本法第 61 条（警察、海上保安部）
- ・ 地すべり等防止法第 25 条（県）
- ・ 水防法第 29 条（県、水防管理者）
- ・ 警察官職務執行法第 4 条（警察）
- ・ 自衛隊法第 94 条（自衛隊）

1 住民の避難（危機管理部、各総合支所）

(1) 住民の自主的な避難

住民は、災害発生時には予め自主防災組織等で決めた「避難開始の目安」に基づき、地域の一時避難場所に災害時要援護者を伴い自主的に避難、地域内住民の安否確認を行います。また、被害が拡大するおそれのある場合は、避難経路等を考慮し、地域ぐるみで最も安全な避難所へ移動します。

なお、避難所へ移動する場合は、避難先、避難する世帯、人数、災害時要援護者等を市（災害対策本部）その他関係防災機関に連絡します。

(2) 避難勧告等による避難

避難勧告及び避難指示が発令された場合、避難勧告等の対象地域内の住民は、地域内又は近隣住民と協力し、迅速に地域の一時避難場所や安全な避難所へ避難します。

(3) 避難時の行動

避難に際しては、次の事項等に留意します。

ア 火元の確認、初期消火

イ 非常持ち出し品（食料、飲料水、懐中電灯、ラジオ等）の携行

ウ 二次被害の回避

エ 災害時要援護者の支援

2 広報（政策財務部、危機管理部）

市は、予め定めた広報の計画により、津波警報及び地震に関する情報等を住民に広報します。

3 緊急的な避難誘導（危機管理部、各総合支所）

地震の発生や津波等、市の体制が整う前に危険が目前に迫っているときは、消防団及び自主防災組織は自治会と協力し、予め定めた避難誘導計画により住民を避難誘導します。

4 避難準備情報（危機管理部）

市は、津波警報や地震に関する情報等により、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階に発令し、災害時要援護者等を伴い避難を開始することを促します。

5 避難のための立ち退きの勧告又は指示等の権限

実施者	災害の種類	要件	根拠法令
市長 (勧告・指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき	災害対策基本法 第 60 条
知事	災害全般	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う	災害対策基本法 第 60 条
警察官 (指示)	災害全般	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要請があったとき	災害対策基本法 第 61 条
		人命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法 第 4 条
知事、その命を受けた職員 (指示)	洪水	洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第 22 条
	地すべり	地すべりにより危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法 第 25 条
自衛隊 (指示)	災害全般	災害派遣を命じられた部隊の自衛官が災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合	自衛隊法第 94 条

6 避難の一般的基準

避難の勧告又は指示は、原則として次のような状態になったときに発せられるものとします。

- (1) 大地震が発生し、火災・津波や家屋倒壊の危険のため避難の必要が生じたとき。
- (2) 地すべり、崖くずれ、山崩れ、土石流、ため池の決壊等による危険が切迫しているとき。
- (3) 爆発のおそれがあるとき。
- (4) 火災が拡大するおそれがあるとき。
- (5) その他、市民等の生命または身体、財産を災害から保護するため必要と認められるとき。

7 災害対策基本法第 60 条に基づく「避難勧告」又は「避難指示」(危機管理部)

(1) 避難勧告又は避難指示

避難勧告又は避難指示は、次の内容を明示して行います。

- ア 避難を必要とする理由
- イ 避難勧告又は避難指示の対象となる地域
- ウ 避難する場所
- エ 注意事項(避難経路の危険性、避難方法など)

(2) 避難誘導

- ア 市は、避難勧告又は避難指示を行ったときは、警察や自主防災組織、自治会等の協力を得て、予め定めた避難誘導計画に基づき、迅速に災害時要援護者を含めた住民の避難を実施するよう広報活動を行います。
- イ 市は、孤立地区等が生じた場合、ヘリコプターによる避難についても検討し、必要に応じて応援を要請します。

ウ 市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに有する要員及び資機材につき応援を要請します。

8 避難のための立ち退き（危機管理部）

(1) 立ち退き又はその準備の指示（災害対策基本法第 60 条 水防法第 29 条）

ア 市が管理する堤防等が地震動等により破堤した場合又は破堤の危機に瀕した場合、市長は、直ちに必要と認める区域の住民に対し立ち退き又はその準備を指示します。

イ 市長は当該区域を管轄する警察署長に通知します。

ウ 市長は、実施した内容を県に報告します。

(2) 知事又はその命を受けた職員の勧告又は指示（災害対策基本法第 60 条、地すべり等防止法第 25 条）

地震による津波又は地震動等による地すべりにより非常に危険が切迫し、人命の保護その他災害の拡大防止等のため必要が認められたときは、知事又はその命を受けた職員は、危険地域の居住者に対し立ち退きを勧告又は指示します。

9 避難指示等の伝達方法（政策財務部、危機管理部、消防本部）

(1) 同報系防災行政無線による放送を始め、メール及びファクス配信、電話応答システム、エリアメール等の携帯電話会社の提供する緊急速報サービス、CATVのテロップ放送、広報車などにより周知徹底します。

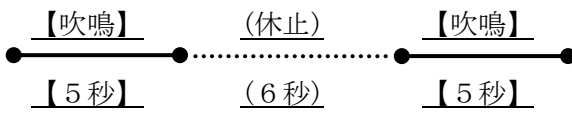
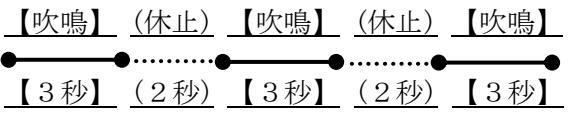
(2) 必要に応じ、報道機関に放送を要請します。

(3) 周知徹底のため、消防団、自主防災組織等の戸別訪問によるきめ細かな伝達にも努めます。

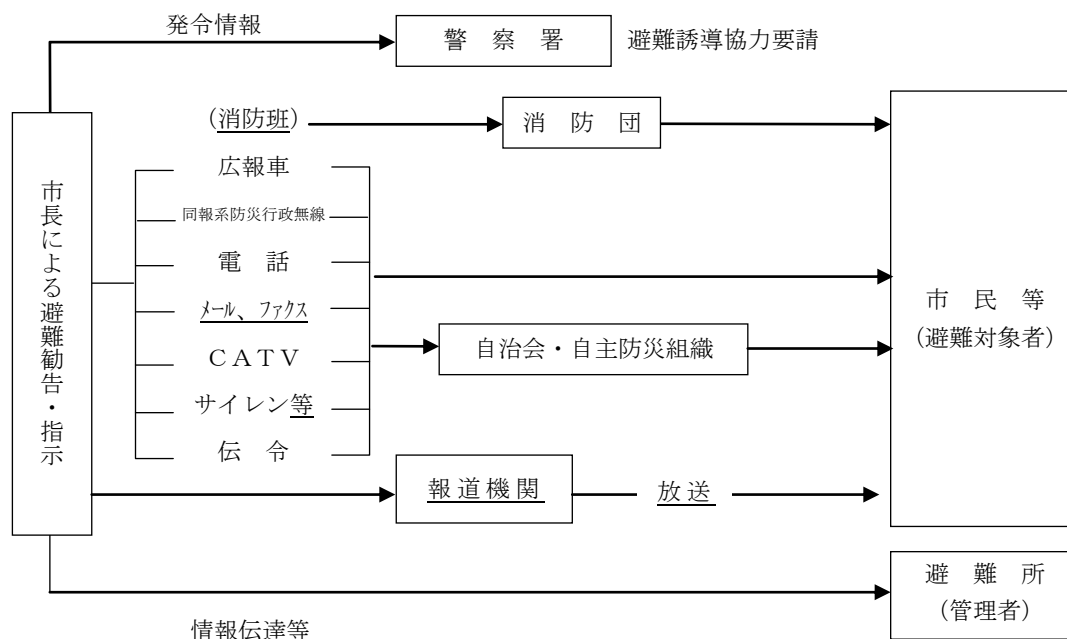
(4) 災害時要援護者と一緒に避難できるよう、地域が一体となって効果的な広報を行います。

(5) 同報系防災行政無線により伝達する場合には、チャイム又はサイレン音の後、避難勧告等に関する情報を音声で伝達することとし、そのパターンは以下のとおりとします。なお、音声伝達文例は、別途定めます。

＜避難勧告等のチャイム及びサイレンパターン＞

内容	サイレン等パターン
避難準備情報 (チャイム音＋音声放送)	「上り 4 音チャイム」× 2 回 (音声放送後は「下り 4 音チャイム」× 1 回)
避難勧告 (サイレン音＋音声放送)	
避難指示 (サイレン音＋音声放送)	

(6) 広報の伝達系統は、下図のとおりです。



10 警戒区域の設定（危機管理部、消防本部）

- (1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命身体を保護するため必要があると認めるときは、市長は、災害対策基本法第 63 条に基づく警戒区域を設定し、当該区域への立入を制限若しくは禁止し、又は退去を命じます。
- (2) 警察官は、市長又はその職権を行う吏員が現場にいない場合、又はこれらの者から要求があった場合、市長の権限を代行します。この場合は、直ちにその旨を市長に報告します。
- (3) 災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、市長、警察官が現場にいない場合に限り市長の権限を代行します。この場合は、直ちにその旨を市長に報告します。

ア 避難の指示が対人的にとられていて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定権は地域的にとらえて、立入制限、禁止、退去命令によりその地域の居住者の保護を図ろうとするものであること

イ 警戒区域の設定権は、災害がより急迫している場合に行使するものであること。

ウ 警戒区域設定権に基づく禁止、制限又は退去命令については、その履行を担保するために、その違反について罰金又は拘留の罰則が科される（災害対策基本法第 116 条第 2 項）ことになっており、避難の指示については罰則がないこと。

市長の警戒区域設定権は、地方自治法第 153 条第 1 項に基づいて市の吏員に委任することができます。

11 避難所の開設（市民部、各総合支所、教育委員会事務局、健康福祉部、危機管理部）

(1) 避難空間

ア 必要に応じて速やかに避難所を開設し、市民等に対して周知徹底を図ります。

イ 避難所での生活が困難な高齢者や障がい者の収容施設として、必要に応じて福祉避難所を開設

します。

ウ 避難所はあらかじめ指定している避難所としますが、必要に応じ、これらを補完する施設として、指定した避難所以外の集会所施設や民間施設等の活用も検討します。

(ア) 一時避難場所

災害発生直後における周辺住民等の一時的・短期的な避難空間として、グラウンドや公園等の屋外等の施設を活用します。また、必要に応じてテント等の設置も検討します。

(イ) 避難所

住宅が全壊（焼）、流失、半壊（焼）等の被害を受け、あるいは受けるおそれのある周辺住民等を収容する避難空間として学校施設等の屋内施設を活用します。

また、必要に応じてテント等の設置も検討します。

(ウ) 福祉避難所

高齢者や障がい者等、避難所での生活が困難な避難者を社会福祉施設等に移送し、福祉避難所として活用します。

(2) 受け入れの対象

- ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- イ 現に災害に遭遇（旅行者、通行人等）した者
- ウ 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

(3) 開設場所

避難所としてあらかじめ指定している施設を原則としますが、土砂災害等の二次災害のおそれがないと認められる場合は、その他の施設を避難所とすることも検討します。

(4) 開設期間

必要と認められる期間とします。ただし、災害救助法の適用を受けたときは、災害の日から7日以内とし、状況に応じて知事の承認（厚生労働大臣に協議）を求めた上で延長を行います。

(5) 県・隣接市への協力要請

必要とする地域にあらかじめ指定した避難所がない場合又は既存の避難所の収容能力が不足する場合は、県・隣接市に対し協力を要請し、避難所開設を検討します。

(6) 避難所開設の報告

避難所を開設したときは、直ちに次の事項について知事に報告します。

- ア 避難所開設の日時及び場所
- イ 箇所数及び収容人員
- ウ 開設期間の見込み

12 避難所の管理運営（市民部、各総合支所、教育委員会事務局、各施設管理者）

(1) 避難所の運営

ア 避難所の運営は、避難者の協力を得て、施設管理者、災害対策本部要員、地域の自主防災組織等により避難所運営委員会を設置して行います。

イ 指定された避難所については、施設管理者、災害対策本部要員、地域の自主防災組織等により、平常時から避難所運営マニュアルを作成し、事前に各避難所の運営方法や役割分担を定めておきます。

ウ 各避難所の運営責任者は、災害対策本部と連携し、避難者数、避難者名簿、必要物資等、避難に係わる情報を提供します。

エ 避難所の運営は、次の事項に留意して行います。

- (ア) 避難所における速やかな情報の収集・伝達・各種相談、食料・飲料水等の配布、清掃等
- (イ) 男女双方の視点に配慮した避難所に係るニーズの早期把握
- (ウ) 避難所における生活環境、避難者のプライバシーの確保
- (エ) 避難所の衛生状態及び避難者の健康状態の把握
- (オ) 負傷者に対する応急の救護及び搬送
- (カ) 災害時要援護者に対する相談・支援、必要な場合の福祉施設等の福祉避難所への搬送

[避難所運営委員会の班構成編成例]

運営委員会	管理情報班	避難誘導、避難所の開設・運営、情報収集・伝達、備蓄倉庫の管理、安否確認、トイレ設置等環境の維持管理等
	救 護 班	応急手当、医療機関との連絡、重傷者の連絡・搬送補助、保健対策等
	給食・給水班	貯水状況の確認・管理、飲料水の配布、備蓄食糧の配布、救援物資の収受・管理・配布等

(2) 避難所の閉鎖

ア 災害の状況により被災者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所を閉鎖します。

イ 被災者のうち住居が倒壊等により帰宅困難な者がある場合は、避難所を統合して存続させる等の措置をとります。また、応急仮設住宅の迅速な提供により避難所の早期解消に努めます。

第7節 消防救急救助活動

- 地震発生直後に、同時多発火災や延焼拡大から市民の生命・身体・財産を保護します。



1 消防救急活動の実施（消防本部）

(1) 消防活動

ア 地震により被害が発生し、又は発生が予想される場合は、消防職員を招集し、消防本部の指揮統制機能を強化するとともに、消防部隊を増強して消防活動及び警戒態勢を強化します。

イ 被害の規模が大きく、他市町等の応援を必要とする場合は、消防組織法第39条・第44条、災害対策基本法第68条等の規定により、県及び近隣市町に対して応援出動を要請します。

(ア) 市は、近隣市町の応援のみでは対応できないほど災害が大規模な場合は、県、市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、「県内相互応援隊」の応援出動を要請します。

また、市は、被災市町からの要請又は県からの指示があった場合は、県内相互応援隊を結成・応援出動するとともに、防災関係機関との連携を図るため、連絡調整員として県内相互応援隊員の中から数名を三重県災害対策本部内に配置します。

(イ) 災害の状況、津市の消防力及び県内消防相互応援協定に基づく消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、消防組織法第45条に規定する緊急消防援助隊の出動を要請します。

(ウ) 県内相互応援隊の出動を要請したときは、県内相互応援隊調整本部を災害対策本部に併設し、関係機関との連絡調整を行います。ただし、被害が県内の複数の市町に及んだ場合は、調整本部は県災害対策本部内に設置されるためこの限りではありません。

ウ 県内外からの消防応援部隊の受援を行うとともに、重要防御地域への効果的な消防部隊の投入を図ります。また、受け入れに伴い、活動拠点や施設の確保を図ります。

エ 市長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは火災警報を発することができ、警報を発したときは火災予防上必要な措置をとります。

オ 災害情報の収集、伝達を迅速かつ的確に行うために、通信体制の拡充・多元化を図るとともに、非常時の電源等を確保しておきます。

(2) 救急活動

ア 市は、医療機関、運輸業者等の協力を求めて救急活動を実施します。

イ 市は、多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要とする場合、消防活動と同様に、協定に基づき、県及び近隣市町に対し応援出動を要請します。また、県内の消防相互応援のみでは対応できないと判断した場合は、緊急消防援助隊の出動を要請します。

ウ 市は、平常時において、住民に対し応急手当の普及啓発を推進するとともに、救急救命士の育

成及び医師の指示のもとに特定行為を行うことができる救急搬送体制の強化を図ります。

(3) 資機材の調達等

ア 消防救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行します。

イ 必要に応じて、民間からの協力等により消火・救急活動のための資機材を確保し、効率的な消火・救急活動を行います。

2 救助活動の実施（消防本部、危機管理部）

市は、警察署及び自主防災組織等と協力して救助活動を実施します。

(1) 救助対象

地震により救助を必要とする対象は、次のとおりとします。

ア 火災時に逃げ遅れた場合

イ 倒壊家屋の下敷きになった場合

ウ がけ崩れ、山崩れ、土石流、地すべり等のため土砂や家屋の下敷きとなった場合

エ 電車、自動車等による集団的事故が発生した場合

オ ガス、危険物、化学薬品等の流出、爆発、漏えい等が発生した場合

カ その他これに類する場合

(2) 救助の手順

ア 市は、救助を要する状態にあるとの報告を受けたときは直ちに全力を挙げて救助活動を実施します。

なお、救助困難と認められたときは、警察署、自主防災組織等の協力を得て実施します。

イ 救助された負傷者は、直ちに救急車又はその他の手段により症状に適合した医療機関等に搬送します。

(3) 資機材の調達

ア 救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行します。

イ 市は、必要に応じて、民間からの協力等により救助活動のための資機材を確保し、効率的な救助活動を行います。

(4) 行方不明者の搜索

行方不明者の搜索にあたっては、救助活動に引き続き、市は、警察署、自主防災組織等の協力を得て実施します。

(5) 関係機関等への応援要請

東海地震、東南海・南海地震等の大規模な地震災害により市だけで対応できない場合は、県、県警察本部、近隣消防機関に協力を要請するとともに、三重県内消防相互応援協定に基づく県内相互応援隊の出動要請又は消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の出動要請若しくは必要に応じ自衛隊派遣要請を県に依頼します。

(6) 関係機関との連絡調整

関係機関へ応援要請したときは、円滑な救助活動を実施するため、市は応援要請した関係機関の活動内容等について連絡調整を行います。

第8節 水防活動

- 地震後の河川、海岸堤防、ため池等の護岸・堤防における危険箇所を早期に把握し、必要な応急措置を講じます。



1 監視・警戒体制の確立（建設部、下水道部、農林水産部、消防本部）

(1) 巡 視

水防管理者（市長）又は消防機関の長は、水防法第9条に基づき、随時区域内の河川海岸堤防を巡視し、水防上危険と認められる箇所を発見したときは直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に報告し、必要な措置を求めます。

(2) 非常警戒

水防管理者は水防警報が発動された場合、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、現在工事中の箇所、その他特に重要な箇所を重点に巡視し、特に異常を発見した場合は直ちに当該河川、海岸堤防等の管理者に報告するとともに、必要な措置を講じます。

(3) 水門、えん堤等の操作

水門、えん堤等の管理者（操作責任者）は津波予報の発表を知り、又は地震予知情報等の連絡を受けたときは水位の変動を監視し、必要に応じて門扉開閉を行います。

管理者は毎年、門扉の操作等について支障のないよう点検整備を行います。

2 応急復旧活動の実施（建設部、下水道部、農林水産部、消防本部）

堤防、ため池、樋門又は角落とし等が決壊したときは、水防管理者、消防団長、消防機関の長等はでき得る限り被害の増大を防止するよう努めるとともに、早期の応急復旧に努めます。

また、ため池については、震度4以上(注1)の地震が発生した場合、緊急点検対象ため池(注2)については決壊の有無にかかわらず、管理者等による緊急点検を24時間以内に実施し、異常が確認されたため池については、余震及び降雨等による二次災害の防止を図るため緊急放流等の必要な措置を講じ、異常がないため池についても一定期間継続観察を行います。

(注1)ため池の堤高が15m未満にあつては震度5弱以上とします。

(注2)緊急点検対象ため池とは、国が示す地震後の農業用ため池緊急点検要領の規定に該当するため池とします。

第9節 被災宅地危険度判定及び被災建築物応急危険度判定

- 東海地震、東南海・南海地震により被災した宅地・建物は、その後の余震等で人命に危険を及ぼす二次災害のおそれがあるため、危険度判定士を派遣して応急的に危険度判定を行い、その危険性を住民等に周知することにより二次災害を防止し、市民の生命の保護を図ります。



1 危険度判定実施本部の設置（都市計画部）

- (1) 市は、市の区域で危険度判定を実施するに当たり、災害対策本部の中に危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置するとともに、その旨を県に報告します。
- (2) 実施本部は、判定士及び判定のための資機材等を確保し、危険度判定活動を実施します。

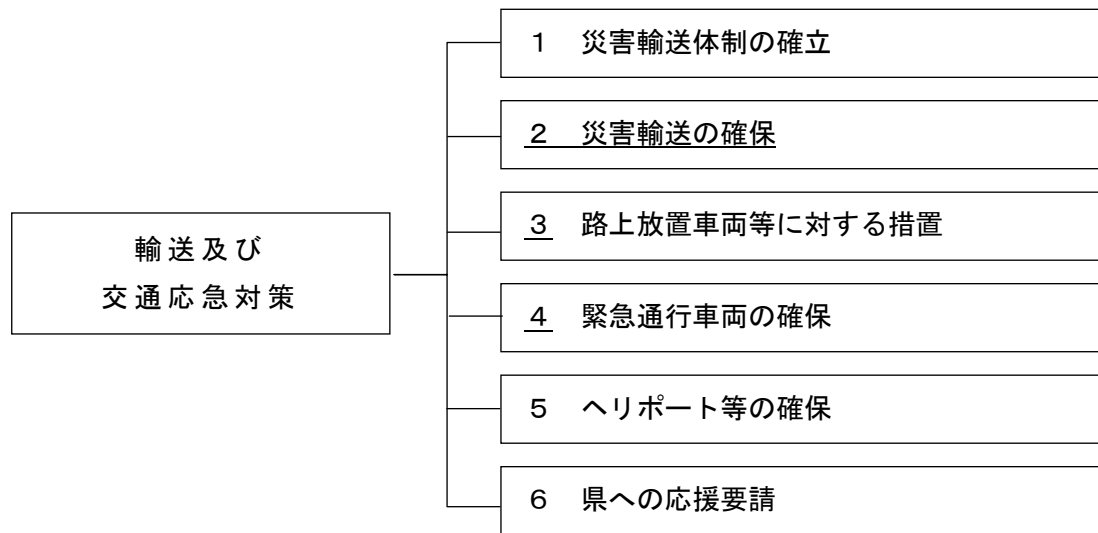
2 被災宅地危険度判定士等の派遣要請（都市計画部）

市は、地震により被災した宅地地盤・擁壁・建物等が、その後の余震等で人命に危険を及ぼすおそれがある場合、判定を実施し、必要に応じ、県に被災宅地危険度判定士又は被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請します。

被災宅地危険度判定士及び被災建築物応急危険度判定士は、宅地地盤等又は建物の被害状況を調査してそれらの危険度を判定し、宅地又は建物に判定結果の標識を掲げ、使用者及び付近住民等に注意を喚起します。

第10節 輸送及び交通応急対策

- 東海地震、東南海・南海地震等大規模な地震が発生した場合、道路交通渋滞等により人命にかかる応急対策活動が支障をきたさないよう、陸上及び海上の交通を確保します。
- 発災後における緊急物資の輸送活動等の災害応急対策を円滑に行うため、緊急交通路を迅速に確保します。



1 災害輸送体制の確立（危機管理部、政策財務部、都市計画部）

(1) 実施機関

被災者及び災害応急対策要員の移送あるいは災害応急対策用物資、資機材の輸送は、市において行います。ただし、市において処理できないときは、三重県災害対策本部の地方災害対策部（津県民センター）に車両その他の輸送力の確保あるいは輸送、移送について応援を要請します。

(2) 輸送対象

震災における応急対策は、時間の経過により状況が変化するため、輸送対象についても段階的に対処します。

ア 第1ステージ

- (ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (ウ) 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道等初動の応急対策に必要な人員、物資等
- (エ) 広域医療機関へ搬送する負傷者等
- (オ) 緊急輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

イ 第2ステージ

- (ア) 上記アの続行
- (イ) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- (ウ) 被災地外に搬送する傷病者及び被災者

(エ) 輸送施設（道路、港湾、漁港、ヘリポート等）の応急復旧等に必要な人員、物資

ウ 第3ステージ

(ア) 上記イの続行

(イ) 災害復旧に必要な人員、物資

(ウ) 生活必需品

(3) 災害輸送の方法

次の方法のうち、最も適切な方法により実施するものとしますが、大規模な震災時においては、さまざまな輸送手段の活用が予測されることから、被害の状況等に応じて、的確に対処します。

ア 自動車等による輸送

イ 鉄道による輸送

ウ 船舶による輸送

エ 航空機による輸送

2 災害輸送の確保（危機管理部、政策財務部、都市計画部）

(1) 陸上輸送

ア 輸送車両等の確保

輸送車両等は、次の方法により確保するものとします。

(ア) 市が保有する車両等

(イ) 防災関係機関が所有する車両等

(ウ) 自動車運送事業者の車両等

イ 輸送力の確保

(ア) 各部は、あらかじめ各部で保有する車両等の数及び種別を掌握し、円滑な輸送の確保に努めます。

(イ) 政策財務部は、あらかじめ保有する車両の数、種類等を把握し、緊急度及び用途等を定めた輸送・配車計画を作成します。

(ウ) 各部の保有する車両等で輸送力の確保ができない場合は、政策財務部に市有集中管理車両の確保の要請をするものとします。政策財務部は、集中管理車両に不足を生じる場合は、県又は自動車運送事業者等に車両の確保を要請します。

(エ) 陸上輸送の実施に当たっては、被害等の状況に応じて、緊急輸送道路を中心とした輸送計画を立てる等、円滑かつ確実な輸送対策を図ります。

ウ 車両燃料の確保

災害時における車両燃料を確保するため、市内の燃料取扱事業所、三重県石油商業組合津支部・一志支部等の協力により確保を図ります。

(2) 鉄道輸送

鉄道の利用については、必要の都度、東海旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社等の関係機関に連絡のうえ措置します。

(3) 海上輸送

船舶による輸送は、津松阪港を拠点とし、港湾事情を考慮に入れ、県災対本部、港湾管理者、漁業協同組合等関係機関に協力要請を行います。

(4) 航空輸送

陸上輸送の途絶等に伴い、緊急に航空輸送が必要なときは、県本部に輸送条件を示して航空輸送の要請を行います。

3 路上放置車両等に対する措置（消防本部）

消防吏員は、消防車の緊急通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、次の「路上放置車両に対する措置」により警察官のとり措置を行います。ただし、消防吏員のとった措置については、直ちに現場を管轄する警察署長に通知します。

『災害対策基本法第76条第1項に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制が実施された区域又は道路の区間において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい障害が生じるおそれがあると認めるときは、警察官及び消防吏員は、その管理者に対し、道路外へ移動する等必要な措置を命じることができる。また、現場に管理者等がいないため命じることができない場合は、自らその措置を行うことができる。』

4 緊急通行車両の確保（政策財務部）

- (1) 緊急通行車両として使用する車両について事前届出を行います。
- (2) 事前届出の受付は、各警察署交通課で行います。
- (3) 発災時における「標章」等の発行は、県及び各警察署等で行います。

[緊急通行車両標章]



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とします。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施します。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとします。

5 ヘリポート等の確保（危機管理部）

災害時に陸上交通が途絶した場合において、被災住民の人命救助や生活物資等の緊急輸送を迅速かつ円滑に行うため、津市伊勢湾ヘリポートの活用を始め、あらかじめ選定した候補地の中から、適切な箇所に臨時離着陸場を開設します。

なお、ヘリポート及びあらかじめ選定した臨時離着陸場の候補地は、資料編のとおりです。

また、市は、臨時離着陸場を開設する際、次の作業を行います。

- (1) 臨時離着陸場には、ヘリコプターに安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発煙筒をたいて風向きを示しておきます。

- (2) 降下場所の目印として、着陸点に石灰粉等でH印を付けます。
- (3) 夜間は、着陸場への灯火標識の設置等、上空からの識別が容易となるような手段を講じます。

6 県への応援要請（危機管理部）

(1) 海上輸送

船舶による輸送を必要とする場合、海上輸送の基地となる津松阪港の活用を図ります。

(2) 空中輸送

ヘリコプターによる輸送を必要とする場合、災害用ヘリポートを指定して県へ報告します。

(3) 防災ヘリコプターの応援要請

ア 要請の要件

市は、防災ヘリコプターの要請を三重県防災ヘリコプター運航管理要綱及び三重県防災ヘリコプター緊急運行要領の定めるところにより、次の場合に行います。

- (ア) 災害が隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (イ) 発災市の消防力だけでは火災防御が著しく困難と認められる場合
- (ウ) その他、緊急輸送等緊急性があり、かつ防災ヘリコプター以外に適切な手段がない場合

イ 要請の方法

緊急を要する要請であるので、電話等により次の事項について連絡を行いますが、事後速やかに文書で要請します。

- (ア) 災害の種別
- (イ) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (ウ) 災害発生現場の気象状態
- (エ) 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- (オ) 離着場所の所在地及び地上支援体制
- (カ) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (キ) その他必要事項

ウ 緊急応援要請連絡先

防災対策室防災航空グループ（防災航空隊）

TEL 235-2558（緊急専用回線） FAX 235-2557

第11節 障害物の除去

- 東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震発生時には、多数の建物が全壊又は半壊し、道路、河川等に障害物が発生することが想定されるため、救出・救助活動等の最優先に実施すべき応急対策活動に支障が生じないように、障害物を除去します。
- 被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、住家等に流れ込んだ土砂、竹木、がれき等の障害物を除去するとともに、応急活動を実施するための輸送が円滑に行われるよう道路、河川等の障害物を除去します。



1 障害物の除去活動の実施（建設部、農林水産部）

(1) 障害物除去の対象

災害時における障害物除去の対象は、概ね次のとおりとします。

- ア 住民の生命及び財産等の保護のため除去を必要とする場合
- イ 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- ウ その他公共的立場から除去を必要とする場合

(2) 実施機関

- ア 山（崖）崩れ等によって住家又はその周辺に流れ込んだ障害物の除去は、市が行います。
- イ 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路及び河川等の管理者が行います。
- ウ 災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任を受けた市長が行います。

(3) 道路障害物の除去

道路の通行に支障をきたす障害物があるとき、国道については直轄区間は国土交通省が、その他の国道及び県道については三重県が、市道については市がそれぞれ除去するとともに、必要に応じ相互に支援し、速やかに道路施設の応急復旧を実施します。

除去に伴う作業は、自らの組織、労力及び資機材を用い、又は関係機関や社団法人三重県建設業協会等の協力を得て速やかに行います。

(4) 河川等の障害物の除去

倒壊家屋等により河川等の流れに支障をきたすおそれがあるときは、河川の管理者である国土交通省、三重県、市が協力してそれぞれの管轄河川の障害物を除去します。

除去に伴う作業は、自らの組織、労力及び資機材を用い、又は関係機関や社団法人三重県建設業協会等の協力を得て速やかに行います。

2 障害物の処理（建設部、農林水産部）

(1) 障害物の処理における留意点

障害物の処理については、次のことに留意して行います。

- ア 障害物の発生量の把握
- イ 危険なもの、通行上支障のあるもの等の優先的な収集
- ウ できる限りの分別収集とリサイクル化

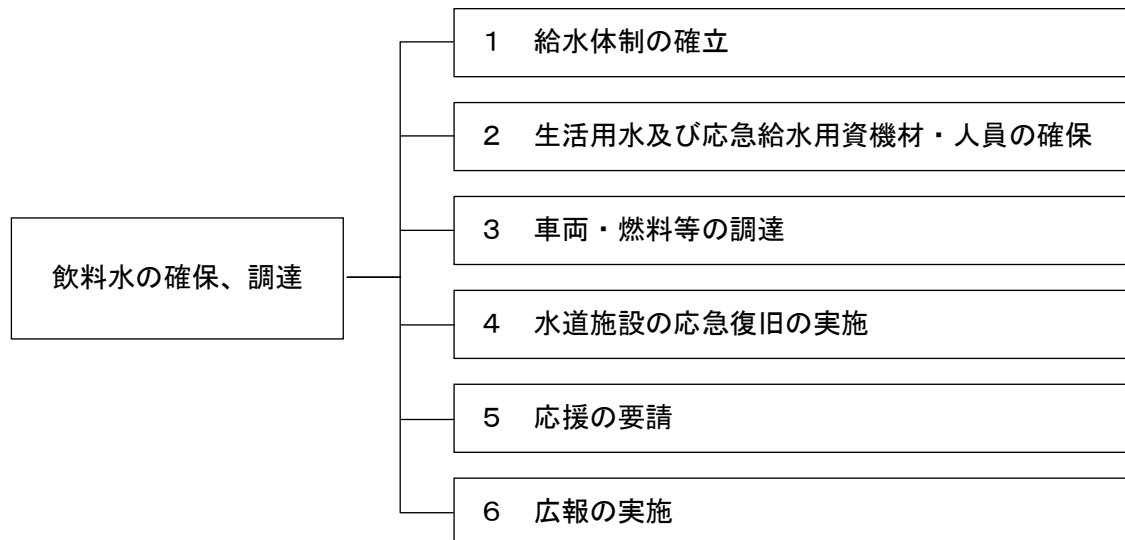
(2) 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所についてはそれぞれの実施者において考慮しますが、おおむね次のとおり集積廃棄又は保管します。

- ア 廃棄するものについては実施者の管理に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適切な場所
- イ 保管するものについてはその保管する工作物等に対応する適切な場所

第12節 飲料水の確保、調達

- 東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震発生時には上下水道施設が被害を被ることが想定されるため、り災者等に対する飲料水及び生活用水を迅速かつ的確に供給します。



1 給水体制の確立（水道局）

(1) 実施機関

市は、水道、井戸等の給水施設が損壊し、飲料水が汚染し又は枯渇のために現に飲料水が得られない者に対し、災害発生直後は、配水池等の貯留水により飲料水を供給し、その後は仮設給水栓設置等により必要な生活水量を確保します。

(2) 給水対象者

災害のため飲料水に適した水を得ることができない者及び炊事、洗面等の生活用水を得ることができない者とします。

(3) 給水量

給水量は、1人1日当たり、概ね3ℓとします。

なお、応急給水の目標水準は、次のとおりです。

被災（発生）		3日	10日	21日
段 階	第1段階	第2段階	第3段階	
目標水量	3ℓ／人日	20ℓ／人日	100ℓ／人日	
主 用 途	生命維持に必要な飲料水	炊事、洗面等の最低生活用水	生活用水の確保	
給水方法	<u>運搬給水（仮設水槽、給水車、簡易容器）</u>	<u>運搬給水（仮設水槽、給水車、簡易容器）、仮設給水</u>	<u>仮設給水場所の増設</u>	
給水拠点	住居より1km以内	住居より500m以内	住居より250m以内	

(4) 給水の方法

断水時の給水の方法は下記のとおりとします。ただし、断水状況により給水方法は異なる場合があります。

ア 仮設水槽への運搬給水

応急給水施設等から給水車により水を運搬し、給水場所で給水タンクやバルーン水槽に補給して水を確保し、市民に水を供給します。

イ 給水車での運搬給水

応急給水施設等から給水場所に給水車等により水を運搬し、時間を区切って市民に水を供給します。

ウ 簡易容器による運搬給水

応急給水施設等から給水ポリ容器や非常用給水袋に給水し、市民に水を供給します。

エ 仮設給水

給水場所付近の配水管に仮設給水栓を設置して、市民に水を供給します。

(5) 給水場所

大規模断水時の給水場所は、避難所とします。

ただし、断水規模や復旧状況に応じて変動することがあります。

また、拠点となる医療施設や福祉施設など優先的な給水が必要となる施設に対して、水道水の運搬を行います。

2 生活用水及び応急給水用資機材・人員の確保（水道局、危機管理部）

(1) 生活用水の確保

市は、災害時の生活用水の水源として、応急給水施設等の貯留水を確保するとともに、あらかじめ登録した災害時協力井戸も活用します。

(2) 応急給水用資機材・人員の確保

災害時に使用できる貯水槽等の整備に努めるとともに、応急給水用資機材の確保に努め、保有状況を常時把握します。

自己保有分で不足する場合は、「三重県水道災害広域応援協定」等により所有機関に給水車等の応急給水用資機材及び人員の応援を要請します。

3 車両・燃料等の調達（水道局）

応急給水及び応急復旧等に必要な車両、工作機械、ポンプ等が不足する場合には速やかに関係団体及び関係業者等に支援又は手配の要請を行います。

また、災害対策本部、取水場、浄水場、配水場の非常用発電機械燃料及び車両の燃料等についても、関係団体及び関係業者等に緊急手配等の要請を行います。

4 水道施設の応急復旧の実施（水道局）

水道施設が損壊した場合は、まず、取水施設、導水施設、浄水施設の早期復旧を図り、次に送水管、配水場、配水本管、配水管、給水装置の順に復旧を図ります。

5 応援の要請（水道局）

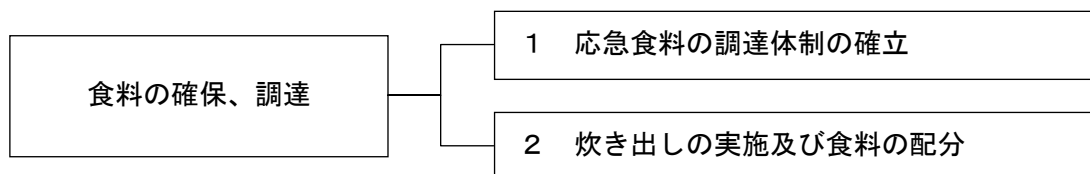
大規模災害により甚大な被害が発生し、水道部単独での応急対策の実施が困難となった場合は、被害の状況に応じて応急給水、応急復旧、資機材及び後方支援等について関係機関等に速やかに応援要請を行います。

6 広報の実施（水道局）

被災後の断水の状況、応急給水方法、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について、広報車、同報系防災行政無線、ホームページなどを活用して広報することにより、市民の不安解消に努めます。

第13節 食料の確保、調達

- 東海地震、東南海・南海地震等大規模地震発生時において、り災者等に対する食料の応急供給を迅速かつ的確に行います。



1 応急食料の調達体制の確立（市民部、各総合支所、商工観光部）

(1) 実施機関

震災時における主食等の供与及び炊き出しは市長が実施し、災害救助法が適用されたときは知事の委任を受けて市長が実施します。

(2) 供給対象者

ア 避難所に収容された者

イ 住家が流出、全壊、半壊、又は床上浸水等の被害を受け、炊事のできない者

ウ 旅行者、市内通過者等で食料を得る手段のない者

エ 被災地における救助作業、災害防止及び応急復旧作業に従事し、給食を行う必要がある者

(3) 応急食料の調達

ア 市は、事前に食料等の調達及び供給に関する協定を締結している業者等に対し、速やかに協力要請を行い、食料等の調達を行います。

イ 必要に応じ、その他の食料品を取り扱う卸売業者、小売業者、食料品製造業者からも必要な食料を調達します。

ウ 市において、食料の調達が困難な場合は、県及びその他の関係団体等に要請します。

エ 調達した食料等は、原則、物資の一時集積場所（受入拠点）で受け入れ、仕分け等を行った上、各避難所等へ配送することとしますが、状況に応じて、直接各避難所等へ配送します。

(4) 応急食料の供給

ア 供給品目は、原則として握り飯、弁当又はパンとします。

イ 供給の基準額は、災害救助法の例による額とします。

ウ 供給期間は、原則として電気・ガス・水道等ライフライン機能が復旧し、被災地周辺の商店等商業機能が復旧した段階までを目途とします。

(5) 非常用食料の供給

市は、公共施設等に備蓄している乾パン等を、必要に応じて、非常用食料として避難者等に供給します。

なお、備蓄している非常用食料等の一覧は、資料編のとおりです。

2 炊き出しの実施及び食料の配分（市民部、各総合支所、教育委員会事務局）

(1) 炊き出しの実施

ア 炊き出しは、自治会、自主防災組織、婦人会等の協力により既存の給食施設等を利用して行います。

炊き出しの場所及びその能力は資料編のとおりですが、被害の状況によっては炊き出し場所を変更又は増減します。

なお、炊き出しの場所には市職員等の責任者が立会い、その実施に関して指導するとともに、関係事項を記録します。

イ 供給対象者は災者及び救助作業、急迫した災害の防止作業又は緊急復旧作業の従事者としします。

ウ 供給品目は米穀及び副食のほか、必要に応じ乾パン、パン及び麺類等とします。

エ 供給数量は市長及び知事が必要と認めた数量とします。

(2) 食料の配分

災害用の食料の配分について事情により急を要すると認められたときは、市長がその責任において現品の購入又は引渡しを受けて実施します。

ア 調達した食料は、避難所の責任者へ引渡し、責任者を通じて避難者へ配布します。

イ 災害救助法が適用された場合、炊き出し、その他食品の給与を実施する期間は、原則として災害発生の日から7日以内とします。ただし、住宅の被害により、災者が一時縁故地等へ避難する場合は、近くの避難所で3日分以内を現物により支給します。

第14節 生活必需品の確保、調達

- り災者等に対して、日常的に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品等の生活必需品を給与又は貸与します。



1 生活必需品の確保、調達体制の確立（健康福祉部、商工観光部）

(1) 実施機関

市長は、被災者に対する生活必需品等の給与又は貸与を行います。

(2) 生活必需品等供給対象者

供給対象者は災害によって日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも資力の有無に関わらずこれらの物資を直ちに入手することができない状態にある者としてします。

(3) 支給品目

被害の実情に応じ、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料等の生活必需品について現物をもって行います。

(4) 生活必需品の調達状況の把握

市は、地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておきます。

2 物資の受け入れ及び配分（商工観光部、健康福祉部、各総合支所）

(1) 救援物資の受け入れ及び配分

災害の規模及び災害発生の地域等に応じ、指定する場所に物資を集積し、配分を行うものとします。

救援物資等の配分にあたっては、各配分段階において受払の記録及び受領書を整備しておきます。

(2) 調達及び物資集積場所

物資の集積場所は次の中から状況に応じて決定します。

ア 三重県立津東高等学校

イ 安濃中央総合公園

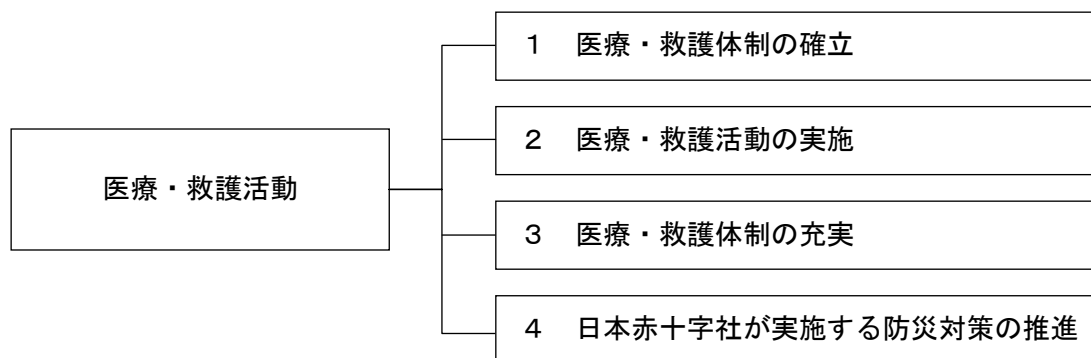
ウ 三重県立津高等学校

(3) 供給方法

商工観光部は、関係部局と連携し、受け入れた救援物資等を適切に配分し、避難所等へ供給します。

第15節 医療・救護活動

- 東海地震、東南海・南海地震等の大規模な地震が発生した場合において、災害現場、現地医療、後方医療の各局面での確な医療活動を行います。
- 現場医療においては、トリアージ及び応急処置を中心に行います。
- 後方医療においては、主に重傷者に対する迅速な高度医療を提供します。



1 医療・救護体制の確立（健康福祉部）

(1) 実施体制

市は、多数の傷病者が発生する等、医療救護の必要を認めた場合は、社団法人津地区医師会（以下「津地区医師会」という。）及び公益社団法人久居一志地区医師会（以下「久居一志地区医師会」という。）並びに公益社団法人津歯科医師会（以下「津歯科医師会」という。）等との災害救護活動協定等に基づき、速やかに医療救護活動の要請を行います。

(2) 医療救護班の編成

市は、津地区医師会及び久居一志地区医師会並びに津歯科医師会、津薬剤師会等に協力を要請し、医療救護班を編成します。

医療救護班の基本編成はおおむね次のとおりとします。

医師：1名（班長）

看護師又は保健師：2名

事務職員等（連絡員）：1名

ただし、災害の規模や種類に応じて、編成人数を増減し、又は専門分野の要員（医師、助産師、薬剤師等）を加えることもあります。

(3) 災害救護本部の設置

津地区医師会長、久居一志地区医師会長、津歯科医師会長、津薬剤師会長は、それぞれ津地区医師会（TEL 227-1775）、久居一志地区医師会（TEL 255-3155）、津歯科医師会（TEL 225-1304）、津薬剤師会（TEL 255-4387）に災害救護本部を設置し、市災害対策本部と連携し、医療救護班の指揮を行います。

なお、状況によっては上記以外の場所に臨時本部を設置することもあります。

(4) 救護所の設置

救護所の設置場所は、原則として避難所及び災害現地とし、災害の状況等に応じて、適切な場所に設置します。また、必要に応じ、津市応急診療所についても、活用を図ります。

(5) 連携体制の確保

市災害対策本部及び災害救護本部は、円滑な医療・救護活動を行うため、相互に情報共有を図る等、緊密な連携体制を図ります。

また、災害救護本部は、災害の状況により市災害対策本部へ連絡調整員を派遣する等、連絡体制の確保を図るとともに、後方医療施設の収容状況等を把握し、市災害対策本部へ情報を提供します。

(6) 収容施設

ア 傷病者及び妊産婦で病院等への収容を必要とする場合は、災害救護活動協定書第4条に基づき行います。

イ 収容の場合はできる限り救急車を利用します。

ウ 医療機関の建物、設備については被災状況を把握したうえで応急復旧を実施し、ライフライン機関に対しては医療施設向けの応急復旧を要請します。

2 医療・救護活動の実施（健康福祉部、消防本部）

(1) 医療及び助産の対象者

医療及び助産の救助は、次の者を対象に実施します。

ア 医療救助

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者

イ 助産救助

災害発生時（災害発生前後7日以内）に分娩した者で災害のため助産の途を失った者

(2) 医療及び助産の実施方法

医療及び助産の実施は、おおむね次の方法により実施します。

ア 医療救護班の派遣による実施

市は、被災地において、医療の必要があるときは、災害の規模や種類に応じ、医療救護班を派遣して行います。

医療救護班は、救護所等において医療救護活動を行い、業務内容は次のとおりとします。

(ア) 医療トリアージ

(イ) 傷病者に対する応急医療

(ウ) 後方医療施設への搬送指示

(エ) 助産救護

(オ) 遺体の検視・検案に対する協力

なお、救護所において行われる医療トリアージは、医師等により行い、「保留群(緑)」、「準緊急治療群(黄)」、「緊急治療群(赤)」、「死亡群(黒)」の4分類とします。

また、状況に応じて、救護所である避難所等において、歯科医療等を行います。

イ 医療機関による方法

(ア) 被災地の救急病院等の医療機関による実施

市は、救護所の設置又は医療救護班が到着するまでの間、被災地の救急病院等の医療機関の協力を得て実施します。

(イ) 被災地周辺の救急病院等の医療機関による実施

市は、被災地での医療を支援するため、必要に応じ被災地周辺の救急病院等の医療機関の協力を得て実施します。

ウ 患者搬送及び収容の実施

市は、医療救護班又は被災地の医療機関で対応できない重篤救急患者等を医療が可能な被災地周辺の救急病院等の医療機関へ搬送します。また、被災地及び被災地周辺の救急病院等の医療機関で対応できない重篤救急患者については、災害拠点病院へ搬送し、医療を実施します。

なお、患者の搬送は、消防本部の救急車及び救急隊員等を出動させ、傷病者を医療機関等に搬送するものとし、傷病者搬送用の車両が不足するときは、第 10 節「輸送及び交通確保対策」により応急的に措置します。

また、市長は、緊急性があり、他に適切な手段がないときは、知事に対し防災ヘリコプターの派遣要請を行います。

エ 応援等

市は、当該地域において医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、県の地方部長に医療救護班の派遣要請を行います。ただし、緊急を要する場合は、隣接地に対し派遣要請等を行い実施します。

オ 災害拠点病院との連携体制

災害対策本部（健康福祉部）は、災害拠点病院と患者搬送についての協力依頼を行い、医療救護を行います。

3 医療・救護体制の充実（健康福祉部）

(1) 医師等への損害補償

救急医療及び助産活動のため出動した医師等がそのために死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり、あるいは廃疾となったときは、災害対策基本法第 84 条第 2 項等又は災害救助法第 29 条の規定に基づき、市又は県若しくは企業体等は、その者又はその者の遺族、被扶養者がこれによって受ける損害を補償します。

(2) こころのケアを考慮した救護所の設置

被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設けます。

(3) 災害時要援護者への配慮

災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施します。

(4) 救護に必要な医薬品、衛生材料の確保

災害時における医薬品、衛生材料等が円滑に供給できるよう、市は関係機関と緊密に連携し、医薬品、衛生材料等の確保に努めます。また、必要に応じて、県の地方部長に対し備蓄医薬品等の支給を要請します。

4 日本赤十字社が実施する防災対策の推進（日本赤十字社）

災害救助法に基づく救護業務(医療、助産及び死体の処理)は次のとおりです。

(1) 医療救護活動

災害発生時迅速に行動がとれるよう常備救護班 8 個班を編成し、救護活動を行います。

(2) 救護班活動

ア 救護班編成及び派遣

医 師	1 人	※ ただし、災害の規模や種類に応じて、編成人数を増減し、又は専門分野の要員（医師、助産師、薬剤師等）を加えることもあります。
看護師長	1 人	
看 護 師	2 人	
主 事	2 人	
計	6 人	

イ 救護所の開設

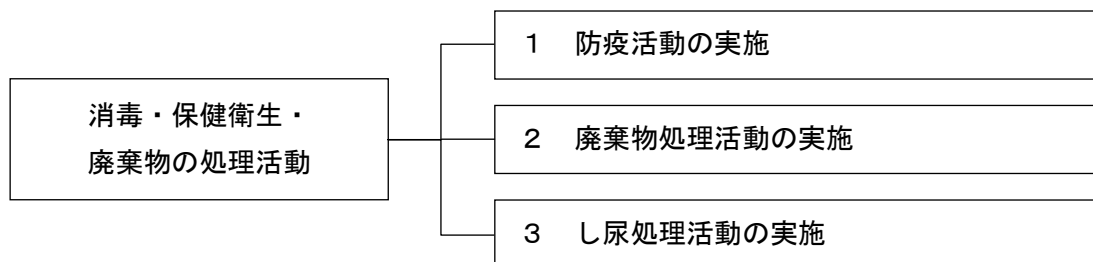
(3) 赤十字奉仕団の活動

災害発生時において、日本赤十字三重県支部は、次の奉仕団に協力を要請します。

区 分	活 動 概 要
地域奉仕団	市町単位に組織され、避難誘導、義援金募集、炊き出し等に協力をします。
青年奉仕団	18 歳以上の社会人、学生の青年層により組織され県支部の救援物資搬送等に協力します。
無線奉仕団	県内無線愛好家により組織され、情報収集、被災地の案内等に協力します。
安全奉仕団	県内各地で講習会を開催し、実技指導を行っている赤十字救急法、水上安全法指導員で組織しています。被災地において日赤救護班のもとで負傷者の救護等に協力します。
救 護 ボランティア	災害時に救護所設営・運営・救護物資の管理・運搬、ボランティアの受付、安否調査、幼児一時預かり、情報収集・伝達、道路案内等の協力をします。

第 16 節 消毒・保健衛生・廃棄物の処理活動

- 災害時における感染症の流行等を未然に防止します。
- 被災地において大量に発生する廃棄物（倒壊家屋等のがれき、避難所のし尿等）を適切に処理し、環境衛生に万全を期します。



1 防疫活動の実施（健康福祉部）

(1) 実施責任者

市長は、災害の発生に際し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号）及び予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）の趣旨に基づいて速やかに必要な防疫措置を実施します。

(2) 防疫班の編成

- ア 薬剤配布班
- イ 予防接種班
- ウ 保健班

(3) 防疫器具

普通車（消毒機付）、動力噴霧器（二兼式）、電動式噴霧器、その他各種容器等により実施し、必要に応じ借り上げます。

(4) 検病調査及び健康診断

ア 検病調査班の構成

検病調査班は、医師 1 名、保健師（又は看護師）1 名および助手 1 名で編成します。

イ 検病調査の実施

検病調査班の稼働能力を考慮し、緊急度に応じて計画的に実施しますが、たん水地域においては週 1 回以上、集団避難所においてはできる限り頻回行います。

ウ 検病調査班の任務

(ア) 災害地区の感染症患者の発生状況の迅速かつ正確な把握

(イ) 未収容患者及び保菌者に対する適切な処理

(ウ) 全般的な戸口調査

(エ) 前号により疑わしい症状のある者の菌検索及び接触者の保菌者検索

エ 病理調査の結果、必要があるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 17 条の規定による健康診断を実施します。

(5) 防疫の種類

ア 清潔方法及び消毒方法の施行

イ そ族昆虫等の駆除

ウ 臨時予防接種の施行

(6) 薬剤の備蓄整備

ア 防疫薬剤については、計画的な備蓄整備を図るとともに緊急時には速やかに調達できるように調達可能業者に協力を要請します。

イ 市においても常時備蓄します。内容については資料編のとおりです。

(7) 防疫薬剤の基準量

ア 衛生状態の向上を図るため消毒を実施する場合において、その薬剤基準量は資料編のとおりとします。

イ そ族昆虫等駆除を実施する場合において、その薬剤基準量は資料編のとおりとします。

(8) 消毒活動

ア 浸水地区など感染症が発生するおそれがある地区を重点に消毒を実施するとともに、次の消毒方法によりねずみ、蚊、蠅等の駆除を行います。

(ア) 動力噴霧器架載自動車による消毒

(イ) 手押噴霧器による消毒

イ 避難所の防疫指導

避難所生活が長期化する場合は、自主防災組織、自治会の協力を得て、避難所内の防疫指導を行い、衛生管理面の徹底を図るとともに感染症の早期発見に努めます。

ウ 臨時予防接種の実施

三重県知事の指示により、被災地区の感染症の未然防止又は拡大防止のため、種類、対象及び機関等を定め、三重県や地区医師会の協力のもと臨時予防接種を実施します。

エ 感染症を未然に防止し、環境の悪化を防止するため、衛生教育を行うとともに、防疫に関する意識の普及及び啓発の広報活動に努めます。

2 廃棄物処理活動の実施（環境部）

(1) 処理体制

被害地域のごみの発生状況と収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷きます。

また、市は、日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して集積や分別の協力依頼を行います。

処理機材、人員等については、可能な限り市の現有の体制で対応しますが、必要に応じて機材の借り上げ等を行うことにより迅速な処理を実施します。

(2) ごみ処理能力

ごみ処理施設の処理能力は資料編のとおりです。

(3) 処理方法

ア 生活ごみ処理

市は、災害により通常の集積場所の使用が不可能となった場合、ごみ収集にあたり臨時的な集積所を確保します。

避難所及び災害対策本部が開設した指定以外の避難所等を含めた収集・運搬路を確保し、収集車を巡回させ応急処理を行います。

ごみの処理は、できる限りの分別排出と再資源化に努め、再資源化できないごみは「西部クリーンセンター」「クリーンセンターおおたか」「河芸美化センター」での焼却、白銀環境清掃センターでの埋め立て処分を原則としますが、一時的に多量のごみが出ることから必要に応じ、あらかじめ選定する市の公共用地等の仮置場に一時的に集積し、適切に処理を行います。

イ がれき等処理

被災した住宅のがれき等は、発生量が多量となることが予想されるため、市が処理する場合にあっては、あらかじめ選定する市の公共用地等の仮置場、処理施設等を確保し、適切かつ計画的に収集、運搬及び処分を行います。

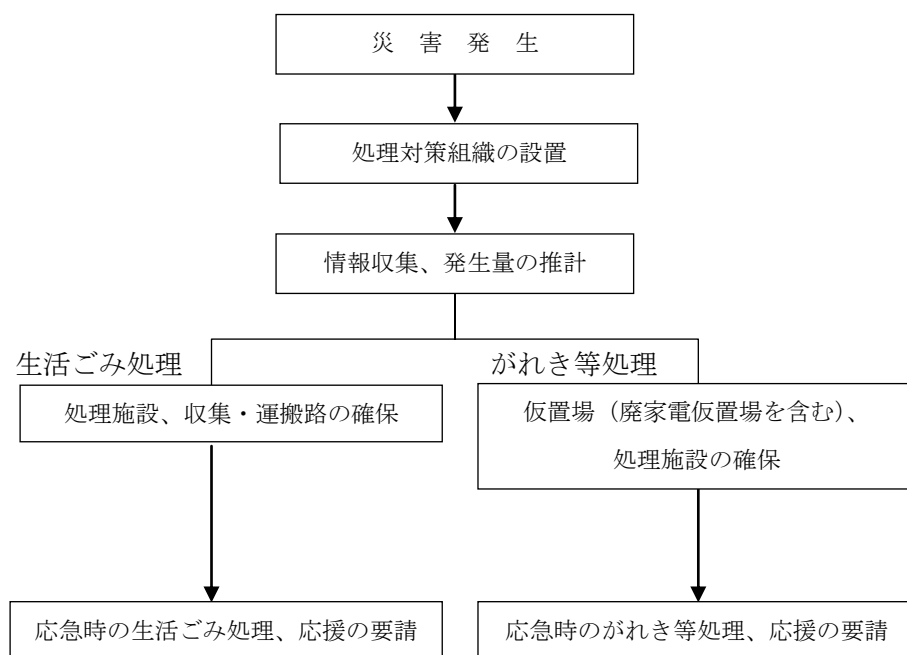
(4) 被災地が広大な場合の措置

被災地が広大なときは、関係業者の協力を要請するとともに近隣市町及び県の対応を求めます。

(5) 応援の要請

災害により被害を受け、その処理能力が減少又は停止し、本市のみでゴミ処理ができないときは、近隣市町及び県の応援を求めます。

[ごみ処理対策活動フロー図]



3 し尿処理活動の実施（環境部）

災害により上下水道設備が破壊され、水洗トイレが使用できなくなった場合は、し尿の収集見込み量及び共同仮設トイレの必要数を把握します。なお、共同仮設トイレの設置にあたっては高齢者、障がい者に配慮します。また、収集方法については、し尿汲取車により医療機関、避難所等緊急性の高いところから収集します。

(1) 処理体制

し尿の発生量について発生箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制を敷きます。特

に、仮設トイレ、避難所の汲み取り便所については貯留槽容量を越えることがないように配慮します。

(2) 処理の方法

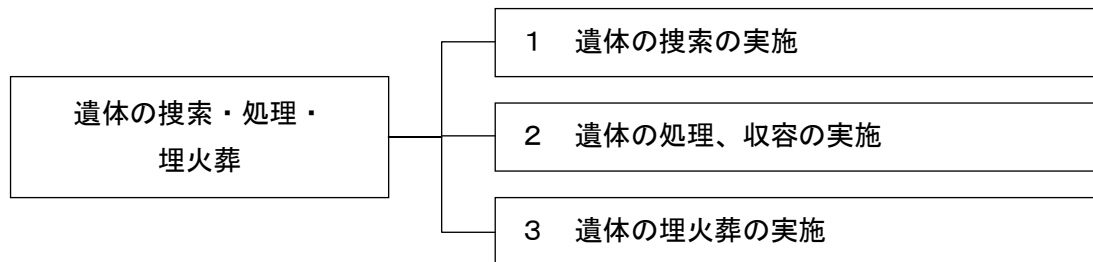
し尿の処理は、原則として、し尿処理班により、し尿処理施設（安芸・津衛生センター、クリーンセンターくもず）で処理を行うこととしますが、災害により被害を受け、その処理能力が減少または停止し、本市のみで処理ができないときは、近隣市町村及び県等へ応援を要請します。

(3) し尿処理能力

し尿処理施設の処理能力は資料編のとおりです。

第17節 遺体の搜索・処理・埋火葬

- 東海地震、東南海・南海地震等大規模地震発生時には、多数の死者、行方不明者が発生することが想定されるため、これらの搜索、処理、埋火葬等を的確に実施します。



1 遺体の搜索の実施（消防本部、危機管理部）

(1) 実施者及び方法

遺体の搜索は、市において奉仕団の労力等により救出に必要な舟艇その他機械器具等を借上げて実施します。ただし、市において実施できないときは、他機関から応援を得て実施します。

(2) 応援の要請等

市において、被災その他の状況により実施できないとき等は、次の方法で応援を要請します。

ア 市は、県地方部（健康福祉部）に遺体搜索の応援を要請します。ただし、緊急を要する場合等にあつては、近隣市町等に直接搜索応援の要請をします。

イ 応援の要請にあつては、次の事項を明示して行います。

- (ア) 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- (イ) 遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴及び持ち物等
- (ウ) 応援を求めたい人数又は舟艇器具等
- (エ) その他必要な事項

2 遺体の処理、收容の実施（市民部、各総合支所）

遺体を発見したときは、市は速やかに所管する警察署に必ず連絡し、その検視を待って必要に応じ、次の方法により遺体を処理します。

- (1) 遺体の処理は、市が処理場所を確保し、医師や奉仕団等の協力を得て、遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置をします。
- (2) 埋火葬までの間、遺体の腐乱防止等保存には十分注意を払い、適切な場所に安置します。ただし、市において実施できないときは、他の機関に協力を求める等の方法により行います。

3 遺体の埋火葬の実施（市民部、各総合支所）

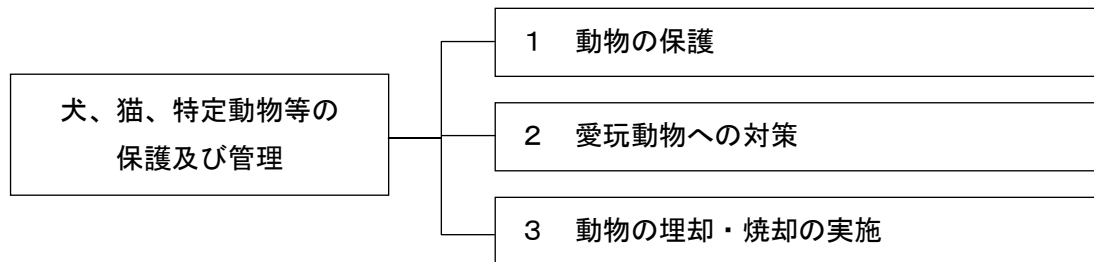
遺体の埋火葬の実施は、市において火葬若しくは土葬に付します。ただし、棺及び骨つぼ等を遺族に支給する等現物支給をもって行うこともできます。

なお、埋火葬の実施にあたっては次の点に留意します。

- (1) 事故死等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けたあと埋火葬すること。
- (2) 身元不明の遺体については、警察、県医師会、県歯科医師会に連絡し、その調査にあたること。
- (3) 被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない者の埋火葬は、行旅死亡人としての取扱いとすること。
- (4) 市内の斎場が被害により使用できない場合及び遺体の数が処理能力を超える場合は、他の市町の斎場使用について応援を要請するとともに、県に対して必要な措置を要請します。

第18節 犬、猫、特定動物等の保護及び管理

- 東海地震、東南海・南海地震等大規模地震発生時に被害を受けた動物の適切な管理により愛玩動物との共生を図り、特定動物による危険を防止します。



1 動物の保護（環境部）

- (1) 災害発生により被害を受けた動物を、獣医師会等と協力して把握し保護します。
- (2) 獣医師会や民間団体と協力して、逸走した特定動物の人間への危害の発生を防止します。

2 愛玩動物への対策（環境部、市民部、各総合支所）

近年、ペットは家族の一員として生活を共にしていることから、避難所及び避難生活においてもその対策が必要となります。

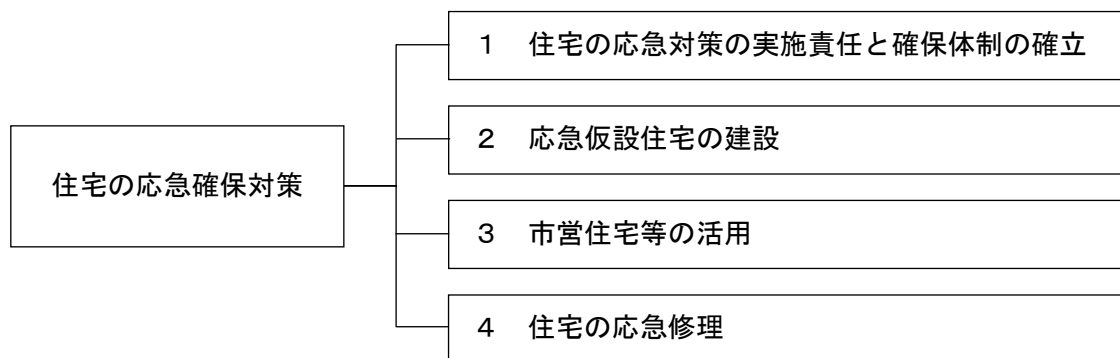
基本的に屋内での避難生活ではペットと同居することは不可能であるため、避難所の屋外の一角をペットの避難場所とし、ペットの保護の方法は首輪等を使用し、避難者に迷惑がかからないよう、飼い主が管理します。

3 動物の埋却・焼却の実施（環境部）

- (1) 焼却
十分な薪、わら、石油等を用いて焼却し、焼却後残った灰等は土中に被覆します。
- (2) 埋却
埋却に十分な穴を掘り、死体の上に生石灰を散布し、土砂をもって覆います。

第 19 節 住宅の応急確保対策

- 東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震発生時において、被災住宅による二次災害を防止します。
- 災害により住居を失った被災者のうち、自らの資力で住宅を確保又は修理することができない者に対する住居の確保に努めます。



1 住宅の応急対策の実施責任と確保体制の確立（建設部、健康福祉部）

- (1) 災害救助法が適用され県から委任された場合や市長が必要と認めるときは、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は市長が実施します。
- (2) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に係る建設資材の調達については、社団法人三重県建設業協会等の業界団体に協力を求めて実施します。

2 応急仮設住宅の建設（建設部、市民部）

- (1) 災害のため住家が滅失したり、被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図ります。
- (2) 設置場所はあらかじめ建設可能箇所を把握しておきます。
- (3) 仮設住宅の建設にあたっては、災害時要援護者に配慮した住宅の建設をします。
- (4) 応急仮設住宅については、その必要戸数を県等へ要請します。

3 市営住宅等の活用（建設部）

- (1) 発災後、市営住宅の被害状況を把握し、応急住宅として活用できるかを確認します。
- (2) 市営住宅に入居を希望している被災者に対して、災害被災者用住宅として可能な限り活用を図ります。また、災害時要援護者については、優先入居などの配慮に努めます。

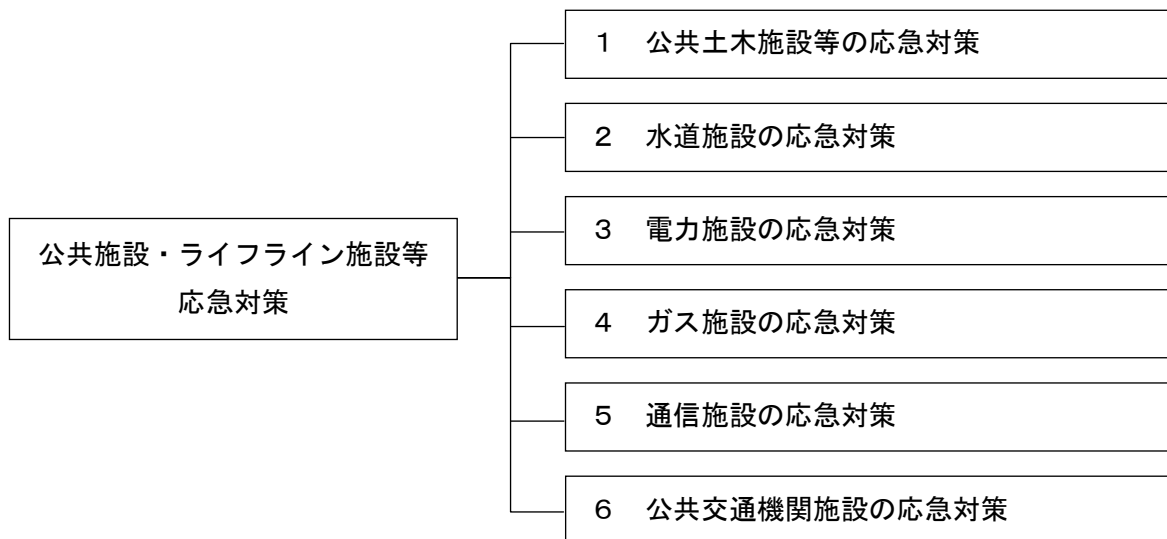
4 住宅の応急修理（健康福祉部、建設部）

災害のため住宅が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活が営めない状態であり、かつ、自らの資力では応急修理をすることができない者（世帯単位）に対して、市は、災害により被害を受けた居室、炊事場、便所等日常生活に最小限度の部分について応急修理を行います。

費用の限度は、「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表のとおりとし、期間については、原則、災害発生の日から 1 カ月以内とします。

第 20 節 公共施設・ライフライン施設等応急対策

- 東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震発生後、防災活動の拠点となる公共施設等の緊急点検・巡視を実施し、被害状況を把握することで二次災害を防止します。
- 被災者の生活確保のため、公共施設、ライフライン施設の迅速な応急復旧を行います。



1 公共土木施設等の応急対策（建設部、都市計画部、下水道部）

(1) 道路、橋りょう

各道路管理者は被害状況を把握し、状況に応じて交通規制等の措置やう回路により、通行者の安全を確保します。

応急復旧工事は緊急輸送道路を優先に実施し、逐次重要な生活道路での復旧を進めます。

(2) 港湾、漁港施設

各施設管理者は、関係機関の協力を得て必要な応急措置を行い、速やかに応急復旧工事に着手します。

(3) 河川、海岸

各施設管理者は、管理施設の被災の発見に努め、被災箇所について必要な応急措置を行い、速やかに応急復旧工事に着手します。

(4) 下水道施設

被災後は速やかに応急復旧工事に着手するとともに処理不能となった場合、市民に対して下水排除の制限を行います。

また、復旧には平常時から諸資機材の整備点検を行い、災害に対する安全性の高い応急措置ができるようにします。

2 水道施設の応急対策（水道局）

- (1) 水道施設の復旧作業は、他のライフライン事業者（電気、ガス、電話、情報供給機関）との連携を図りながら、関係事業者間の広域応援体制を確立し、その協力を得て早期復旧に努めます。
- (2) 水道施設の復旧作業においては、本管及び医療施設等緊急を要する施設に接続する配水管など重要施設から優先的に実施します。
- (3) 県営用水供給事業からの受水分については、県企業庁と連絡を密にしながら復旧にあたります。
- (4) 水道事業の復旧にあたっては、各自の復旧計画に基づき、速やかに実施します。

自ら実施が困難な場合は、下記の「三重県水道災害広域応援協定」に基づいて、県等に応援を要請します。

〔「三重県水道災害広域応援協定」要請方法（参考）〕

- a 県内を5ブロック（北勢、中勢、南勢志摩、東紀州及び伊賀）に分け、各ブロックの代表市町（以下「代表」という。）をあらかじめ定めており、被災市町は該当ブロックの代表市に要請を行います。
- b 代表者は、応援が必要と認めるときには、災害発生時に設置される三重県水道災害対策本部（以下「本部」という。）に要請します。
- c 本部は、代表者からの要請に基づき応援の調整を行った後、他の代表者を通じて市及び水道用水供給事業者に応援要請を行います。
- d 現地連絡本部が設置されたときは、上記 a、b で規定する応援要請は、現地連絡本部が代表者に代わってこれを行います。

3 電力施設の応急対策（中部電力株式会社津営業所資料提供）

災害時における電力供給設備の「災害予防」「災害応急」「災害復旧」に万全を期するため、次のとおり体制等を整えて対策を実施します。

(1) 非常体制

- ア 第一次非常体制・・・災害が予想される場合又は発生した場合
- イ 第二次非常体制・・・相当程度の被害や社会的影響が予想される場合又は発生した場合
- ウ 第三次非常体制・・・甚大な被害や社会的な影響が予想される場合又は発生した場合

(2) 地震警戒体制

地震警戒体制・・・「東海地震注意情報」等が発表・発令された場合

(3) 非常体制の発令及び解除

- ア 防災体制の発令及び解除は、対策本部の本部連絡会議で協議し、営業所長がこれを行います。
- イ 非常体制を発令した場合、それぞれの段階別の非常動員を行います。

(4) 地震警戒体制の発令及び解除

警戒体制の発令及び解除は、「東海地震注意情報」等の発表・発令に基づき、社長がこれを行います。

(5) 防災本部の設置及び任務

非常体制時の対策本部は、非常災害に関する情報を収集し、社内外の関係箇所との連絡・調整を行うとともに、災害応急対策及び災害復旧対策等について、必要な措置を講ずることを任務としま

す。

また、地震警戒体制時の警戒本部は、非常体制時における対策本部の任務に加え、予防措置等の応急対策業務のほか、設備等の運転業務及び営業・配電部門における緊急保安業務等を実施し、東海地震の発生に備えることを任務とします。

自供給区域内の被害・復旧状況の把握により、復旧方針の確立及び復旧等を行います。

(6) 広報活動

災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電などによる社会不安を除去するため、対外情報班は、関係部署と連携して適切な手段を選択し、社外に対し積極的な広報に努めます。

また、災害に伴う断線、電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故及び電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動（電気事故防止PR）を行います。

ア 停電した時は、当社事業場に通報すること。

イ 電柱の倒壊・折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業場に通報すること。

ウ 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。

エ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。

オ 屋外に避難するときは、ブレーカーを必ず切ること。

カ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。

キ その他事故防止のため留意すべき事項。

(7) 行政機関及び報道機関への情報提供

ア 行政機関及び監督官庁に対しては、本部統括班が可能な限り定期的に情報提供を行います。なお、報道機関については、対外情報班が可能な限り定期的に情報提供を行います。

イ 必要に応じて、津市災害対策本部に連絡要員を派遣し、円滑な情報交換による復旧作業の推進を図ります。

4 ガス施設の応急対策（東邦ガス株式会社津営業所資料提供）

災害時においてガス施設を防護し、二次災害防止を図るとともに復旧計画の策定の迅速化を図り、緊急事態に対応し、その万全を期するため次のとおり定めます。

(1) 非常体制

ア 警戒体制

警戒体制としてその状況により、第一次警戒体制・第二次警戒体制・第三次警戒体制・東海地震警戒体制をとります。

イ 復旧体制

復旧体制としてその状況により、第一次復旧体制・第二次復旧体制・第三次復旧体制をとります。

(2) 非常時における緊急措置

ア 情報収集

ガスによる二次災害を防止するための的確な措置を緊急に実施するため、供給区域にかかる地域内の被害情報を迅速に収集し、緊急巡回調査等によりガス施設の被害情報を把握します。

(ア) 地震計情報

- (イ) ガス製造所の施設の状況及び送出量の変動
- (ウ) 供給所ガスホルダーの送出量の変動、又は主要整圧器等の圧力の変動
- (エ) ガス漏えい通報の受付状況
- (オ) 事業所建屋及び周辺家屋の被害状況
- (カ) 動員した要員の報告による市街の状況及びガス施設の被害状況
- (キ) 一般情報
 - a 震度情報
 - b 一般被害情報
テレビ・ラジオによる一般公衆の家屋被害情報及び人身被害発生情報、並びに電気・水道・交通・通信、放送施設、道路、橋りょう等の公共施設の被害情報
 - c 対外対応状況
県・市町災害対策本部及び警察・消防、並びに関係官公署・関係機関からの情報
 - d その他災害に関する情報（交通状況等）

イ 緊急巡回点検の実施

動員等により巡回要員が確保され次第、直ちに緊急巡回調査を行い、主要なガス施設及び供給区域の家屋等の被害状況を把握します。

ウ 地震時のガス供給停止の判断

- (ア) 地震が発生した場合、以下のような大きな災害が確認された地域では即時にガス供給を停止します。
 - a 複数の地震計のS I値が60カイン以上を記録した場合
 - b 製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の大変動により供給継続が困難な場合
- (イ) 地震が発生した場合、ガス工作物の被害が予測される地域（地震計のS I値が30カイン以上。ただし、複数の地震計のS I値が60カイン以上を除く。）では直ちに以下のような情報収集を開始し、経時的に得られるそれらの被害状況等から、ガスの工作物による重大な二次災害のおそれがあると判断される場合は、速やかにガス供給を停止します。
なお、二次災害のおそれの有無の判断は可能な限り速やかに行います。
 - a 道路及び建物の被害状況
 - b 緊急巡回点検による主要ガス導管の被害状況
 - c ガス漏えい通報の受付状況

エ 緊急連絡体制

地震発生の際の被害状況、ガス供給停止の緊急措置、応援復旧に係る情報連絡や応援要請を関係機関に行います。

(3) 保安全管理

供給継続地区のお客様からのガス漏えい通報に対しては、処理要領に基づき迅速かつ適切に対応し、ガスによる二次災害の防止に必要な措置を講じます。

(4) 広報

大規模地震が発生した直後は、速やかに報道機関、自治体、警察、消防との連絡を密にし、広報活動の協力を得ながら時間的経過を踏まえて、状況に対応した適切な広報を実施します。

5 通信施設の応急対策

(1) 西日本電信電話株式会社三重支店（西日本電信電話株式会社三重支店資料提供）

西日本電信電話株式会社三重支店は、地震発生時には速やかに応急措置、応急復旧工事に着手します。

ア 災害対策

(ア) 災害対策体制

状況により必要と認められるときは、災害対策本部、地震災害警戒本部又は情報連絡室を設置します。

(イ) 本部又は連絡室の設置については、災害等の規模により支店長等が決定します。

イ 本部の組織

(ア) 本部長

N T T西日本三重支店長

(イ) 副本部長

N T T西日本三重支店設備部長

(ウ) 本部員

N T T西日本 - 三重 災害対策室長等

ウ 本部の業務

(ア) 災害等の状況及び被害に関する情報収集及び伝達をすること。

(イ) 災害応急対策及び災害復旧に関する具体的な方針決定及び応急復旧、本復旧に関すること。

エ 各班の任務

(ア) 情報統括班

- a 本部運営及び各種調整に関すること。
- b 災害に関する社内・外情報の収集及び本部等への周知に関すること。
- c 行政の災害対策機関との連絡協力に関すること。

(イ) 設備復旧班

- a 電気通信設備の応急復旧計画に関すること。
- b 出勤可能な要員の確保と手配に関すること。
- c 災害対策機器の検討と出動に関すること。
- d 復旧用資材及び工事用車両の手配に関すること。
- e 回線の切替え及び規制措置に関すること。
- f 特設公衆電話の設置に関すること。

(ウ) お客様対応班

お客様への影響把握と臨時営業窓口の開設等に関すること。

(エ) 広報班

- a 報道関係機関に対する情報提供に関すること。
- b 通信、電話の利用についての広報に関すること。

(オ) 総務厚生班

- a 復旧要員の宿舍の設営、非常炊き出し、補食を処理すること。
- b 社屋及び交換所等の保全について事前の手配及び応急的な措置を行うこと。

- c その他各部門についての庶務的事務を行うこと。

オ 通信設備

(ア) 各施設に対する応急措置

- a 津波、高潮に備え、対象交換所は防潮板等により防護を行います。
- b トラヒックそ通状況、交換機等通信設備の監視強化を行います。
- c 屋外設備については道路の陥没、橋りょう、家屋の倒壊、火災等により被害を免れないと想定されます。このため、重要ケーブル等についてはその影響度合いを確認します。

(イ) 段階的な応急対策

a 緊急復旧（初動体制）

震災直後から実施するものであり、災害用機器及通信路線の仮復旧等で災害復旧に必要な緊急臨時回線の作成、長期避難所への特設公衆電話の設置等緊急の通話を確認するまでの対策とします。

また、復旧方法は屋外線及び仮ケーブル等による復旧、重要市外伝送路のマイクロ方式による救済、自家発電及び移動電源車の活用等で行います。

b 第一次応急復旧・・・重要回線及び公衆電話等の通話確保まで

対策は重要加入者及び重要専用線の救済、ボックス公衆電話の復旧、孤立地域の通信途絶解消等とします。また、復旧方法は屋外線、架空ケーブル及び地下ケーブルの仮工事等による復旧、非常用移動電話局装置、移動無線車及びポータブル衛星通信システムによる復旧等とします。

c 二次応急復旧は、被害地の復旧状況に対応して加入電話等がほぼ使用可能となるまでの対策とします。

(2) 株式会社N T T ドコモ東海支社三重支店

非常災害の発生又は発生するおそれのある場合の移動通信施設の防護並びに応急復旧の促進については、次に定めるところによります。

ア 災害対策機関

(ア) 状況により必要と認めるときは、災害対策本部又は情報連絡室等を設置します。

(イ) 本部又は連絡室の設置については、災害等の規模により支店長等が決定します。

イ 本部の組織

支店長を本部長とし、本部は情報連絡班・応急措置班・お客様対応班・総務経理班等の各班により構成します。

ウ 応急措置

対象地域に対するトラヒックそ通状況の把握と、必要に応じてトラヒック規制措置等を実施します。また、各交換機・電力設備等の運用状態、停電状態を把握し、その影響度合いを確認します。

エ 応急復旧

電気通信施設を緊急に復旧する必要があるため、災害対策用機器、応急用資機材等により簡易な方法によって仮設備で復旧するなど重要度に合わせて段階的に行います。

(3) 三重テレビ放送株式会社

ア 放送体制

(ア) 非常災害対策要綱により災害対策本部を設置します。

(イ) 災害対策本部は動員計画表により、放送実施に必要な職員を確保します。

(ウ) 災害特別放送実施要項に基づき、緊急放送を実施します。

イ 放送応急措置

(ア) 演奏所

商業電力が停止した場合、非常用電源施設により災害情報放送の送出を継続します。被災により演奏所が機能を失った場合は、中継車を臨時の演奏所として最小限の緊急放送を継続します。

(イ) 送信所・中継局

商業電力が停止した場合、長谷山送信所・伊勢中継局・青山中継局等の各基地局は、非常用電源施設により放送を継続します。

(4) 三重エフエム放送株式会社

ア 放送体制

非常災害対策本部を設置し、災害放送体制の確保を図ります。

イ 放送応急措置

(ア) 放送対策

災害規模に応じ通常番組を中止し、あるいはそのまま適宜に「臨時ニュース」「災害特別番組」として災害情報、安否確認、生活情報等を放送します。

(イ) 施設対策

本社及び放送所は商用電源が中断しても非常用自家発電機により放送を継続します。

(ウ) 県との連絡

県との情報交換を密にするため、防災無線を活用するほか、状況に応じて社員を県へ派遣して連絡に充てます。

6 公共交通機関施設の応急対策

(1) 東海旅客鉄道株式会社

現地被災の実情を敏感に把握し、人命救助を第一として適切な初動体制のもとに被災列車の救援救護を最優先に行います。また、鉄道施設被害の応急処置をとり、輸送業務を早急に復旧します。

なお、旅客及び公衆の動揺、混乱の発生防止のため情報機能の維持に努めます。

ア 災害時の活動組織

東海旅客鉄道株式会社に地震対策本部及び被災現地に現地対策本部を設置し、応急活動を行います。

イ 初動措置

(ア) 保守担当区の措置

地震災害により列車の運転に支障を生じる事態の発生、又は発生が予想される場合は、線路、トンネル、橋りょう、重要建造物、電車線路及び信号保安設備等の巡回、固定警備を行います。

(イ) 列車の措置

乗務員は地震を感知したときは速やかに停止の措置をとります。ただし、危険な箇所に停止した場合は安全な箇所に移動させます。また、状況によっては旅客の避難、救出救護の要請を行うとともに、関係箇所に対し必要事項の速報をします。

(ウ) 駅の措置

駅長は震度に応じて列車防護及び運転規制を行います。また、直ちに営業を中止し、速やかに情報収集を行い、必要に応じて救護所の開設、医療機関への救援を要請します。

ウ 旅客の避難誘導及び救出救護

(ア) 避難誘導

a 駅における避難誘導

駅長は、被害の状況により旅客への広報を積極的に行い、避難についての駅員の指示に従うよう協力を求めます。

b 列車における避難誘導

乗務員は、被害状況等について積極的に案内を行い、協力を求めます。

また、被災の状況、救出救護の手配、避難場所その他必要事項について、列車指令（最寄りの駅）に連絡の方法を講じます。

(イ) 救出救護

地震による列車の脱線、転覆、又は建造物の崩壊等によって死傷者が発生したときは、駅長及び乗務員は直ちに救出救護活動を行います。

地震対策本部長は、災害の実情に応じ運転事故及び災害応急処理取扱細則等の定めるところにより、直ちに救護班の派遣を指示します。

また、現地対策本部長は現地社員を指揮し、救護の地域防災関係機関と協力し、最善の方法で救出救護活動にあたります。

エ 災害時の初動措置

オ 震災状況の早期収集及び関係箇所へ連絡指示

カ 復旧体制の確立

キ 他機関との応援体制

災害により列車の運行が不能となった場合には、あらかじめ定められた他の運輸機関と打合わせのうえ、鉄道による振替輸送、又はバスによる代行輸送の取扱いを行います。

(2) 近畿日本鉄道株式会社

人命尊重を第一とし、被害を最小限に防止するとともに、速やかに災害の復旧に努め、輸送の確保を図ります。

ア 震度別列車運転基準

震度4の場合は注意運転、震度5弱の場合は運転中止

イ 関係者の措置

(ア) 運転指令者は、震度、被害、列車運行等の状況把握に努め、列車に対して適切な指示を行います。この場合、震度5弱以上と判明したときは、線路に異常がないことを確かめるまで列車の運転を見合わせます。

(イ) 駅長は付近の状況把握に努め、列車運転上危険と認められたときは、運転指令者に報告するとともに列車の運転を見合わせます。

(ウ) 運転士は地震を感知したとき速やかに安全な位置に停車し、運転指令者からの指令に留意するとともに進路の異常の有無を確かめます。付近に異常が認められないときは最寄りの駅まで注意運転を行い、駅長の指示を受けます。

(エ) 施設関係各区分長は震度4以上と認めたときは要注意箇所を点検します。震度5弱以上と認めたとき、又は指令を受けたときは至急巡回点検します。

ウ 旅客整理、避難誘導

駅係員・乗務員は、状況を的確に判断し、旅客の整理避難誘導を行い、混乱による二次災害防止に努めます。

エ 他機関との応援体制

災害により列車の運行が不能となった場合には、あらかじめ定められた他の運輸機関と打合わせのうえ、鉄道による振替輸送、又は、バスによる代行輸送の取扱いを行います。

オ 災害発生時の対応

災害が発生したときは、当社「災害救助規定」に基づき非常本部、非常支部、復旧本部を設け、連絡通報、被災者の救助及び災害の復旧にあたります。

非常本部は本社に、非常支部は各輸送総括部に、また、復旧本部は現地に設けます。

(3) その他の鉄道事業者

伊勢鉄道株式会社についても同様の体制を整備します。

(4) バス（一般乗合旅客自動車運送事業者）

県内における一般乗合旅客自動車運送事業者の地震対策計画は、三重交通株式会社の例を参考に、他の事業者においても防災体制を確立し、人命尊重を第一にして輸送の確保を図ります。

ア 災害発生時の組織対応

災害対策本部を設置し、被災現地への救援活動を行うとともに情報収集、連絡を行い、必要に応じ応急計画に沿って、組織の一部を派遣し応急復旧にあたります。

イ 運転基準

(ア) 乗務員は地震を感知したときは直ちに運転を停止させ、輸送の安全確保を行い、車両を安全な場所に避難させるとともに、旅客の保護に努めます。

(イ) 前項の措置をとった後、輸送の安全確保にとって必要な情報収集を行うため、車両搭載の無線・有線を使って速やかに運行管理者に連絡・報告し以降の指示を受けます。

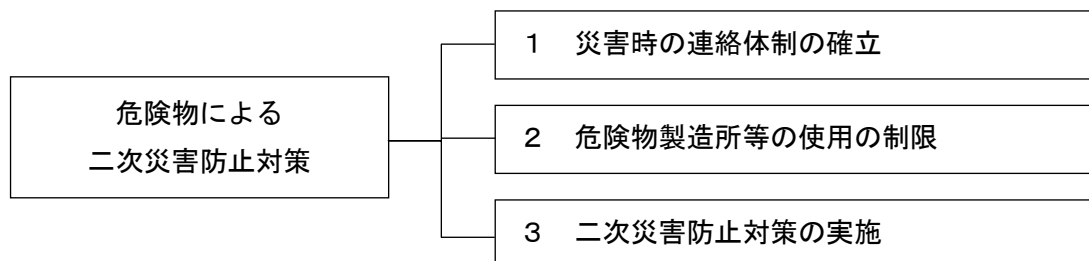
ウ 旅客の広報・避難誘導

(ア) 乗務員は震災状況等、情報収集の範囲において旅客への広報を積極的に行い、安全確保のための協力を求めます。

(イ) 運行を中断したときは、速やかに車内に現存する旅客の人員を把握し、旅客の生命に危険が予想されるときは直ちに安全な場所への避難誘導を行い、救助、応援の依頼等、旅客の保護のための必要な処置にあたります。

第21節 危険物による二次災害防止対策

- 東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震発生時における、危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物保管施設、火薬類貯蔵施設、放射性物質施設等の損傷による二次災害を防止します。



1 災害時の連絡体制の確立（消防本部）

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等による被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、施設等の責任者と密接に連絡をとるとともに、県をはじめ関係機関と十分連携し応急対策を実施します。

2 危険物製造所等の使用の制限（消防本部）

市長は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所・貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用の制限を行います。

3 二次災害防止対策の実施（消防本部）

(1) 危険物施設

関係事業所の管理者、危険物取扱者等は関係機関の指導を受けて、危険物施設の実態に即して応急対策を次のとおり講じます。

ア 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある場合、作業及び移送の停止並びに施設の応急点検と出火等の防止

イ 危険物の混触発火等による火災の防止及び異常反応、タンク破壊等による流出、拡散の防止並びに初期消火活動の徹底

ウ 災害発生時の危険物に対する自衛消防組織と活動要領の確立

エ 災害状況の把握と関係機関及び関係事業所相互間の連携活動による従業員並びに周辺地域住民等に対する人命安全措置の強化

(2) 火薬保管施設

火薬保管施設は、災害発生時に火災、爆発の危険が大きく、施設の地震被害を最小限にとどめるため、関係事業者は危険予防規定を整備し自主防災体制を確立しておきます。

また、火薬保管施設の二次災害防止のため、警察、消防機関との連絡を密にし、施設に対して自

衛保安に必要な指示を行います。

(3) ガス施設等

災害における危険時に際して、ガス事業者、高圧ガスの販売所・貯蔵所等の事業主は関係機関（県、市、消防機関等）に届け出をし、市は次の措置をとります。

ア 災害発生防止の緊急措置

- (ア) 消防機関への出動命令及び警察官等への出動要請
- (イ) 警戒区域の設定に伴う立ち入り制限、禁止、退去
- (ウ) 物的応急公用負担の権限及び障害物の除去等の権限

イ 災害応急対策

- (ア) 関係機関及びガス事業者は、事故発生後直ちに出動し、相互連携をとり、速やかに危険区域の住民に事態を周知、住民の安全を確保します。
- (イ) ガス事業者等は、ガス施設等が危険な状態になったときは、直ちにガスを遮断するため、バルブの締め切り等のあらゆる措置を行い危険を回避します。
- (ウ) 消防機関は、ガス事業者等と協議のうえ危険区域を中心に交通規制を行い、危険区域への立ち入り規制をします。また、市は防災関係機関と協力のもと地元住民を安全な場所に避難誘導します。

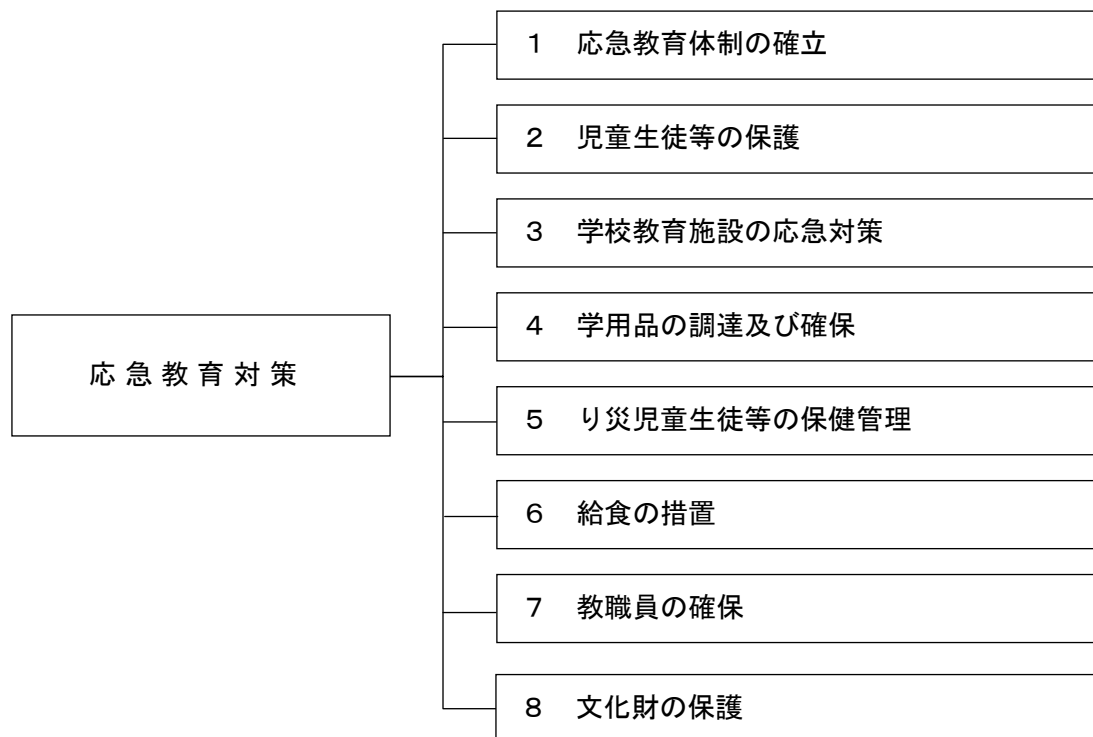
(4) 毒劇物施設等

地震災害により被害を受け、毒劇物が飛散漏洩等の事故が発生した場合、毒劇物営業者及び業務上取扱い業者等は、保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに所轄の関係機関に届け出ます。

また、市、県等関係機関は密接な連絡を取り合い、住民に対する広報、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被害者の救出救護、避難誘導等の措置を行います。

第 22 節 応急教育対策

- 東海地震、東南海・南海地震等大規模地震の発生時又はそのおそれがある場合に、児童生徒及び幼稚園児の安全確保を図ります。
- 被災した教育施設の機能を速やかに回復します。
- 市内文化財の被害を未然防止又は被害拡大防止を図ります。



1 応急教育体制の確立（教育委員会事務局）

- (1) 市立小・中学校、幼稚園の応急教育は、教育委員会が計画し実施します。
- (2) 災害に対する市立小・中学校及び幼稚園の措置については、教育委員会の計画に基づき校長、園長が具体的な応急対策を講じます。
- (3) 教材、学用品の確保については市長が実施します。

2 児童生徒等の保護（教育委員会事務局）

児童生徒等の安全を確保するため、危険が予想される場合及び東海地震注意情報の発表又は警戒宣言の発令があった場合は、教育長又は校長、園長、所長の判断で、次の措置をとります。

- (1) 災害が始業後に発生した場合は、原則として直ちに授業を中止し、幼児・児童・生徒を安全な場所に避難させるなど安全確保を行います。また、通学路の安全点検など地域の情報収集を行います。状況から判断して、安全に帰宅すること等が困難な幼児・児童・生徒は学校で保護します。通学路の安全が確認されるなどして、幼児・児童・生徒を帰宅させる場合も、保護者と連絡を取り、教職員の引率による集団下校、保護者による迎え、安全指導などの措置を講じます。東海地震注意情報

の発表又は警戒宣言の発令があった場合は、幼児・児童・生徒を学校で保護し、保護者と連絡を取りながら適切な措置を講じます。

- (2) 登校（園）前に休校（園）の措置をとったときは、直ちにその旨を保護者、児童生徒等に連絡します。
- (3) 学校長等は、地震等で校舎等が危険であると予想される場合は、直ちに教育委員会等に報告し、適切な臨時避難の措置を行うとともに、教職員等を誘導にあたります。

3 学校教育施設の応急対策（教育委員会事務局）

(1) 施設等の被害状況の報告

施設管理者は、災害の規模、児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会等に報告します。教育委員会等は、報告に基づき校舎等の管理に必要な職員を確保し、直ちに現場に派遣し教職員等と協力して万全の体制を確立します。

(2) 施設の応急対策

- ア 校舎等の一部が使用できない場合は、特別教室、講堂、屋内運動場等を利用し授業を行います。
- イ 応急修理ができる場合は、速やかに修理のうえ使用します。なお、上記事項については関係機関が協議して定め、その決定事項は教職員、児童生徒及び市民に周知します。
- ウ 黒板、机、椅子その他施設の修理可能なものは応急修理を行い、不足する場合は隣接の学校等の協力により措置します。
- エ 状況を速やかに把握し、関係機関と密接に連絡のうえ、被害地域の状況に応じて被害僅少の地域の学校施設、公民館、その他の施設を借り上げます。

4 学用品の調達及び確保（教育委員会事務局）

(1) 給与の対象

災害により住家に被害を受け、学用品等を喪失又はき損し、就学上支障をきたした児童生徒等に対し被害の実情に応じ、教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を支給します。

(2) 給与の方法

学用品の給与は、市長(災害救助法が適用された場合は知事の委任による市長)が行います。

5 り災児童生徒等の保健管理（教育委員会事務局）

(1) り災児童生徒等の健康管理及び心のケアに努めます。

- (2) 学校の設置者は応急処置に必要な物品を各学校に整備し、養護教諭等が応急処置にあたります。

6 給食の措置（教育委員会事務局）

学校給食は、次のような事情を十分留意して、できる限り実施します。

- (1) 学校給食施設が被害を受け、調理が不可能な場合は、他の給食施設の活用に努めます。
- (2) 災害救助のために学校給食施設を使用して炊き出しを実施する場合は、給食実施との調整を適切に行います。

7 教職員の確保（教育委員会事務局）

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、県教育委員会との連携のもと、学校間等の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用に努めます。

8 文化財の保護（教育委員会事務局）

(1) 被害報告

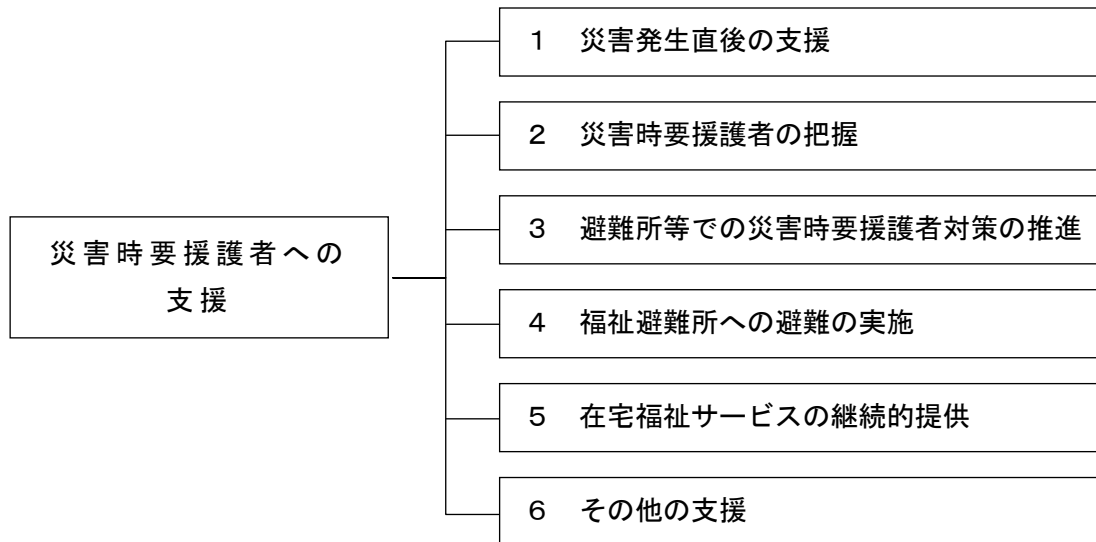
国・県・市指定文化財等が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は、被害状況を調査し、その結果を速やかに教育委員会に報告します。

(2) 応急対策

国・県・市指定文化財等が被害を受けたときは、その所有者、管理者及び管理団体は、市指定文化財にあつては教育委員会の指示に、また国・県指定文化財にあつては県教育委員会の指示に従い、その保存等を図ります。ただし、人命に関わるような被害が発生した場合は、この限りではありません。

第 23 節 災害時要援護者への支援

- 避難や救出の困難さ、避難所生活の困窮等、災害にさまざまなハンディキャップのある高齢者、障がい者や乳幼児等の災害時要援護者への支援を迅速、適切に実施します。



1 災害発生直後の支援（健康福祉部、各総合支所）

(1) 安否確認

民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、関係団体、地域ボランティア団体等の協力を得て、速やかに障がい者等在宅要援護者の安否確認を行います。

(2) 福祉ニーズの把握

被災した在宅要援護者が居宅、避難所及び応急仮設住宅等においても福祉サービスが継続して受けられるよう、安否確認と併せて福祉ニーズを把握します。

2 災害時要援護者の把握（健康福祉部、市民部、各総合支所）

(1) 一次調査

避難所要員は、避難所を開設した場合、民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会やボランティア等の協力を得て、災害時要援護者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査（一次調査）を行います。

(2) 二次調査

市は、避難生活が長期化する場合、指定避難所において避難者名簿（一次調査）に基づいて、災害時要援護者の所在、被災状況、介護の必要性を調査・確認します。

3 避難所等での災害時要援護者対策の推進（健康福祉部）

市は、避難所において生活する災害時要援護者のために、移動の円滑化、障がい者用仮設トイレ

の設置等、災害時要援護者のための設備の充実を図ります。また、避難空間については、トイレ等の利用のしやすさ、騒音・出入り口の配慮などを積極的に行うとともに、介護器具及び盲導犬利用者等への配慮を行います。

4 福祉避難所への避難の実施（健康福祉部）

避難所での避難生活が困難な災害時要援護者は、一次調査・二次調査の結果から福祉避難所への避難の実施に努めます。

5 在宅福祉サービスの継続的提供（健康福祉部）

- (1) 市は、被災した要救護高齢者、障がい者等に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努めます。
- (2) 市は、社会福祉施設の早期開設に努め、高齢者や障がい者等に対する福祉サービスの継続的な提供に努めます。

6 その他の支援（健康福祉部、市民部）

(1) 相談できる環境づくり

高齢者や障がい者等の身近な相談相手として、自主防災組織や民生委員児童委員が中心となり、相談しやすい環境の確保を図ります。

(2) 巡回相談の実施

避難所を定期的に巡回し、保健・福祉に関する相談窓口を開設し、避難所周辺の住民も含めた相談業務を行うとともに、地域保健・福祉ニーズの把握に努めます。

(3) 災害情報の提供

関係団体は、ボランティア等の協力を得て、災害時要援護者に対して次のように災害情報の提供を行います。

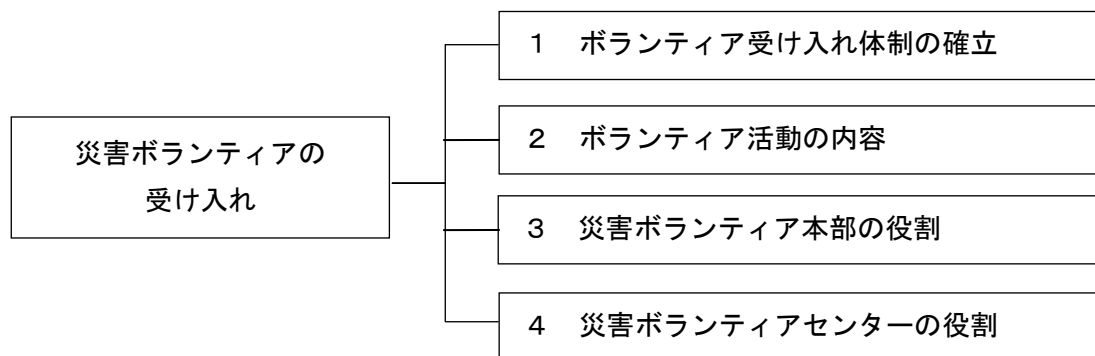
ア 手話通訳者等の支援団体に情報を提供することにより、視聴覚障がい者に確実に情報が伝達されるよう配慮します。

イ ラジオ、テレビ、広報車等の利用や障がい者等の支援団体に情報を提供することにより、視聴覚障がい者に確実に情報が伝達されるよう配慮します。

ウ 国際交流団体や外国人等の支援団体に情報を提供することにより、日本語を解さない外国人に確実に情報が伝達されるよう配慮します。

第24節 災害ボランティアの受け入れ

- 災害発生後、被災者の生活や自立を支援するため、市、県、日本赤十字社三重県支部、社会福祉法人三重県社会福祉協議会、社会福祉法人津市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関は、相互に協力・連携し、ボランティアが被災者ニーズに応じて支援活動が円滑に展開できるよう、次のとおり定めます。



1 ボランティア受け入れ体制の確立（市民部、健康福祉部）

(1) 受入体制

市は、ボランティアに関する情報の集約や体制整備の調整等を行う「災害ボランティア本部」を市庁舎等に設置します。

災害ボランティア本部は、関係機関等と協力し、被災地におけるボランティアの受け入れ等を行う「災害ボランティアセンター」を被災地又は被災地周辺に設置します。

災害ボランティアセンターの設置場所は、原則として市各庁舎又はその周辺の公共施設を活用します。

(2) 活動拠点の提供

市は、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点として市内の公共施設等を提供するなど、その支援に努めます。

2 ボランティア活動の内容（市民部、健康福祉部）

(1) 活動の範囲

災害発生時のボランティア活動の範囲は、被災世帯への救援物資の配給、炊き出し、情報伝達等とし、その後の状況等により、活動の範囲を広げていきます。

(2) 活動の内容

ボランティアとして受け入れる活動内容は、主に次のとおりとします。

なお、ボランティアの受け入れに際しては、専門的な知識や経験、資格等を持ったボランティアの能力が活かされるよう配慮します。

ア 災害発生初期の避難所等における運営への協力

イ 被災者に対する炊き出し、飲料水輸送等の協力

- ウ 被災者に対する救助物資の配分及び輸送等の協力
- エ 災害時要援護者の安否確認への協力
- オ 高齢者、障がい者等要救護者の介助への協力
- カ 被災者が行う被災家屋からの家財搬出等への協力
- キ 地域における生活関連情報等の収集及び被災者への提供
- ク 災害時における情報収集活動への協力（外国語、手話通訳要員等を含む）
- ケ こころのケアへの協力
- コ 災害ボランティアセンター運営への参加

3 災害ボランティア本部の役割（市民部）

災害ボランティア本部は、関係機関等で運営する災害ボランティアセンターと連携を図り、被災者のニーズ等の集約及びボランティアの受け入れ体制の整備等の調整を行うとともに、市災害対策本部等との連絡調整を行います。

また、災害ボランティア本部は、災害時のボランティア活動が円滑かつ適切に行われるよう県等がみえ県民交流センターに設置する「みえ災害ボランティア支援センター」と連携します。

＜主な活動内容＞

- ア 市災害対策本部及び関係機関等との連絡調整
- イ ボランティアに関する情報の集約
- ウ 災害ボランティアセンターの体制整備等の調整
- エ その他、災害ボランティアセンターの支援等

4 災害ボランティアセンターの役割（市民部、健康福祉部）

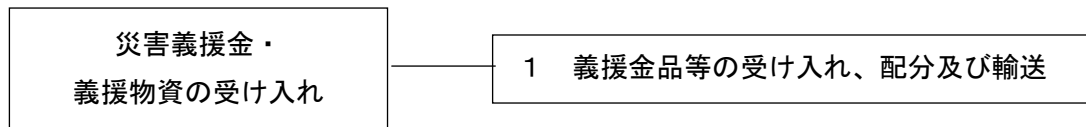
災害ボランティアセンターは、災害ボランティア本部並びにみえ災害ボランティア支援センターと連携し、ボランティアの受け入れ等を行うとともに、被災者のニーズ等を把握し、これらに基づくボランティア活動の調整などのコーディネートを行います。

＜主な活動内容＞

- ア ボランティアの受付、登録
- イ 被災者ニーズ等の把握
- ウ ボランティア活動の調整、指示
- エ ボランティアに対する情報提供
- オ ボランティア活動に必要な物資等の確保と配布
- カ その他、ボランティア活動の支援等

第 25 節 災害義援金・義援物資の受け入れ

- 市民や他県の市町村等からの義援金品を、迅速かつ適切に被災者に配分します。



1 義援金品等の受け入れ、配分及び輸送（健康福祉部、各部）

(1) 実施機関

災害義援金品等の募集、輸送及び配分は、三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部、社団法人三重県社会福祉協議会、県、市、その他各種団体が共同し、あるいは協力して行います。

(2) 保管

義援金については、健康福祉部において一括取りまとめ保管し、義援品等については、各関係部・機関において保管します。

(3) 配分及び輸送

ア 義援金及び義援品の配分計画については、健康福祉部及び関係部・機関と協議のうえ策定します。

イ 義援金及び義援品が、速やかに被災者に届くよう、関係部・機関を通じて配分、輸送します。

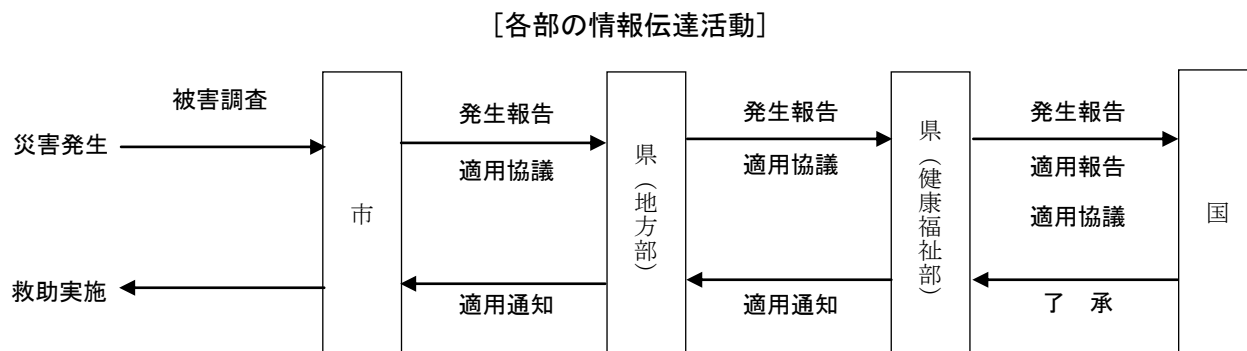
第 26 節 災害救助法の適用

- 東海地震、東南海・南海地震等の大規模な地震においては、家屋の倒壊をはじめとして、火災、津波、土砂崩れなど各種災害の多発によって、多大な人的、物的被害が発生することが予想され、災害救助法に基づく救助実施の必要が生じるため、必要と認められたときは速やかに所定の手続きを行います。



1 災害救助法の適用（危機管理部）

(1) 各部の情報伝達活動



(2) 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号 以下「施行令」という。）第 1 条に定めるところによりますが、市における具体的適用基準は資料編のとおりです。

(3) 適用手続き

市域の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を県知事に報告します。その場合には、次に掲げる事項について、口頭又は電話でもって要請し、後日文書により改めて手続きをします。

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の状況
- ウ 適用を要請する理由
- エ 適用を必要とする期間
- オ 既にとった救助措置及び取ろうとする救助措置
- カ その他必要な事項

(4) 被災世帯の算定基準

- ア 住家の滅失等の認定

「災害救助法適用基準」（資料編）による被害認定方法を用います。

2 災害救助法による救助の実施（健康福祉部、市民部、建設部、農林水産部、消防本部、教育委員会事務局、各総合支所）

（1）救助の種類と実施権限の委任

ア 災害救助法による救助の種類

- （ア）収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- （イ）炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- （ウ）被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- （エ）医療及び助産
- （オ）災害にかかった者の救出
- （カ）災害にかかった住宅の応急修理
- （キ）生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- （ク）学用品の給与
- （ケ）埋葬
- （コ）死体の搜索及び処理
- （サ）災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

イ 知事から委任を受けた市長は、委任された救助の実施責任者となります。

ウ アの（キ）生業資金の貸付については、各種の貸付金制度が充実されているため、事実上停止しており、これに代わって「災害弔慰金の支給等に関する法律」による支給や貸付が実施されています。

（2）救助の実施内容

救助の内容等については、「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」（資料編）によります。

第2章 自衛隊の災害派遣

第1節 災害派遣の要請

- 市民の人命を保護するために市長が自衛隊の支援を必要と判断したときは、法第68条の2の規定に基づき、迅速に知事に自衛隊の災害派遣要請を行うため、次のとおり定めます。



1 災害派遣の要請（危機管理部）

(1) 災害派遣要請の基準

- ア 災害が発生し、災害対策本部の職員だけでは市民の生命の保護が困難で自衛隊の出動が必要と認められるとき。
- イ 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に予防方法がないとき。

(2) 災害派遣の要請手続き

ア 市長の派遣要請の要求

市長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、災害派遣要請書に次の事項を記入し、知事（防災危機管理部防災対策室）に提出します。ただし、事態が急を要するときは、電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付します。

また、市長は人命救助等事態が急迫し、速やかに自衛隊の派遣を要すると認められる場合は、知事に派遣の要請を求めます。その後、必要に応じて直接自衛隊に対し事態の状況を通報します。

なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、市長はその旨及び市の地域に係る災害状況を自衛隊の部隊等の長に通知します。ただし、事後速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知します。

(ア) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由（特に災害区域の状況を明らかにすること。）

(イ) 派遣を希望する期間

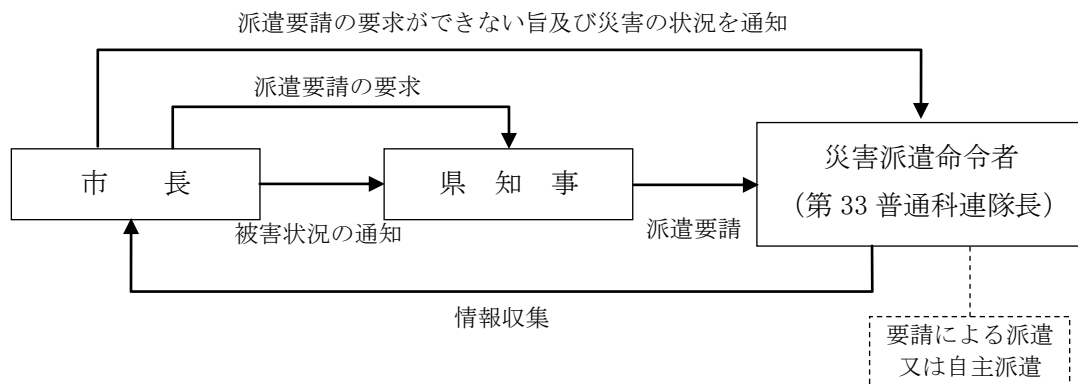
(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となる事項

※ 緊急時派遣要請要求先電話番号 防災危機管理部防災対策室 TEL 224-2189

要 請 先	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊 (第33普通科連隊長)	津市久居新町 975	255-3133 (内線 236 夜間 302) 防災行政無線 4010

イ 引き続き災害派遣を必要とする場合の派遣要請



2 災害時の緊急派遣（危機管理部）

災害の発生が突発的でその救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがあります。（自衛隊法第83条第2項ただし書きに規定する自主派遣）

この場合、市長等は、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は航空学校長に直接災害の状況等を通知します。

第2節 派遣部隊の受け入れ体制

- 派遣部隊の活動に必要な受け入れ体制について定めます。

派遣部隊の受け入れ体制

1 派遣部隊の受け入れ体制の確立

1 派遣部隊の受け入れ体制の確立（危機管理部）

(1) 派遣部隊の受け入れ体制

市は、派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮します。

- ア 派遣部隊と市との連携窓口及び責任者の決定
- イ 作業計画及び資機材の準備
- ウ 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- エ 住民の協力
- オ 派遣部隊の誘導

(2) 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは、市の負担とします。ただし、2つ以上の地域にわたる場合は、関係市町が協議して負担割合を定めます。

- ア 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置及び通話料金
- イ 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水費、入浴料
- ウ 活動のため現地で調達した資機材の費用

※ その他必要な経費については事前に協議しておきます。

(3) ヘリポートの指定と取扱い

ヘリポートの指定と取扱いについては資料編に示すとおりとします。

第3節 派遣部隊の業務及び撤収

○ 派遣部隊の業務と撤収要請について定めます。



1 派遣部隊の業務及び撤収（危機管理部）

(1) 業務

派遣部隊は、人命救助に関する活動及び水防活動その他の救援活動を行います。

救助活動の内容は、災害の状況及び他の救援機関等の活動状況等によって異なりますが、おおむね次のとおりです。

ア 被害状況の把握（車両、航空機による偵察）

イ 避難の援助（誘導、輸送）

ウ 遭難者等の搜索救助

エ 水防活動

オ 消防活動

カ 道路及び水路の啓開（障害物除去等）

キ 応急医務・救護、防疫

ク 人員及び物資の緊急輸送

ケ 炊飯及び給水

コ 救助物資の無償貸付又は譲与

サ 危険物の保安及び除去等

(2) 撤収

派遣部隊が目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、市長は、関係機関の長及び派遣部隊の長等と十分協議を行ったうえ、知事に災害派遣部隊の撤収要請を行います。

2 災害派遣を命ぜられた自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長等、警察官及び海上保安官がその場にはない場合に限り、次の措置をとることができます。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通知します。

(1) 自衛隊緊急車両の通行を妨害する車両、その他物件の移動命令、車両、物件の破損

(2) 避難の措置・立入

- (3) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限禁止及び退去命令
- (4) 他人の土地等の一時使用等
- (5) 現場の被災工作物等の除去等
- (6) 住民等を応急措置の業務に従事させること

第4編 災害復旧・復興対策

東海地震、東南海・南海地震等の大規模な災害の発生は、多数の生命や身体に危害を加えるだけでなく、住居、家財の喪失、環境破壊などをもたらし、市民を極限の混乱に陥れることになります。

そのため、このような混乱状態を解消し、早期に人心の安定と社会秩序の維持を図るために、被災者の生活安定、社会経済活動の早期回復に万全を期します。

第1章 災害復旧・復興の推進

第1節 迅速な復旧・復興

- 市は、被災者の生活再建を基本に、二度と同じ災害を繰り返さない安全性に配慮した復旧・復興の基本方針を市民の合意を得ながら速やかに策定し推進できる体制を整えます。

1 市街地復興に関する事前対策（各部、各総合支所）

（1）各種データの整理及び保存

ア 市は、復興の円滑化のため、あらかじめ地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報や測量図面、情報図面等の各種データの整備及び保存に努めます。

イ 市は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ所管施設の資料の整理及び保存に努めます。

2 生活再建支援に関する事前対策（環境部、政策財務部）

（1）災害廃棄物等の処理

市は、環境に配慮し、かつ、迅速な災害廃棄物の処理体制の整備を進めるため、仮保管場所・最終処分適地、中間処理能力と人材等の確保策を検討し、収集・運搬から再利用・最終処分までの機能的なシステムの確立に向け取り組みます。

（2）被災証明に関する事前対策

家屋の全壊半壊に対する義援金の配分は、家屋の被害査定に基づいて行いますが、査定漏れや査定の追加などによる混乱が生じないように、事前に、市及び県は、被害査定の査定基準の明確化、査定要員の教育などを促進します。

3 市街地復興（政策財務部、都市計画部）

（1）復旧・復興の基本方向を早期に決定するための支援

市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設の管理者の考え方など、市民の意見等を踏まえ、迅速な現状復旧か、災害に強い都市づくりを目指す計画的復興かを検討し、復旧・復興の基本方向を早期に決定できるよう努めます。

(2) 防災都市づくり

市は、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法を活用するとともに、市民の合意形成に最大限の努力を傾注し、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の実施により、良好な市街地の形成と都市機能の更新を図ります。

4 都市基盤施設の復旧・復興（都市計画部、建設部）

(1) 被災施設の復旧等

ア 市は、応急復旧計画に沿って、あらかじめ定めた応援協定等を活用し、被災公共施設の復旧にあたっては、可能な限り早期の応急復旧に努めます。

イ ライフライン、交通関係施設の復旧については、関係事業者と連携のもと、地域別の復旧見込みを明らかにするよう努めるものとし、施設間の復旧速度の相違に起因する二次災害の防止に努めます。

(2) 応急復旧後の本格復旧・復興

市は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、都市公園、河川、港湾などの骨格的都市基盤整備、防災安全街区の整備、ライフラインの地中化の整備、さらには建築物や公共施設の不燃化などを目標とします。

第2章 災害復旧・復興計画

第1節 公共施設災害復旧事業計画

- 公共施設の災害復旧については、各施設の原形復旧とあわせ、再度の災害の発生を防止するため、施設の新設、改良を実施します。

1 公共土木施設災害復旧事業計画（建設部、下水道部、農林水産部）

(1) 河川災害復旧事業計画

河川の災害復旧は、原形復旧に止まらず、必要に応じ将来計画に整合した復旧に努めます。

また、河川の改修事業等は、従前の生態系が形成される良好な河川環境の保全・復元が可能な復旧工法を進んで採用していきます。

(2) 道路災害復旧事業計画

産業経済の動脈であるとともに地域住民の生活基盤となっている道路の災害復旧は、最も急を要するものであり、被災後、直ちに応急復旧工事に着手し、交通の確保に努めなければなりません。近時の自動車交通量の増加に伴いその重要性も増大する傾向にあるので、自然災害の防除と併せて交通安全の見地からみた工法によって積極的に早期復旧を進めます。

橋りょうについても洪水流量の流下能力の増大を図るとともに、永久橋を主眼とした復旧を推進します。

(3) 下水道災害復旧事業計画

下水道における各施設について災害が発生した場合は、雨水、汚水の疎通に支障がないよう速やかに応急復旧を行い、平常時の機能を維持するよう努めます。

なお、復旧には、平常時から諸資機材の整備点検を行い、災害に対する応急措置ができるようにするとともに、被害場所については施設の補強を図り被害の軽減に努めます。

(4) 漁港等の災害復旧計画

各漁港の地理的条件に風速・潮位及び波高等の海象条件等を十分勘案して再度災害を被らないよう工法等を検討して計画を樹立します。

2 農林水産施設災害復旧事業計画（農林水産部）

(1) 農地農業用施設災害復旧計画

農地農業用施設の災害については、現在までに原形復旧に重点をおいて復旧がなされていましたが、投資効果を十分発揮するうえからも、今後はさらに被災の原因をよく調査して災害を繰り返さないように計画にあたる必要があります。

なお、農業基盤整備事業としてため池等整備事業を積極的に推進し、災害を未然に防止する方策を講じる必要があります。

(2) 林道災害復旧計画

林道は、林産物搬出施設としては勿論、林業経営の基盤をなす以外に山村の経済、文化及び交通等を左右する道路として、その価値は極めて大きいといえます。従って、林道の被災による交通途絶は林業経営に支障を及ぼすほか山村住民の生活に影響することが多いため、被災箇所の早期復旧によって安全堅牢な林道に復旧する必要があります。特に最近の車両の大型化、集中豪雨の多発等を考慮し、原形復旧のみでは再度災害のおそれがあるものについては各被災路線の性格に応じた適切な復旧を計画推進します。

(3) 農林水産施設災害復旧計画

農業協同組合又は漁業協同組合の所有する倉庫、加工施設、共同作業場及びその他の農林水産業者の共同利用に供する施設で、農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律に基づき、国庫補助を得て災害復旧の促進を図ります。

3 学校教育施設災害復旧事業計画（教育委員会事務局）

日常多数の児童、生徒を収容する学校施設の災害は、その生命保護並びに正常な教育実施のいずれの観点からみても迅速、かつ適切に復旧しなければなりません。

特に学校施設は非常時において、しばしば地域住民の緊急避難場所となることもあるので、復旧計画の樹立にあたっては次の点に留意します。

- (1) 災害の原因を究明し、再度の災害発生を防止するため必要に応じ改良復旧に努めるとともに災害防止施設も併せて実施するよう考慮します。
- (2) 公立学校施設の災害復旧については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法の規定に基づき復旧計画を推進します。

4 水道施設災害復旧事業計画（水道局）

(1) 水道施設災害復旧計画

市及び水道事業者により速やかに復旧を行うものとしますが、被災の程度により全面回復が困難な場合は、給水車等により応急給水を実施します。

第2節 財政金融計画

- 災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の防災行政の実施は、国、県、市及びその他関係機関等のすべてがそれぞれの立場において分任して、それに要する費用はそれぞれの機関が負担します。

しかし、このことで市財政に混乱を生じさせるおそれがあるときは、法令に基づき、又は予算上の措置により、財政負担の適正化のため所要の措置を講じます。

1 費用の負担者（政策財務部）

(1) 災害予防及び災害応急対策に要する費用

災害予防及び災害応急対策に要する費用は、法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置が講じてある場合を除き、その実施責任者が負担します。

（注）法令に特別の定めがある場合

ア 災害救助法 第36条

イ 災害対策基本法 第94条、第95条

ウ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第62条

(2) 応援に要した費用

他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合に、市は当該応援に要した費用を負担します。ただし、当該費用を支弁するいとまがないときは、一時繰替え支弁を求めます。

(3) 知事の指示に基づいて市長が実施した費用

知事の指示に基づいて市長が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した費用のうちで指示又は応援を受けた市に負担させることが困難又は不適當なもので災害対策基本法施行令第39条で定めるものについては、国がその一部を負担する費用を除いて政令で定めるところによって、県が一部又は全部を負担します。

2 国が負担又は補助する範囲（政策財務部）

(1) 災害応急対策に要する費用

災害応急対策に要する費用については、法令で定めるところにより、又は予算の範囲内において国がその全部又は一部を負担し、又は補助します。

(2) 非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づく応急措置に対する費用

非常災害対策本部長又は緊急災害対策本部長の指示に基づいて市長が実施した応急措置のために要した費用のうちで、当該市に負担させることが困難又は不適當なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国がその全部又は一部を補助します。補助率については、応急措置内容その他の事情によりその都度決定されます。

(3) 災害復旧事業費等

災害復旧事業その他災害に関連して行われる事業に要する費用は、別に定めるところにより、又は予算の範囲内で国がその全部又は一部を負担し、又は補助します。

(4) 激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費

国は著しく激甚である災害が発生した場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に規定されている事業に対し援助します。

3 起債の特例（政策財務部）

災害対策基本法施行令第 43 条に定める地方公共団体は、次の場合において激甚災害が発生したとき、その発生した日に属する年度に限り地方財政法第 5 条の規定にかかわらず地方債をもってその財源とします。

- (1) 地方税、使用料、手数料、その他の徴収金で自治省令で定めるものの当該災害のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況を照らし相当と認められるものによって生じる財政収入の不足を補う場合
- (2) 災害予防、災害応急対策又は災害復旧で、総務省令で定めるものに通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合

第3節 被災者等の生活再建等の支援

- 災害時の混乱状態を解消し、早期に人心の安定と社会秩序の回復を図ります。
- 被災者の生活の安定、社会経済活動の早期回復を図ります。

1 生業資金等の貸付（健康福祉部）

(1) 災害救助法による生業資金の貸付

り災者のうち、生活困窮者等に対する事業資金その他の少額融資は、本計画によります。

ア 対象者

住家が全壊（焼）又は流出し、生業の手段を失った世帯で、次の各号に該当する者に対して行います。

- (ア) 小資本で生業を営んでいた者であること。
- (イ) 蓄積資金を有しないこと。
- (ウ) 主として家族労働によって生業を維持している程度の者であること。
- (エ) 生業の見込みが確実であって、具体的事業計画を有し、かつ償還能力のある者であること。

イ 貸付限度額（1 災害あたり）

- (ア) 生業費 30,000 円
- (イ) 就職支度費 15,000 円

(2) 生活福祉資金の貸付

ア 貸付の対象

低所得世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯とします。ただし、障がい者世帯に対し貸し付ける資金の種類は、療養費、介護等費、福祉費、福祉費（住宅）、福祉用具購入費、障がい者自動車購入費、生業費及び技能習得費に、高齢者世帯に対し貸し付ける資金の種類は、療養費、介護等費、福祉費、福祉費（住宅）、福祉用具購入費、不動産担保型生活資金及び要保護世帯向け不動産担保型生活資金に限ります。

イ 借入の手続

貸付を受けようとする者は、市社会福祉協議会に備え付けられている借入申込書を、その居住地を担当する民生委員・児童委員を通じ、市社会福祉協議会を経由して、三重県社会福祉協議会に提出します。

ウ 貸付金の種類

- (ア) 総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費）
- (イ) 福祉資金（療養費、介護等費、福祉費、福祉費（住宅）、福祉用具購入費、障がい者自動車購入費、災害援護資金、生業費、技能習得費、緊急小口資金）
- (ウ) 教育支援資金（教育支援費、就学支度費）
- (エ) 不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金）

（注）災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象になる世帯は、原則として災害援護資金及び住宅資金の貸付対象にはなりません。

(3) 母子及び寡婦福祉資金の貸付

ア 貸付の対象

配偶者のない女子であって、現に児童（20 歳未満の者）を扶養している者及び「母子及び寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等。ただし、現に扶養する子等のない寡婦及び 40 歳以上の配偶者のない女子の場合は、前年度所得が政令で定める額以下の者を原則とします。

イ 借入の手続

貸付を受けようとする者は、市役所に備え付けられている貸付申請書に関係書類を添付して市を經由して県に申請します。

ウ 貸付金の種類

- (ア) 事業開始資金
- (イ) 事業継続資金
- (ウ) 住宅資金
- (エ) 技能習得資金
- (オ) 生活資金
- (カ) 就職支度資金
- (キ) 修学資金
- (ク) 転宅資金
- (ケ) 就学支度資金
- (コ) 修業資金
- (サ) 医療介護資金
- (シ) 結婚資金
- (ス) 特別児童扶養資金

(4) 恩給担保貸付金

ア 借入の手続

貸付を受けようとする者は、日本政策金融公庫に備え付けられている貸付申込書に証書及び貸付証明書を添付して日本政策金融公庫に提出します。

イ 貸付金の限度、期間等

貸 付 額 恩給年額の 3 倍以内の額、ただし、最高は 2,500,000 円とします。

償還期限 3 年以内（ただし、変動あり）

利 率 年 1.25%（ただし、変動あり）

2 災害援護資金の貸付（健康福祉部）

災害弔慰金支給等に関する法律及び津市災害弔慰金支給等に関する条例が適用される自然災害が本市に発生した場合、被災者に災害援護資金の貸付を行います。

(1) 対象となる自然災害

ア 津市において住居が 5 世帯以上滅失した災害

イ 三重県内において住居が 5 世帯以上滅失した市町が 3 以上ある場合の災害

ウ 三重県内において住居が 5 世帯以上滅失した市町が 3 以上ある場合の災害

エ 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害

(2) 貸付対象者

以下の①、②の条件のうち、1つ以上の要件を満たし、以下の所得制限以内の方

① 津市において住居が5世帯以上滅失した災害

② 三重県内において住居が5世帯以上滅失した市町が3以上ある場合の災害

所得制限表

世帯人員	市民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
その世帯の住居が滅失（流失）した場合にあつては、1,270万円とする。	

(3) 貸付限度額

ア 世帯主が療養に要する期間がおおむね1月以上の負傷をした場合

被害の種類及び程度	貸付限度額
住居の損害がない場合	150万円
家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害の場合	250万円（350万円）
住居が半壊した場合	270万円（350万円）
住居が全壊した場合	350万円

イ 世帯主に負傷がない場合

被害の種類及び程度	貸付限度額
家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害の場合	150万円
住居が半壊した場合	170万円（250万円）
住居が全壊した場合	250万円（350万円）
住居の全体が滅失、又は流失した場合	350万円

※ただし、被災した住居を建て直すにあたり残存部分を取り壊さざるを得ない場合は（ ）内の金額となります。

(4) 貸付条件

ア 利率 年3%（措置期間中は無利子）

イ 措置期間 3年

ウ 償還期間 措置期間を含み10年

エ 償還方法 半年賦の元利均等償還払い

オ 連帯保証人 要

3 被災者に対する職業斡旋等（商工観光部）

- (1) 通勤地域における適職求人の開拓
 - ア 職業転職者に対して常用雇用求人開拓を実施します。
 - イ 復旧までの間の生活確保を図るため、日雇求人の開拓を実施します。
- (2) 巡回職業相談所、臨時職業相談所の開設
 - ア 災害地域を巡回し、就職相談を実施します。
 - イ 収容場所に臨時相談所を設け、就職相談を実施します。
- (3) 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用により雇用保険求職者給付を行います。

4 租税の徴収猶予及び減免等（政策財務部）

災害による被害者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って、被害者の生活の安定を図ります。

- (1) 市税の減免及び期限延長

被災者の市民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延長については、津市市税条例(平成 18 年条例第 71 号 津市市税条例施行規則)の定めるところに従って、救済を図ります。
- (2) 国税の徴収猶予及び減免等
 - ア 災害等による期限の延長

国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 11 条の規定に基づき、災害により国税に関する法律の定めるところによる申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるとき、国税庁長官、国税局長及び税務署長は、当該期限を延長することができます。
 - イ 災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等

「災害被害者に対する租税の減免及び徴収等に関する法律」（昭和 22 年法律第 175 号）の規定に基づき、風水害、落雷、火災その他これに類する災害による被害者の納付すべき国税の軽減若しくは免除、その課税標準の計算若しくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収に関する特例については、他の法律に特別の定めのある場合を除いてこの法律の定めるところによります。
- (3) 県税の減免及び期限延長
 - ア 県税の減免

県は、災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災納税者に対する県税の減免を行います。

なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県は、県税の減免に関する単独条例を制定して被災納税者の救済を図ります。
 - イ 各種期限の延長

広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、県は、被災地域内における県税の納税者について、県税の納付又は納付期限及び申請又は申告に係る書類の提出期限を延長します。

5 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策（郵便事業株式会社）

災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施します。

- (1) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付します。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施します。
- (3) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施します。
- (4) 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分します。

6 公営住宅の建設及び住宅金融支援機構資金の斡旋

(1) 公営住宅の建設（建設部）

災害により住宅を滅失又は焼失した低所得者の被害者に対する住宅対策として、県及び市は、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図ります。

滅失また焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当する場合には、市及び県は被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の実施が得られるよう努めます。

(2) 住宅金融支援機構資金の斡旋（都市計画部）

県及び市は、住宅金融支援機構に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入の促進を図ります。

7 生活必需物資・災害復旧用資機材の確保

防災に関係ある機関は、災害復旧にあたって被災者の生活必需物資の確保に努め、また災害復旧用資機材の調達、輸送等に努めます。

第4節 被災者生活再建支援制度

- 被災者生活再建支援法(平成10年5月22日法律第66号)に基づき自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支援金を支給します。

1 対象となる自然災害（健康福祉部）

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然災害により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりです。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市の区域にかかる自然災害
- (2) 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市の区域に係る自然災害
- (3) 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した県の区域に係る自然災害

2 対象世帯（健康福祉部）

対象世帯は次のとおりです。

- (1) 上記「1」の自然災害により、住宅が「全壊」した世帯
- (2) 上記「1」の自然災害により、住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 上記「1」の自然災害により、危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯（長期避難者世帯）
- (4) 上記「1」の自然災害により、住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）

3 支援金の支給額（健康福祉部）

支給額は、住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）と住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）を支給します。

《複数世帯の場合》

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難者世帯	建設・購入	100万円	200万円	300万円
	補修	100万円	100万円	200万円
	賃借（公営住宅以外）	100万円	50万円	150万円
大規模半壊世帯	建設・購入	50万円	200万円	250万円
	補修	50万円	100万円	150万円
	賃借（公営住宅以外）	50万円	50万円	100万円

《単数世帯の場合》

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯、半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯、長期避難者世帯	建設・購入	75万円	150万円	225万円
	補修	75万円	75万円	150万円
	賃借（公営住宅以外）	75万円	37.5万円	112.5万円
大規模半壊世帯	建設・購入	37.5万円	150万円	187.5万円
	補修	37.5万円	75万円	112.5万円
	賃借（公営住宅以外）	37.5万円	37.5万円	75万円

第5節 災害弔慰金・災害障害見舞金・災害見舞金・弔慰金

○ 被災者又は遺族に対して弔慰金、見舞金を支給します。

1 災害弔慰金（健康福祉部）

災害弔慰金支給等に関する法律及び津市災害弔慰金支給等に関する条例が適用される自然が本市に発生した場合に、被災者又は遺族に対して災害弔慰金を支給します。

(1) 対象となる自然災害

以下のいずれかに該当する災害

ア 津市において住居が5世帯以上滅失した災害

イ 三重県内において住居が5世帯以上滅失した市町が3以上ある場合の災害

ウ 三重県内において災害救助法が適用された市町が1以上ある場合の災害

エ 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の災害

(2) 支給対象者

災害により死亡された方の遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹）

※遺族の1人に代表して支給され、支給される方は法によって決定する。

※兄弟姉妹は死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。

(3) 支給額

ア 生計維持者が死亡した場合：500万円

イ その他の方が死亡した場合：250万円

(4) 支給の制限

下記のいずれかに該当する場合は、災害弔慰金は支給されません。

ア 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

イ 当該死亡に関しその者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で厚生労働大臣が定めるものが支給される場合

ウ 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

2 災害障害見舞金（健康福祉部）

災害弔慰金支給等に関する法律及び津市災害弔慰金支給等に関する条例が適用される自然が本市に発生した場合に、被災者に対して災害障害見舞金を支給します。

(1) 対象となる自然災害

以下のいずれかに該当する災害

ア 津市において住居が5世帯以上滅失した災害

イ 三重県内において住居が5世帯以上滅失した市町が3以上ある場合の災害

ウ 三重県内において災害救助法が適用された市町が1以上ある場合の災害

エ 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の災害

(2) 支給対象者

災害により下記の障害を受けた者

ア 両眼が失明したもの

イ 咀嚼及び言語の機能を廃したもの

ウ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

エ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

オ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの

カ 両上肢の用を全廃したもの

キ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの

ク 両下肢の用を全廃したもの

ケ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

(3) 支給額

ア 生計維持者が障害を受けた場合：250 万円

イ その他の方が障害を受けた場合：125 万円

(4) 支給の制限

下記のいずれかに該当する場合は、災害障害見舞金は支給されません。

ア 当該障害者の障害が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

イ 当該障害に関しその者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で厚生労働大臣が定めるものが支給される場合

ウ 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

3 災害見舞金（健康福祉部）

津市災害見舞金等の支給に関する条例が適用される災害が本市に発生した場合に、被災者に対して災害見舞金を支給します。

(1) 対象となる自然災害

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象、又は火災。

(2) 支給対象者

災害により下記に該当する被害を受けた被災者又は世帯主。

ア 住居が全壊し、流失し、又は全焼した世帯

イ 住居が半壊し、又は半焼した世帯

ウ 住居が床上浸水による被害を受けた世帯

(3) 支給額

被害状況	支給額
住居が全壊し、流失し、又は全焼した世帯	3 万 5 千円
住居が半壊し、又は半焼した世帯	2 万円
住居が床上浸水による被害を受けた世帯	1 万 3 千円

(4) 支給の制限

下記に該当する場合は、災害見舞金は支給されません。

ア 当該災害が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

4 弔慰金（健康福祉部）

津市災害見舞金等の支給に関する条例が適用される災害が本市に発生した場合に、遺族に対して弔慰金を支給します。ただし、災害弔慰金支給等に関する法律による 1 災害弔慰金の支給を受けた場合、弔慰金は支給されません。

(1) 対象となる自然災害

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象、又は火災。

(2) 支給対象者

下記の災害により死亡された方の遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹）

ア 住居の滅失した世帯数が 1 世帯以上の災害

イ 上記に準ずる程度の災害で市長が適当と認める災害

※遺族の 1 人に代表して支給され、支給される方は法によって決定する。

※兄弟姉妹は死亡者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。

(3) 支給額

死亡状況	支給額
生計維持者が自然災害で死亡された場合	500 万円
その他の方が自然災害で死亡された場合	250 万円
火災により死亡された場合	60 万円

(4) 支給の制限

下記のいずれかに該当する場合は、弔慰金は支給されません。

ア 当該遺族が津市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 18 年津市条例第 106 号）の規定による災害弔慰金の支給を受けた場合

イ 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

ウ 当該死亡に関しその者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で厚生労働大臣が定めるものが支給される場合

エ 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

第6節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

- 被災した中小企業の自立を支援します。

1 対 策（商工観光部）

被災により経営に支障を生じている中小企業者に、県の融資制度や政府系金融機関（日本政策金融公庫）の各種融資制度を紹介します。

第7節 農林漁業経営の安定策

○被災農林漁業者等の自立を支援します。

1 対 策（農林水産部）

被災により経営に支障を生じている農林漁業者のために、政府系金融機関である日本政策金融公庫や県等の融資制度のうち災害復旧に利用可能なものを紹介します。

2 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法による災害経営資金（農林水産部）

震災等により農林漁業者等が被害を受けた場合、国県及び市が農協系金融機関や銀行等に対し利子補給を行い、再生産確保のための経営資金等を融資します。

なお、対象となる災害、貸付限度、償還期限等については、天災の都度政令で指定します。

第8節 激甚災害の指定

- 地震の発生に伴う被害が甚大であり、激甚災害の指定を受ける必要があると考えられる場合に、速やかに所定の手続を行います。

(1) 激甚災害に関する調査（危機管理部、建設部、農林水産部）

- ア 市長は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、災害状況等の調査結果を県知事に報告します。
- イ 市長は激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県の各部局に提出し、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置します。

(2) 激甚災害指定の適用措置（危機管理部）

ア 激甚災害指定基準（本激）

激甚法適用条項	適用措置
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例
第8条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助
第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
第13条	小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
第16条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
第17条	私立学校施設災害復旧事業に対する補助
第19条	市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
第22条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
第7条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
第9条	森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助
第10条	土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助
第11条	共同利用小型漁船の建造費の補助
第14条	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
第20条	母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
第21条	水防資材費の補助の特例
第25条	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

イ 局地激甚災害指定基準

激甚法適用条項	適用措置
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助
第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
第13条	小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

津市地域防災計画

一 震災対策編 一

平成 年 月 発行

津市防災会議

(津市 危機管理部)

〒514-8611 津市西丸之内 23 番 1 号

電話 (059) 229-3281